

**門真市第6次総合計画
改訂版(案)**

目次

第1部 はじめに

1. 計画の概要

- (1) 第6次総合計画改訂版策定の趣旨 1
- (2) 計画の構成・期間 2
- (3) 門真市の概要
 - ① 門真市の歴史と成り立ち 3
 - ② 門真市の地理的特徴 4
 - ③ 門真市の魅力 4～6

第2部 基本構想

1. 門真市の現状と時代の潮流

- (1) 人口減少時代への突入 7～9
- (2) 超高齢社会への対応と健康づくり 10～12
- (3) まちづくり 13～16
- (4) 子どもを取り巻く状況 17・18
- (5) 市民の定住意向 19
- (6) 情報技術の革新と活用 20
- (7) 脱炭素社会への要請 20
- (8) グローバル化の進展 21
- (9) 誰もが活躍できる社会の実現 22
- (10) 地域コミュニティづくりと協働・共創の推進 23
- (11) 財政状況 24～27
- TOPICS SDGs（持続可能な開発目標）について 28
- TOPICS 大阪・関西万博の開催 29

2. まちの将来展望とまちづくりの方向性

- (1) 人口の将来展望 30・31
- (2) まちの将来像 32・33
- (3) まちづくりの方向性 34～36

3. まちづくりの基本目標

- (1) まちづくりの基本目標 37
- (2) 本計画の推進にあたっての視点 38・39

第3部 基本計画

基本計画総論

- I. 基本計画策定の趣旨 41・42
- II. 基本計画の運営方針 43・44
- III. 施策の体系 45・46
- IV. 基本計画別の記載内容の見方 47・48

基本計画各論

I. 子育て分野

- ① みんなで支え合う子育て環境づくり 49～51
- ② 母子保健の充実 52～54
- ③ 子育て世帯への支援 55～57
- ④ 就学前教育・保育の充実 58～60

II. 教育分野

- ① 学校教育の推進 61～63
- ② 児童・生徒の健全育成 64～66
- ③ 学校施設と教育環境の充実 67～69

III. 健康管理分野

- ① 生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 70～72
- ② 健康保険制度の適正な運営 73～75

IV. 福祉分野

- ① 地域福祉の推進 76～78
- ② 高齢者への支援 79～81
- ③ 障がい児（者）等への支援 82～84
- ④ 生活保障と自立支援 85～86

V. まちづくり分野

- ① まちの顔づくり 87～89
- ② 快適な住まい環境の充実 90～92
- ③ 憩いの場の充実 93～95
- ④ 公共交通の充実 96～98
- ⑤ 快適な道路環境の形成 99・100

VI. 環境分野

- ① 地球環境保全 101～103
- ② 生活環境保全 104～106
- ③ 快適に暮らせる生活基盤の整備 107～109

VII. 上下水道分野

- ① 上水道施設の基盤強化 110～112
- ② 下水道施設の基盤強化 113～115

VIII. 地域振興分野

- ① 地域の絆づくりとコミュニティの活性化 116～118
- ② 市民公益活動と協働・共創の促進 119～121
- ③ 安全・安心な暮らしを支える体制づくり 122～124
- ④ 平和と人権の尊重 125～127
- ⑤ 多文化共生社会の形成 128～130

IX. 産業振興分野

- ① 地域産業の強化と発展 131～133

② 就労支援と雇用促進	134～136
X. 地域教育振興分野	
① 地域教育環境の充実	137～139
② 暮らしに息づく文化芸術の推進	140～142
③ 文化資源の活用と保存・継承	143～145
④ 市民スポーツの振興	146～148
XI. 危機管理分野	
① 危機管理と災害時対策	149～150
② 市民の危機管理意識の向上	151～153
③ 消防・救急医療体制の充実	154～156
XII. 行政管理分野	
① 効率的・効果的な行政運営	157～159
② 広報・情報発信の充実	160～162
③ シティプロモーションによる定住促進	163～165
④ 公共施設の適正管理	166～168
第4部 門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
I. はじめに	169
II. 基本方針	
1. 門真市第6次総合計画改訂版との関係	170・171
2. 計画期間	171
III. 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績評価指標（K P I）	
1. 目標	172
2. 基本的方向	172
3. 具体的施策・重要業績評価指標（K P I）	173～186

第1部 はじめに

はじめに

1. 計画の概要

(1) 第6次総合計画改訂版策定の趣旨

本市は昭和46（1971）年11月に『門真市総合計画』を策定して以降、時代の変化に伴う市民ニーズや課題に対応するため、5次にわたり計画の見直しを行い、令和2（2020）年3月に、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする『門真市第6次総合計画』を策定しました。

本市の将来像である「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」の実現に向けて、市民、事業者、市役所等、多様な主体との協働・共創によるまちづくりの取組を進め、長期的・総合的な展望に基づき諸施策を進めているところです。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化、物価高騰等、予測不能な出来事が多々発生し、また人口減少や少子高齢社会の急速な進展、地球温暖化の進行に伴う自然災害の激甚化・頻発化等、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、市役所にはこれらへの対応が求められています。

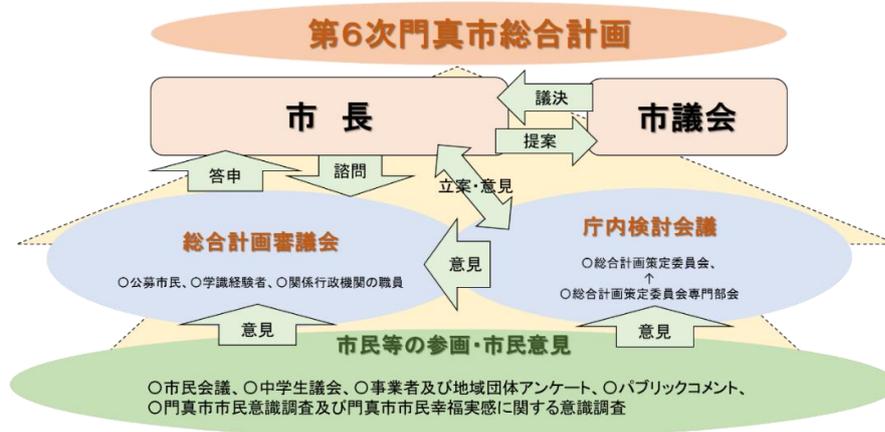
こうした社会経済情勢の変化を的確に捉え、10年、20年先を見据えた、誇りと愛着が持てるまちづくりに向け、「基本構想」に掲げる「まちの将来像」は継承し、「基本構想」・「基本計画」を実情に即した内容へと改めた『門真市第6次総合計画改訂版』（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「令和6（2024）年度市民意識調査」からの意見をもとに市民の実感や現状の課題を把握し、市民委員も含む「門真市総合計画審議会」を通じた意見も本計画に反映しています。

さらに、基本構想については、門真市議会の議決を経るなど、市民や事業者、市議会、そして市役所みんなで策定に取り組みました。

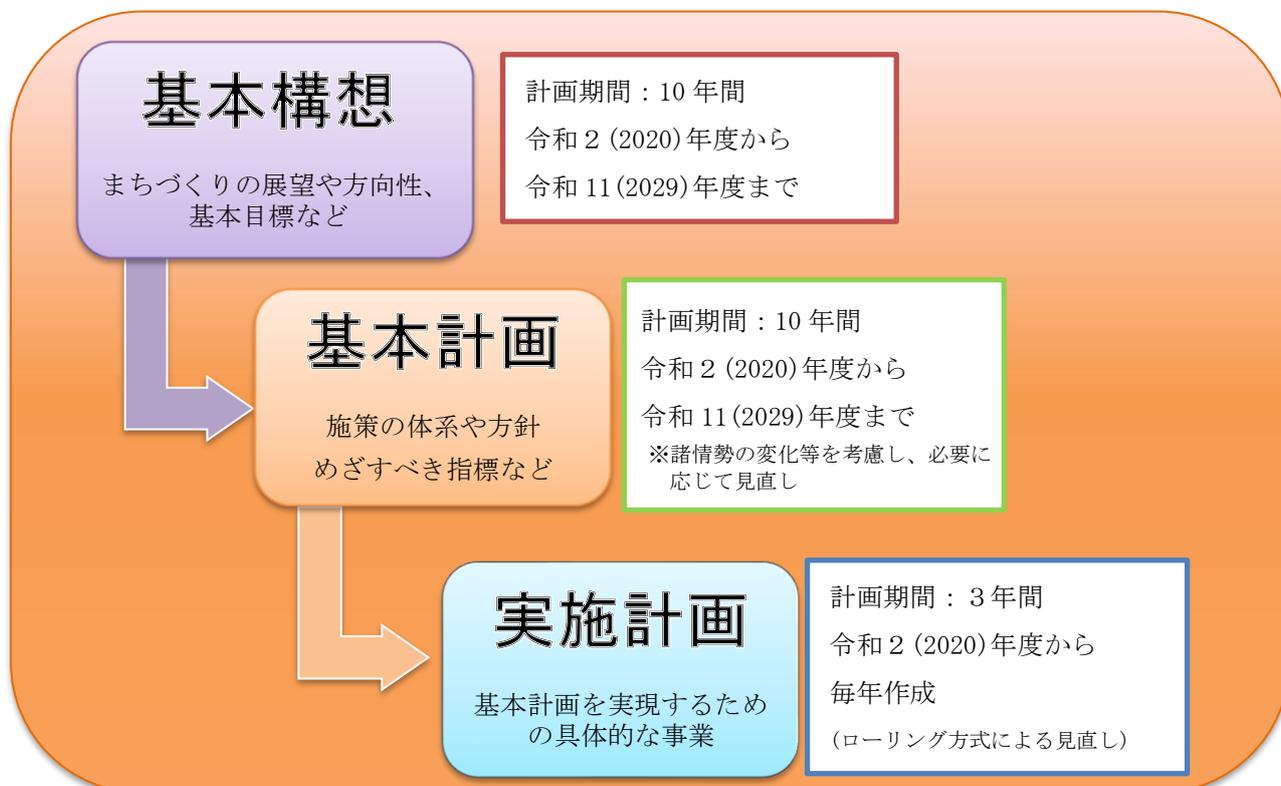
また、本計画は、国の地方創生の考え方を取り入れ、本市としての地方創生の趣旨や内容を取りまとめており、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」としての要件を満たしていることから、「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する計画として、一体的に策定しています。

総合計画策定体制



(2) 計画の構成・期間

本計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、まちづくりや施策推進の方向性を示す市の最上位計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3階層で構成しています。



基本構想とは

基本構想は、計画期間を令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までとした、将来を展望し、まちづくりの基本的な方向性を明らかにするものです。

基本計画とは

基本計画は、計画期間を令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とし、基本構想に示す本市の将来像の実現に向け、各分野の施策の方針、めざすべき指標等を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

また、諸情勢の変化や市長任期を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

実施計画とは

実施計画は、基本計画における諸施策の効果的な実施のための指針であり、その基礎となる具体的な事業を定めるものです。計画期間を3年間とし、1年ごとに財政的な裏付けをもった見直し(ローリング方式)を行います。

(3) 門真市の概要

① 門真市の歴史と成り立ち

門真市の市章

「門」「真」「市」の三つの文字を組み合わせて図案化したもので、市の発展を象徴するとともに、飛び立たんとする鳥を表しています。
(昭和38(1963)年10月制定)



(平成9(1997)年8月撮影) 地下鉄門真南駅オープン



(昭和48(1973)年10月撮影) 市制10周年記念式典
この式典で市民憲章、市の木・花が制定



(平成21(2009)年9月撮影)
第二京阪道路門真JCTの工事風景

近代・現代

- ・ 今後、阪神高速淀川左岸線、大阪モノレールが延伸予定
- ・ 平成25(2013)年、市制施行50周年、門真市自治基本条例が制定
- ・ 平成22(2010)年、第二京阪道路が南部地域中央に開通
- ・ 平成9(1997)年、地下鉄長堀鶴見緑地線、大阪モノレールが市内乗り入れ
- ・ 昭和48(1973)年、「門真市民憲章」を制定、名誉市民に中塚種夫氏
- ・ 昭和39(1964)年、名誉市民第1号に松下電器産業株式会社社長(当時)松下幸之助氏
- ・ 昭和38(1963)年8月、人口6万6582人をもって現在の門真市が誕生し、昭和45(1970)年までの高度経済成長期において人口は14万人に急増
- ・ 昭和8(1933)年、松下電器製作所が本市に拠点を移す
- ・ 大正期、「加賀蓮」「備中蓮」の導入によって蓮根栽培はその最盛期を迎え、全国的に「河内蓮根」の名が広まる
- ・ 明治43(1910)年、京阪電車の開通
- ・ 江戸時代後期には菜種や木綿の栽培でも発展を遂げ、蓮根栽培も活発になる

中世・近世

- ・ 江戸時代には古川の流れも定まり、京や大阪に近い立地の重要性から市内の約8割以上が天領となり、直接江戸幕府の支配を受ける
- ・ 鎌倉・室町時代、農地開墾が進み、江戸時代には豊かな水郷農村として近世集落が形成、「段蔵」「バツタリ」の誕生
- ・ 平安後期、河内八カ所に大和田庄・馬伏庄・岸和田庄などの荘園が寺社領として経営され、現在の地名が出現



バツタリ(舟超場)

先史・古代

- ・ 古墳時代、仁徳天皇が低湿地帯であった本市域周辺を淀川の氾濫から守るため「茨田堤」を渡来人に築かせた
- ・ 弥生時代の銅鐸3個が、市の東部「大和田遺跡」で出土
市の南部「三ツ島遺跡」では、全長10メートルを超える巨大な「くり舟」も見つかる
- ・ 約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた(西三荘遺跡)



西三荘遺跡から出土した縄文土器

② 門真市の地理的特徴

本市は、大阪府の北東部に位置し、周囲は大阪市・守口市・寝屋川市・大東市と隣接しています。

東西約 4.9km、南北約 4.3km、面積約 12.30 km²と市域が比較的小さくまとまり、大きな起伏が無く、平坦な地形であることが本市の特徴です。

このため、高齢者、障がいのある人等にとっても暮らしやすく、市内や本市の周辺に行く場合も、車を利用せずに、徒歩や自転車、公共交通機関を利用することにより、便利で快適に暮らせるまちをつくることができます。

③ 門真市の魅力

① 抜群に優れた交通利便性

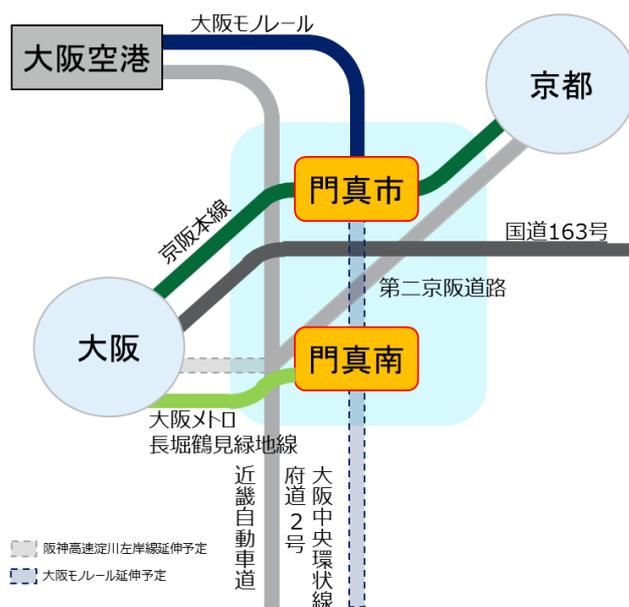
市内には京阪電車の西三荘、門真市、古川橋、大和田、萱島の各駅、地下鉄長堀鶴見緑地線の門真南駅、大阪モノレールの門真市駅と7つの駅があり、京阪バス・近鉄バスによる路線バスが運行されています。

また、幹線道路網として、市内の中央部を国道163号が東西に横断、西部を府道大阪中央環状線や近畿自動車道が縦断、南部地域の中央を第二京阪道路が通っています。

このように、本市は大阪市に隣接するだけでなく京都への利便性も高く、これらの交通網は本市の暮らしや産業の発展に大きな役割を果たしています。

さらに、阪神高速淀川左岸線の延伸、大阪モノレールの延伸も決定しており、今後、さらに交通利便性が向上します。

門真市の広域アクセスイメージ

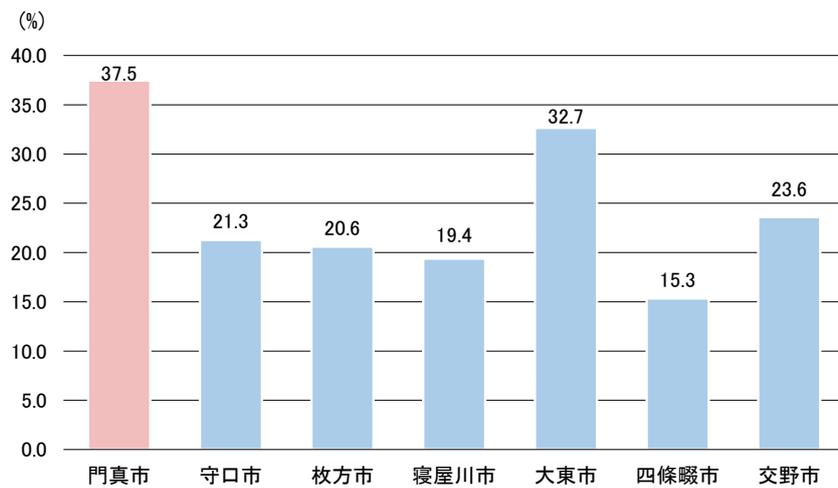


② 確かな技術力のあるものづくり産業

近代工業化前の本市では、農村の余剰労働に依存する農村工業、特に戦前のお阪周辺の代表的工業であった綿工業が発達していました。その後、本市の近代工業の起点となった現関西電力古川橋変電所が建設されるとともに、松下電器製作所（現パナソニックホールディングス株式会社）をはじめ、数多くの企業が移転してきたことが、今日の本市製造業の礎を築きました。

本市はこのように、現在も世界のトップ企業として躍進を続ける大手電機メーカーの企業城下町として発展してきた背景から、卓越した技術を持つ中小企業が数多く立地しており、ものづくり産業が盛んなまちであり、第二次産業就業者の比率が高くなっています。

第二次産業就業者比率



(出典) 経済センサス活動調査(令和3(2021)年)

③ 人の温かさ残るまち

令和6(2024)年度市民意識調査によると76.0%の市民が「人と人との支え合いが実感できる」と回答されました。

また、子どもの見守り活動をはじめとして地域の様々な取組において、多くの市民が熱心に活動されるなど「おたがいさま」「おせっかい」といった助け合いの気持ちが地域に根強くある、人の温かさが残るまちです。

④ 名所・見どころ

本市には、「大阪みどりの百選」にも選ばれている「三ツ島の薫蓋クス」や「砂子水路の桜」等の自然の名所があります。

薫蓋クスは、三島神社境内にある国指定天然記念物のクスノキで樹齢1000年とも言われています。

また、500mある砂子水路の両岸には、約200本のソメイヨシノが植えられ、桜の満開期には美しい桜のトンネルが人々を魅了しています。

歴史的な文化財としては、「伝茨田堤」や「願得寺」等があります。

茨田堤は、古事記・日本書紀に記述があることから、記録に残る日本最古の堤防とされ、5世紀頃に築かれたようです。宮野町の堤防の跡は現在地上に残る唯一の「茨田堤」跡と推定され、大阪府の史跡「伝茨田堤」に指定されています。

願得寺は、真宗大谷派の寺院で、遺構の多くは17世紀につくられ、国の登録有形文化財や大阪府の指定有形文化財に指定されています。本堂の南側には墓地があり、第44代総理大臣・幣原喜重郎を輩出した幣原家の累代の墓があります。

さらには、平成30(2018)年には、パナソニックミュージアムが開館し、名誉市民である松下幸之助氏の経営観や人生観、パナソニックの歴史を知る新たな名所となっています。

第2部

基本構想

基本構想

1. 門真市の現状と時代の潮流

(1) 人口減少時代への突入

日本全体が人口減少局面に 門真市も減少の傾向が続く

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少局面に入り、世界で例のない速度で少子高齢化が進むと同時に、東京への一極集中により、都市の人口構造が大きく変わることが見込まれています。

本市の人口は、昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期にかけて急激に増加しました。

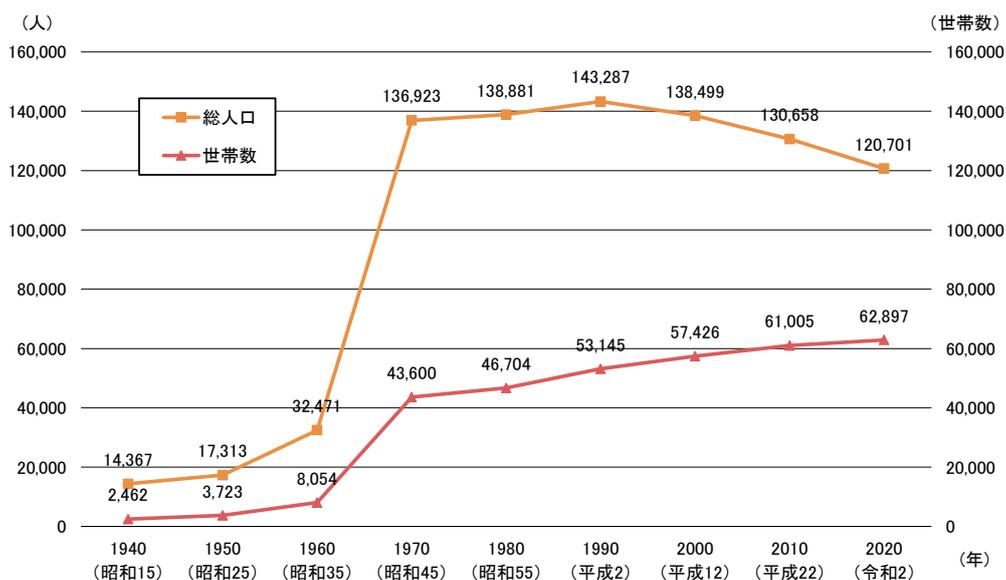
平成 2（1990）年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成 27（2015）年国勢調査の結果では、平成 22（2010）年時点から約 6,700 人減と大幅な減少となりましたが、令和 2（2020）年国勢調査の結果では、平成 27（2015）年時点から約 3,800 人減と減少幅は小さくなっています。

門真市の人口減少の要因は、これまでの社会減に加えて自然減も

本市の人口減少の特徴として、転出数が転入数を上回る社会減が要因となっていました。平成 21（2009）年以降は、死亡数が出生数を上回り、社会減に加え自然減も要因となっています。

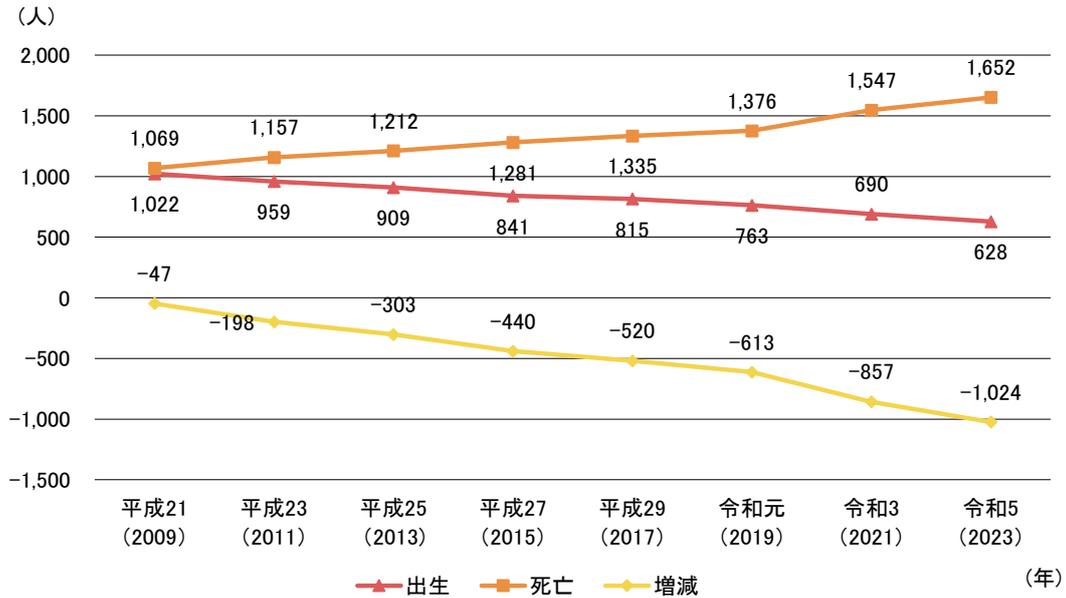
特に、0～9歳の子どもと 25～34歳の親世代の転出が多く、結婚や出産、家の購入等のライフステージの変化が想定される年代で転出超過が顕著に表れています。

門真市の人口の推移



(出典) 住民基本台帳

自然動態の推移

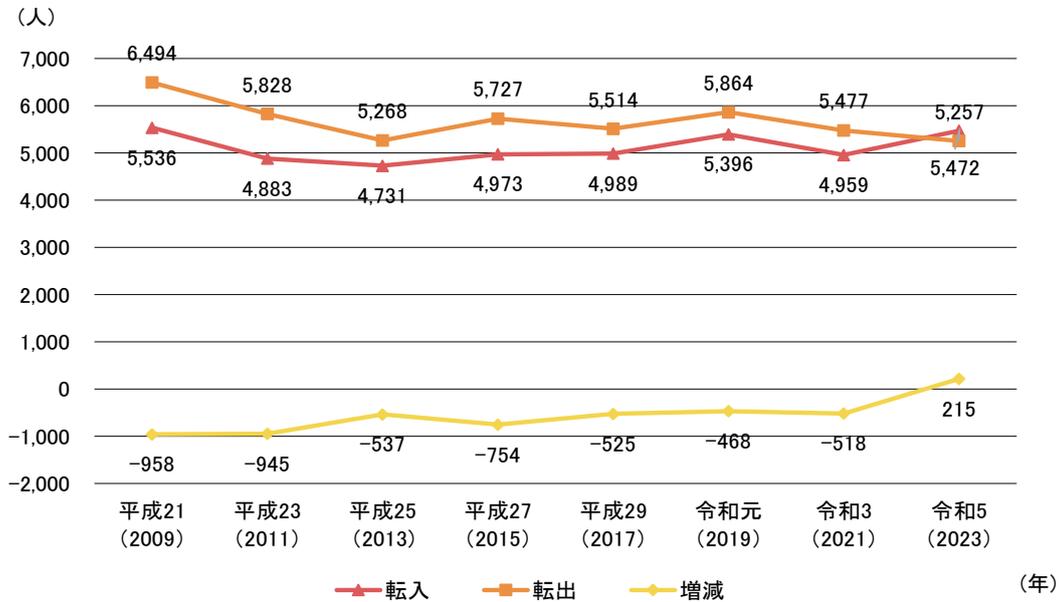


(出典) 住民基本台帳

死亡数と出生数の差が加速

平成 21 (2009) 年以降は出生数と死亡数が逆転。その差が拡大しています。

社会動態の推移

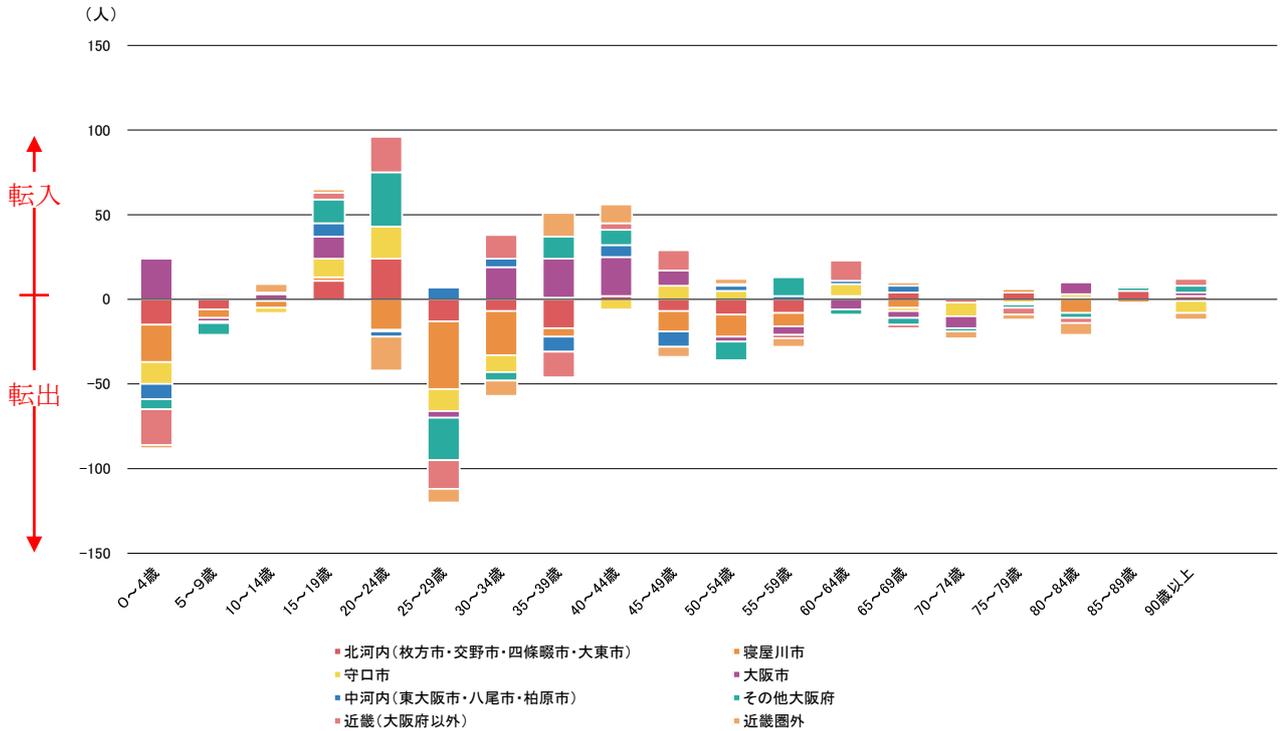


(出典) 住民基本台帳

転入超過に転じる

転出数が転入数を上回る転出超過が続いていましたが、令和 5 (2023) 年には転入超過に転じています。

年齢区別の転入超過・転出超過の状況

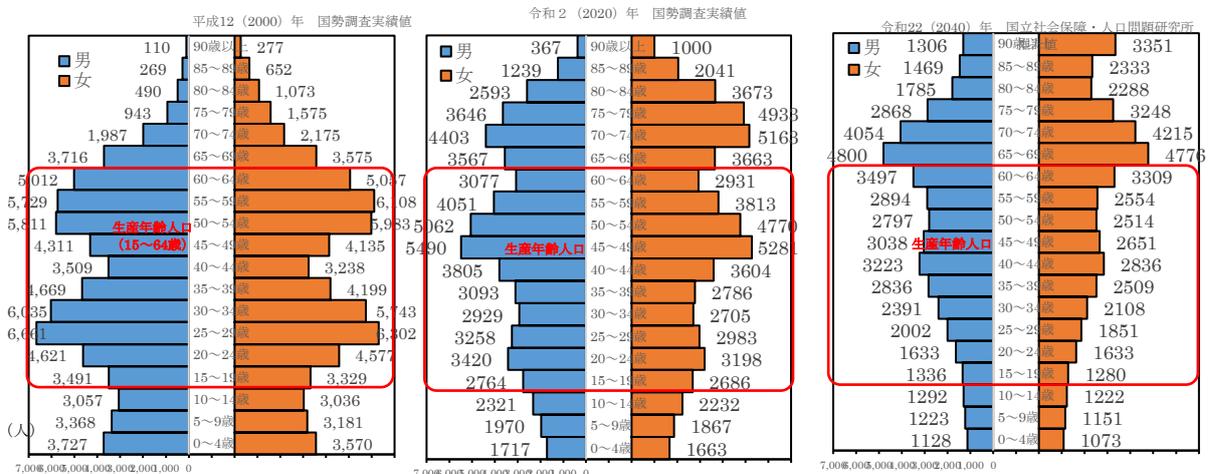


(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表(令和5(2023)年度実績)」

人口減少社会においてもバランスのとれた年齢構成が重要

少子高齢社会の進展や、子育て世代の流出により、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合の増加が進むと、市税等の収入の減少や社会保障費用など支出の増加、労働力や消費の縮小による地域経済の衰退が懸念されます。

こうした人口減少社会において、将来にわたり必要な住民サービスを維持していくためには、若い世代や子育て世代の定住を促進し、それぞれの希望に応じて子どもを産み育てられる環境を整備し、バランスのとれた年齢構成を実現していく必要があります。



(出典) 国勢調査(令和2(2020)年)

(注) 令和2(2020)年以降の推計値は日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より

(2) 超高齢社会への対応と健康づくり

2040年頃に高齢者人口がピーク 健康づくりと地域を支え合う体制づくり

わが国は、平成20（2008）年をピークに人口減少社会に突入しており、現在も急速に進行しています。今後に向けては、後期高齢者人口が令和7（2025）年にピークとなり、そこから一旦減少する見込みですが、令和32（2050）年には団塊ジュニア世代が75歳以上となり、再びピークを迎えます。

高齢者人口は、令和22（2040）年頃にピークを迎え、その後横ばいで推移する見込みですが、令和32（2050）年には現役世代（生産年齢人口：15-64歳）が、令和7（2025）年の約75%になると推計されています。

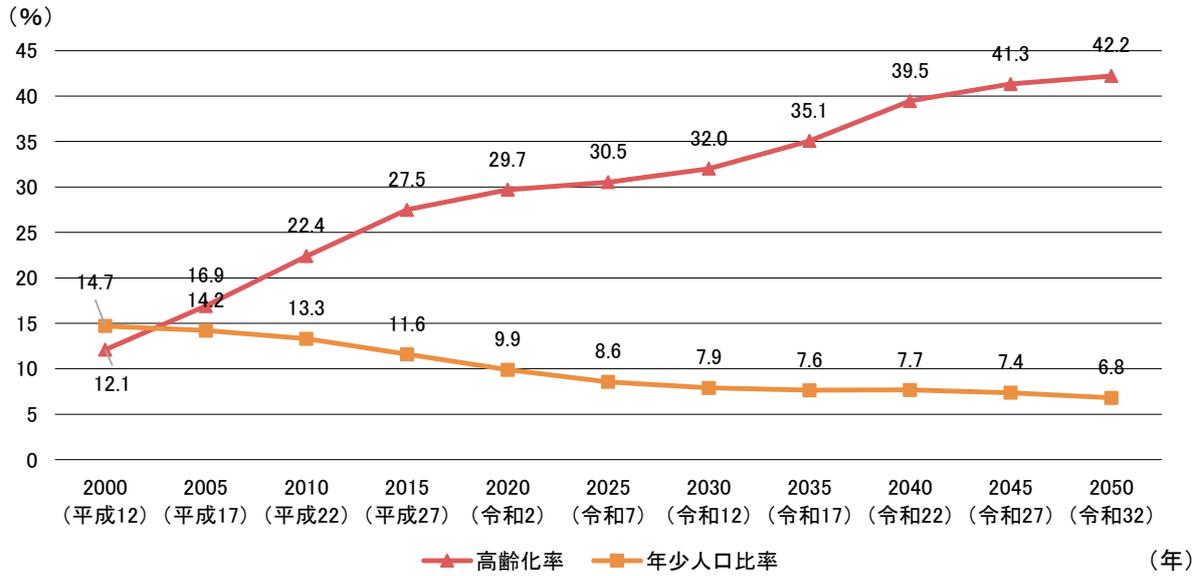
少子高齢社会の進展に伴って、医療や介護費を中心に社会保障に関する給付と負担の間のアンバランスは一段と強まり、「肩車社会」といわれる「1人の現役世代で1人の高齢者を支える」という厳しい社会となります。

また、認知症高齢者の増加、地域や社会を支える人の不足による老老介護、ヤングケアラーや孤独死等の問題、そして持続的な社会保障制度への転換等、急速な人口構造の変化に伴う様々な影響が懸念されています。

本市の状況は、人口減少とともに少子高齢社会が進み、国勢調査人口ベースでみると、高齢化率は令和2（2020）年には30%を超え、その後も増加の一途を辿る見込みとなっています。

世界で例のない速度で高齢化が進む中ではあるものの、住み慣れた地域で、元気で楽しく、豊かに暮らせるよう、高齢者のみならず、全ての市民の健康づくり、病気の予防対策、地域・社会全体で支え合う体制づくりなどを一層進めていく必要があります。

門真市の高齢化率及び年少人口比率



(出典)住民基本台帳(各年10月1日現在)

(注)令和7(2025)年以降の推計値は日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より

本市では、この大きな問題に全庁的に対応するため、人口動態等、様々な現状や将来推計を踏まえ、「少子化対策」と「高齢化対策」の2つに大きく分けた上で、対応の方向性を定め、対策を進めています。



安心して子育てできるまち

子育て世代の応援



対策
01

市の魅力発信による 子育て世代の転出抑制

子育て世代の転出が多い本市において、現在行っている事業や取組を、子育て世帯や今後子どもを持つようとしている世帯にきちんとアピールする必要があります。

また、子育てに関する相談等の場をワンストップで提供できる拠点づくり等、市民ニーズを踏まえた事業に積極的に取り組み、市内外への周知を図っていきます。

対策
02

子どもが学習できる 環境の整備

現在、市内各施設でも学習スペースの活用は可能ですが、建設予定の生涯学習複合施設等を含め、子どもが利用しやすい学習スペースの確保に向けた取組を進めていきます。

また、小学校教育とも連携した就学前教育の推進も含め、子どもにとってより良い学習環境の整備に取り組みます。

対策
03

子育て世代に配慮した 取組の推進

子育て世帯が外出しやすいまちづくりを進めていくため、子育て世代にも配慮した公共施設の設計や公園の改修等を推進していきます。

また、公園での親子交流イベント等、身近な地域で気軽に参加できる取組も進めていきます。

対策
04

安全・安心なまちづくりと 意識啓発

本市における犯罪率は減少傾向にあります。安心して子育てできるまちづくりに向け、防犯灯のLED化や防犯カメラの設置の促進、ひったくりや窃盗、特殊詐欺等の防犯に関する市民の意識啓発に引き続き取り組むとともに、再犯防止に向けた取組を進め、安心して子育てできる、というイメージの定着を図っていきます。

対策
05

子育て世代の就労を 取り巻く課題の解消

本市で実施している子育て世代の女性への就労支援について周知するとともに、ニーズに応じた適切な支援を提供していきます。

また、待機児童の解消に向けた取組等、子育て世代の就労を取り巻く課題の解消に取り組まします。



健康でいきいきと暮らせるまち

健康寿命の延伸



対策
01

地域の活動や適度な 運動で認知症を予防

認知症予防の対策としては、適度な運動を行うことや、人との関わりを持つことが重要とされています。より多くの高齢者等が地域でのイベント等に積極的に参加できるよう支援していきます。

また、認知症サポーターの養成講座の実施等の理解促進にむけた取組も引き続き進めていきます。

対策
02

医療・介護費用の抑制 に向けた仕組みづくり

より多くの市民に健(検)診を受診してもらうため、受診機会の拡充等、受診率向上に結びつく取組を進めるとともに、健(検)診受診をはじめとする健康づくりや介護予防に対するインセンティブを提供する取組を進めていきます。

対策
03

自然と健康的な生活を 送れるような環境整備

市民の健康意識を向上させる一方で、日常生活における健康の阻害要因を取り除き、健康への関心が低い人でも、日常生活を送るだけで自然と健康になれるような環境づくりが求められます。バランスの良い食生活をめざした、野菜摂取を促す取組などを進めていきます。

対策
04

高齢の生活困窮者等 への就労支援の拡充

現在行っている就労支援の多くは、高齢者が対象となっていませんが、社会情勢の変化に伴いその支援内容を見直し、働く意欲のある高齢者等がスムーズに就労できるように取り組みます。また、やりがいや生きがい等を目的とした就労についても支援を行い、就労を通じた健康づくりを推進します。

対策
05

誰もが地域に関われる ようなきっかけづくり

高齢者になった際に地域から孤立しないためには、現役世代のうちから地域との関わりを持つことが重要です。その視点から、地域での行事の内容や開催時間を見直したり、現役世代が参加しやすくなるようなきっかけづくりを支援していきます。

(3) まちづくり

安心・安全に対する意識の高まり

安全・安心なまちを望む声 災害への備え、防犯対策を推進

近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が多く発生しています。令和6（2024）年1月には能登半島沖地震が発生、8月に発生した日向灘を震源とする地震に伴い「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことなどにより防災意識がより一層高まっています。

また、災害級の猛暑による熱中症患者の増加や豪雨・短時間強雨による家屋等への浸水など異常気象による市民生活への深刻な影響があります。被害を未然に防ぐ又は最小限とするため、誰一人取り残さない災害対策が必要です。

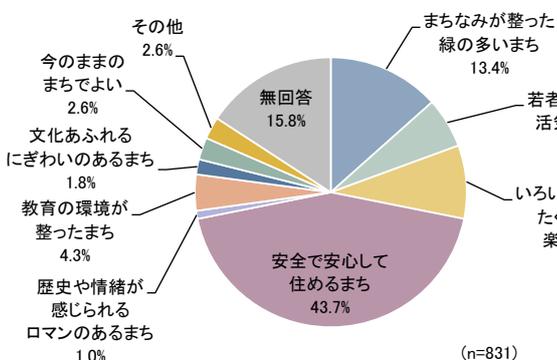
令和2（2020）年から令和5（2023）年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会経済・市民生活に大きな影響を与えました。今後、新たな感染症への危機対応では、国と地方公共団体の適切な役割分担が重要となることから、感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため、平時から国と地方公共団体の連携体制・ネットワークの構築が求められます。

また、高齢者を狙った詐欺行為の増加や子どもを狙った悪質な事件の発生等を背景に、市民の暮らしを取り巻く安全・安心に対する意識が高まっています。

令和6（2024）年度市民意識調査において、門真市がどのようなイメージのまちになることを望むかという質問では、43.7%が「安全で安心して住めるまち」と回答し、前回調査同様、他の選択肢と比較して高くなっており、子どもから高齢者まで全ての市民の安全・安心を守る取組が求められていることから、本市では、意識啓発や防犯灯・防犯カメラの設置促進等の防犯対策、災害への備え、正確な情報発信等に取り組んでいるところです。

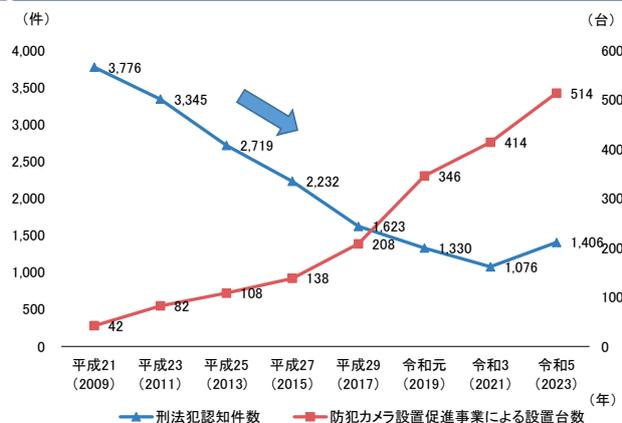
災害や犯罪に強いまちづくりをさらに推進するため、市役所や市民、地域、事業者、消防、警察、また必要に応じて近隣市等との連携を図り、一体的に防災・防犯対策を進めていくことが求められています。

門真市がどのようなイメージのまちになることを望むか



(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

犯罪認知件数、防犯カメラ設置台数の推移



(出典)門真警察署、門真市

インフラの老朽化対策

インフラの老朽化対策に莫大な費用 中長期的な視点で維持管理手法を

私たちの生活を支える道路や上下水道管等のインフラを含めた公共施設は、多くが高度経済成長期に集中的に整備されたことから、一斉に更新の時期を迎えています。

これらの維持管理や更新には、莫大なコストがかかることから、今後の人口減少局面においては、公共施設の利用需要の変化等を踏まえ、適正な施設総量にしていく必要があります。

また、各地で上下水道管の老朽化に伴い道路陥没が発生するなど、老朽化対策の遅れは重大な事故に直結します。

本市においても、安全面からの早急な老朽化対策はもちろんのこと、長期的視点をもったサービス提供を実施しつつ、維持し続けられる最適な施設総量に再編するため、令和6（2024）年3月に門真市公共施設再編計画を策定しました。

災害時の拠点となる庁舎エリアについては、防災性の向上や居住環境の改善を図るため市街地の再整備に取り組み、現在、防災機能を有する広場の整備及び老朽化した市庁舎の建替えを進めているところです。

今後においても、市民が利用しやすい、利用し続けられる施設への再編、新しい技術の活用による維持管理の効率化、また耐震化・長寿命化等、様々な対策が求められています。

高度経済成長期に形成された密集市街地

門真市のまちの特徴、密集市街地 早期の解消により住環境を改善

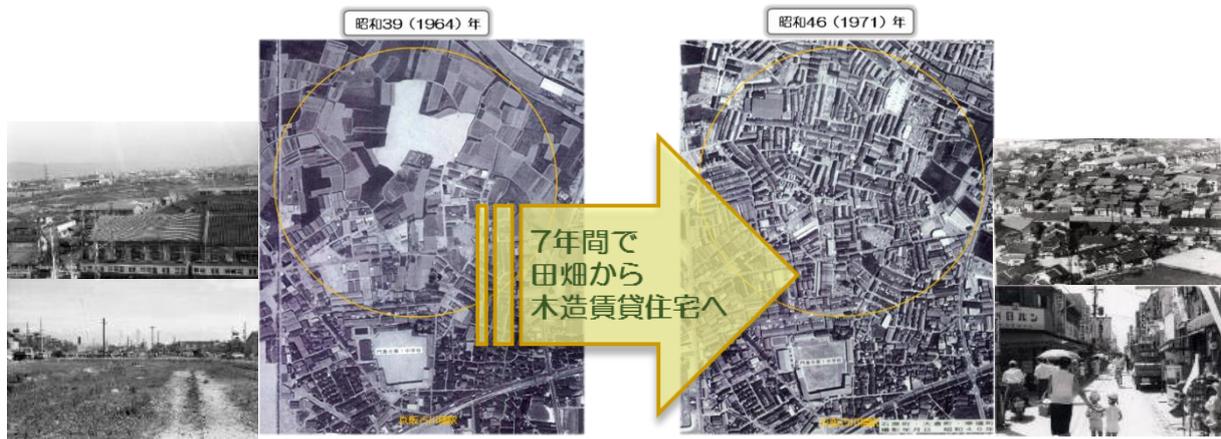
高度経済成長期の急激な人口増に伴い、まちの基盤となる道路等が整わないまま木造共同住宅が建設され、公園等の公共施設が少ない密集した市街地が形成されました。

この地域的な特徴は、「狭^{きょうあい}隘な（狭い）道路が多い」「緑地面積が少ない」「景観が悪い」等、市民の暮らしに大きく関わっており、本市の様々な課題につながっています。

本市では、これまで再整備に取り組み、地震時等に著しく危険な密集市街地を約 74ha 解消しましたが、市内北部には、依然として密集した木造住宅が残っており、現在は老朽化が進むとともに、空き家が増えつつあります。

また、低廉で老朽化した賃貸住宅が多いことが、持ち家比率の低さや、一時的な仮住まいの背景の一つになっている可能性があります。

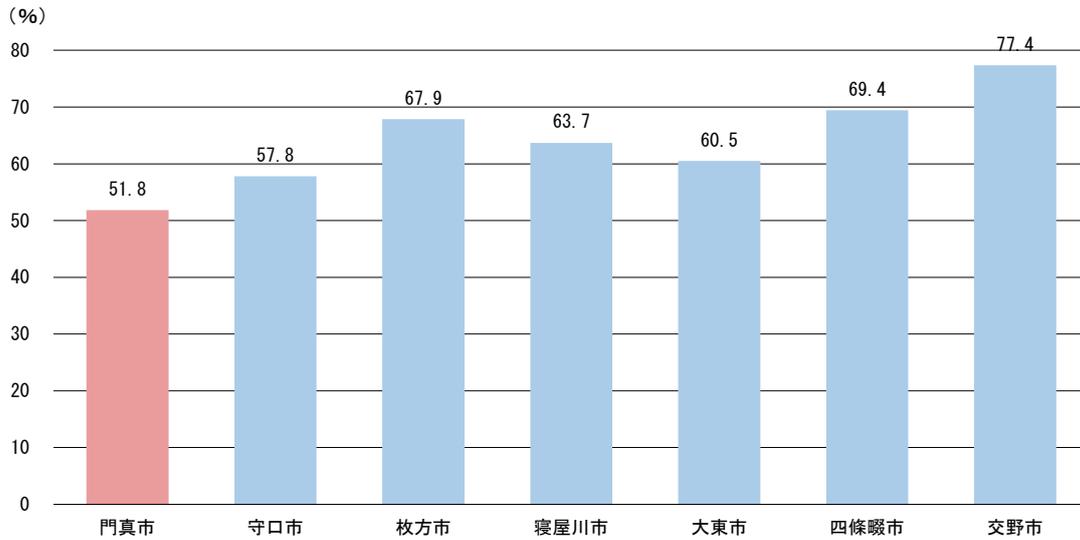
安全・安心で快適な生活、また、ゆとりとうるおいのある暮らしの実現に向け、さらなる密集市街地の解消や早期の空き家対策等、住環境の改善に向けた取組が必要です。



高度経済成長期が始まった昭和 39（1964）年頃は、京阪古川橋駅周辺に市街地が見られるものの、北部は田園風景が広がる地域であった。

昭和 46（1971）年までの 7 年間で、田畑のあぜ道が少し拡幅され、びっしりと住宅が建ち並び、密集市街地が形成されたのが確認できる。

持ち家比率



(出典) 国勢調査(令和2(2020)年)

運転手不足による全国的なバス路線の見直しと廃止

持続可能な公共交通の構築へ

運転手不足により、全国的にバス路線の見直しが行われている中、本市においても、民間バス会社の市内路線やコミュニティバスが廃止されました。高齢者、障がい者、妊産婦等の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通の構築が求められています。

持ち家比率の向上や定住の促進
 まちの基盤整備と一体的な住宅整備等により、若い世代が家族で暮らしたいと思えるゆとりのある住宅供給を誘導することにより、持ち家比率の向上、ひいては定住の促進につながります。

景観の向上や防災上の安全確保
 老朽化した長屋や文化住宅の建替え等が進むことにより、まちの景観の向上に加え、火災の延焼や倒壊の危険が少なくなります。

防犯・交通上の安全確保
 歩道を含めた見通しの良い広い道路を確保することで、犯罪や交通事故の防止など歩行者の安全につながります。

密集市街地を解消すると…

(4) 子どもを取り巻く状況

経済的に困窮した子どもの割合が高いことが明らかに
地域が連携して支え合う仕組みづくり

令和5（2023）年度に実施した「門真市子どもの生活に関する実態調査」では、本市の相対的貧困率は15.5%と、前回調査の16.4%から0.9ポイント改善していますが、引き続き改善に向けた取組が必要です。

こうした実態を踏まえ、地域や企業、団体等との連携により子どもたちの日常に寄り添う居場所づくりや子ども食堂等の支援を進めています。また、「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」をめざすこども像として「キャリア教育指針」を定め、小・中学校9年間の中で、将来の自立に向けて必要となる資源や能力を育てるために、キャリア発達を促す教育を実施しています。

情報化や少子化等の社会の構造、また、核家族化や価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境はさらに複雑化しています。引き続き、全ての子ども・若者がひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活を送ることができる「子ども真ん中社会」の実現をめざし、社会全体で後押しすることが求められます。

学力・学習状況調査は全国平均を下回るものの、改善の傾向により良い教育環境づくりを推進

本市では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて、「学力向上アクションプラン」を実行し、令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査において、小学校の国語・算数、中学校の国語・英語の全国平均正答率対比で過去最高の結果となりました。

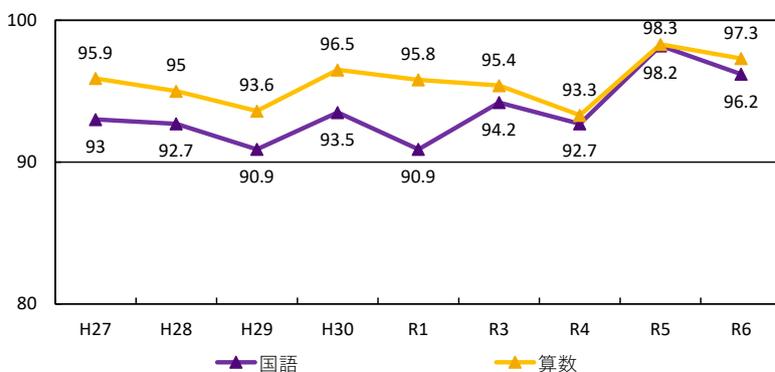
引き続き、ICT 機器等を活用し、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、子どもたちの主体的に学びに向かう力や課題を発見・解決する力を育成するために、子ども主体の学びと探究的な学びを推進する様々な取組を進めていく必要があります。

10年間の全国学力・学習状況調査結果によると、小・中学校共に全国平均を下回る状況が続いていますが、この間の取組により改善の傾向を見て取ることができます。

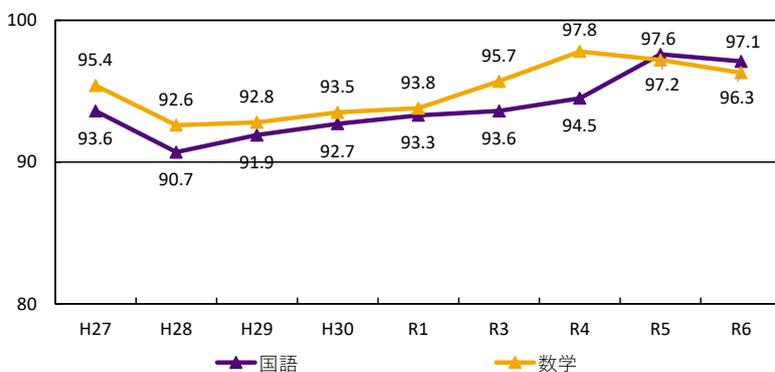
また、少子化による児童・生徒の減少や、小学校での英語、道徳の教科化、プログラミング教育の導入、GIGA スクール構想による学校 ICT 環境の整備等、社会の情勢に合わせて、教育を取り巻く状況も変化しています。

本市の子どもたちの将来の自立に向けて、この先の未来を切り拓く資質・能力を育むことができるように、誰もが安心して学ぶことができる教育環境の充実をさらに進める必要があります。

【全国学力・学習状況調査結果・小学校6年生】



【全国学力・学習状況調査結果・中学校3年生】



(出典) 全国学力・学習状況調査

(注) 令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響を考慮し、実施されていません。

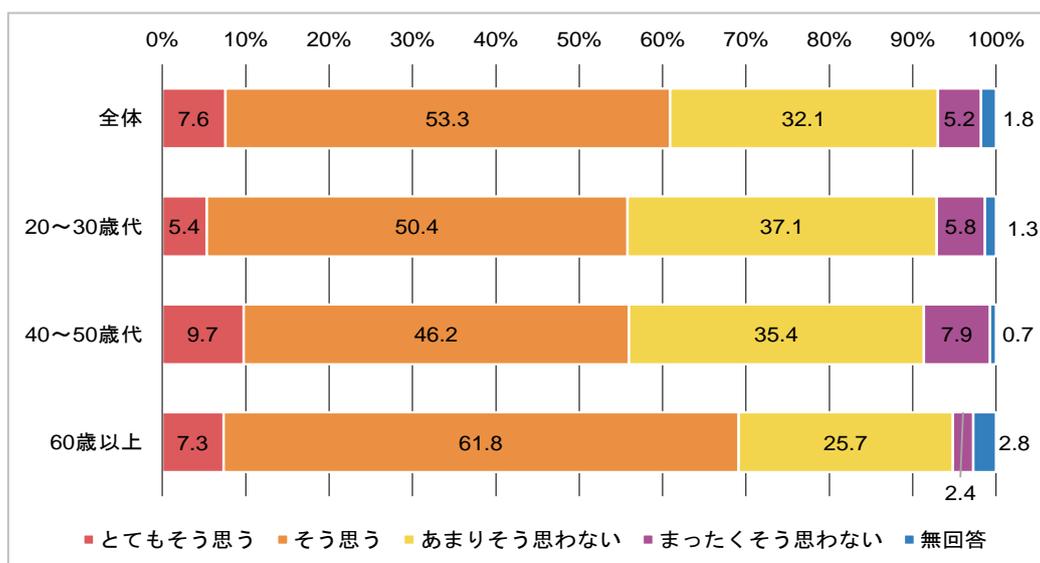
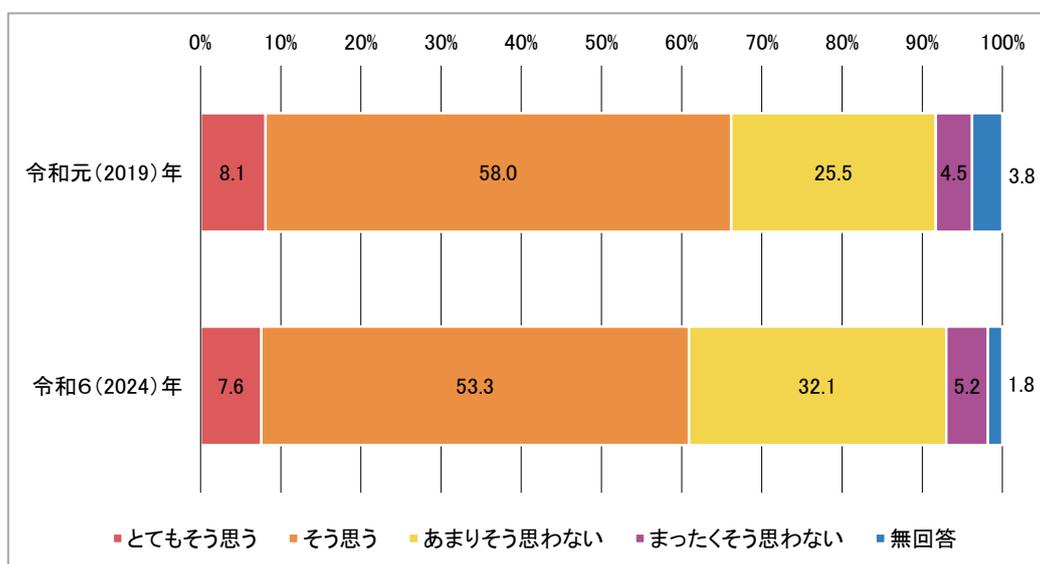
(5) 市民の定住意向

若い世代では移住意向が高い傾向 まちづくりとともにイメージアップの取組が必要

市民の定住意向では、「住み続けたい」と思う人は約 61%であり、前回の調査に比べ減少しています。また、世代別に見ると、60 歳以上では約 7 割の人が「住み続けたい」と思っているのに比べ、20～30 歳代では約 56%となっており、若い世代ほど「住み続けたい」と思う人の割合は少なくなっています。

一方で、約 54%の方が、本市への愛着を持っており、引き続き、若い世代が誇りや愛着を持ち、本市の魅力を様々な媒体を通じて市内外に発信し、市のイメージアップにつなげていく必要があります。

今後も門真市に住み続けたいと思うか



(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

(6) 情報技術の革新と活用

超スマート社会をめざす日本 日常生活や制度が抜本的に変化

通信インフラの高度化やデジタルサービスの多様化等に伴い、データ流通も進展しています。データを活用した多様なデジタルサービスは、私たちの生活に深く浸透し、Web3の応用技術やメタバース、生成 AI 等の新たなサービスも注目を集めており、地域活性化、防災等の様々な社会的・経済的課題解決に貢献すると期待されています。

一方で、データの安全かつ適正な流通を促進し、データ利活用の恩恵を誰もが享受できる社会の実現に向けた取組の推進が重要です。

また、社会のデジタル化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークやキャッシュレス決済など非接触・非対面のサービスが日常化するとともに、あらゆる分野においてデジタル技術の社会実装が急速に進みました。

このような中、国においては、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を目的とした「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、心豊かな暮らし（Well-being）と持続可能な社会（Sustainability）の実現をめざしています。

本市においても、「書かない窓口」「行かない窓口」など行政手続きのデジタル化を進めるとともに、スマートシティへの第一歩として、健康寿命延伸のため、市民自らが健康管理を行う PHR（パーソナルヘルスレコード）等の地域実装を進めているところであり、今後も先を見据えた行政運営を行っていくことが求められています。

(7) 脱炭素社会への要請

脱炭素社会の実現に向け環境に配慮したまちづくりの広がり

地球温暖化による気候変動問題に対応するため、世界各国で脱炭素に向けた取組が進められています。国は、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

また、「経済と環境の好循環」を生み出すことをめざす「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、トレードオフの関係と捉えられていた環境保護と経済成長の両立を図るべく、GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた取組を社会経済全体で進めていくこととしています。

本市においても、令和 4（2022）年 6 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた取組を進めていくこととしており、公共施設の脱炭素化をめざして太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入や ZEB 化の推進、地域のカーボンニュートラル推進をめざして市内事業者など多様な主体とともに環境に配慮した取組を進めていくことが求められます。

(8) グローバル化の進展

グローバル化で人の動きが活発に 大阪にも多くの人々が来訪
法改正等により、外国人労働者の受入れが増加

社会・経済のグローバル化や情報技術の進展に伴い、国境を越えた人やモノの移動が活発化しているとともに、人々の消費活動や企業の取引の範囲が拡大するのに加え、新たなビジネスが期待され、これらを踏まえた産業振興施策が求められています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国際的な人の往来は大きく落ち込んだものの、令和5（2023）年から、訪日外客数は、コロナ前を上回っています。

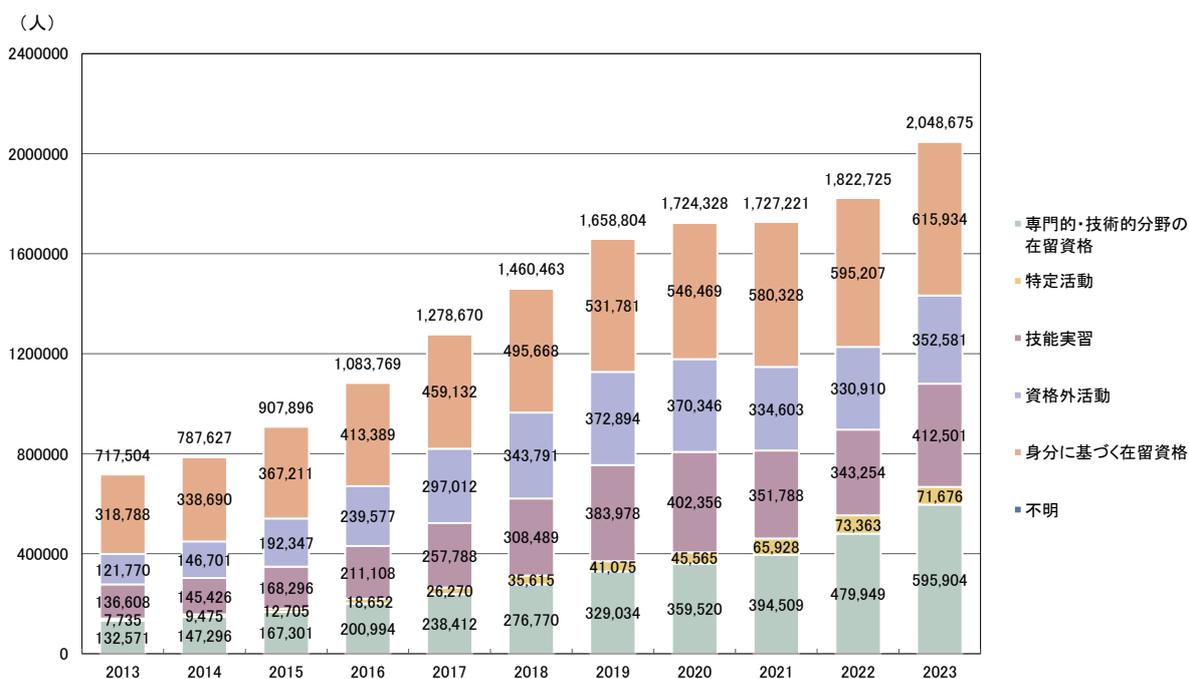
さらに、令和7（2025）年には、大阪・関西万博が開催されるため、大阪の世界での認知度の向上や発信力が高まることにより、海外からの観光客等が大阪を訪れる機会が増加することが見込まれています。これら海外からの観光客等に、地域の資源や魅力を発信して、インバウンドによる地域経済の活性化を図っていくことも重要な視点となってきます。

わが国における外国人労働者数は急速に増加し、令和5（2023）年には、約205万人に及んでいます。

今後は、少子高齢化による労働力不足への懸念等から、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として、育成就労の在留資格が創設され外国人労働者の受入れを拡大することが見込まれています。

本市においても外国籍市民が増加しており、国際化の進展が予想されるため、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現が求められています。

外国人労働者の推移



(出典)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

(9) 誰もが活躍できる社会の実現

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組の推進 多様な働き方を可能とするシステム作り

少子高齢化とともに、「人生 100 年時代」とも称されるように、医療の発展等に伴う長寿命化により、人々の人生設計・ライフスタイルにも大きな変化がもたらされています。

このような中、国では、子育て・教育・社会保障等、新たな社会経済システム作りに向け、性別や年齢、障がいや病気の有無に関わらず、誰もが活躍できる社会の実現を掲げています。

働く人それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を進め、長時間労働の是正、育児休暇の取得促進、雇用形態に関わらない公正な待遇確保などワークライフバランスを促進し、年齢に関わりなく学び直しを行い、多様な個人の能力が発揮できる環境整備が推進されています。

また、これらに関連して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「育児・介護休業法」、「子ども・子育て支援法」の改正が行われるなど、性別や障がいの有無、子育てや介護といった生活状況に関わらず誰もが活躍できる社会の実現に向けた法整備も徐々に進められています。

本市が令和 5（2023）年度に実施した「門真市ものづくり産業振興計画策定に向けたアンケート調査」では、「人材の確保・育成」が経営上の最大の課題となっており、地域の活性化の観点からも、市民誰もが様々な場面で活躍できるよう取組を進めていくことが求められています。

(10) 地域コミュニティづくりと協働・共創の推進

地域における人と人とのつながりが希薄化

市民と協働のまちづくりの推進に加えて民間事業者との共創を推進

核家族化や少子高齢化、ライフスタイルの多様化が進行している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、地域の担い手不足に加えて、人と人とのつながりがますます希薄化しています。防犯、防災、子育て、介護など多方面における地域の支え合い・助け合いの機能が低下することが懸念されており、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや地域コミュニティの維持・活性化が重要となっています。

一方で、成熟社会を迎える中で、市役所と協働でまちづくりや地域づくりを進めたりするなど住民のまちづくりへの参画意識が高まっており、新たな住民自治の仕組み作りが進むとともに、社会福祉協議会や市民公益活動団体など地域で活動する団体による地域づくりも進んでいます。

また、地域コミュニティづくりの担い手不足という課題に対して、本市にルーツがある方やふるさと納税の寄附者等の「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されており、「関係人口」の創出・拡大に取り組む必要があります。

本市においても門真市自治基本条例を制定し、市民との協働による取組に加えて、門真市公民連携デスクを設置し、地域企業等の民間事業者との共創によるまちづくりを推進してきました。今後においても、協働・共創を推進し、多様な主体と共に地域課題の解決、ひいては新たな価値の創出に取り組み、地域を活性化することが求められています。

(11) 財政状況

財政を取り巻く国の動向 財政健全化目標の設定

平成 16 (2004) 年から平成 18 (2006) 年に、「三位一体改革」として、「国庫補助及び負担金改革」、「税源移譲」、「地方交付税改革」が行われ、いわゆる「地方財政ショック」として、行財政運営に厳しい影響を与えました。

地方分権が進んだ「平成」の時代が幕を閉じ、地方分権は新たなステージへと進む中、市役所には「発意」と「多様性」が求められています。

このような中、平成 30 (2018) 年 6 月に国において策定された「新経済・財政再生計画」では、令和 7 (2025) 年度までに国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化をめざす財政健全化目標が定められました。

近年では、感染症の流行、海外景気の下振れリスク、物価高騰、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要があると、加えて、記録的な豪雨や台風、地震など大規模な自然災害への対策も急務となっています。

こうした社会情勢の変化に的確に適応しつつ、市民の安全・安心を守り、安定した住民サービスを提供するという、基礎自治体としての役割を十分発揮していくためには、弾力的な財政基盤を構築する必要があります。

「まちの成長」と「財政基盤」の構築

本市の財政は、平成 28 (2016) 年度以降、急激な人口減少の影響による一般財源収入の激減を財政調整基金の取り崩しにより対応してきたことで、基金残高は減少し、事業実施に必要な財源の不足や資金繰りの悪化が懸念される状況が続いていました。

この課題を乗り越えるべく、平成 31 (2019) 年 4 月に「門真市健全な財政に関する条例」を制定するとともに、「財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算」の実現をはじめとした収支改善を継続的に実施してきました。

その結果、経常収支比率は、令和 4 (2022) 年度決算において 97.8%となり、2 年連続で 100%を下回りましたが、類似団体比で 5.1 ポイント高く、依然として財政構造が硬直化した状況にあります。

また、財政調整基金は、災害等の不測の事態への備えとして、標準財政規模の 15%を目標準保有額としており、令和 4 (2022) 年度末時点で、目標額 42 億 1,504 万円に対して、残高は 27 億 8,486 万円です。

こうした本市の財政状況を踏まえ、市税等の歳入確保とともに、事務事業の見直し等による「財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算」を継続し、「まちの成長」と「財政の健全化」を両立し得る財政基盤の構築に努める必要があります。

経常収支比率とは

市税や普通交付税など毎年経常的に収入され、本市が自由に使えるお金のうち何パーセントが、毎年支出することが避けられない経常的な経費（主に人件費、扶助費、公債費など義務的な経費）に充てられているかを示したもの。

100%超

経常的な支出が経常的な収入を上回っているため、不足分を基金の繰入等の臨時的な収入で補っている状態。

100%

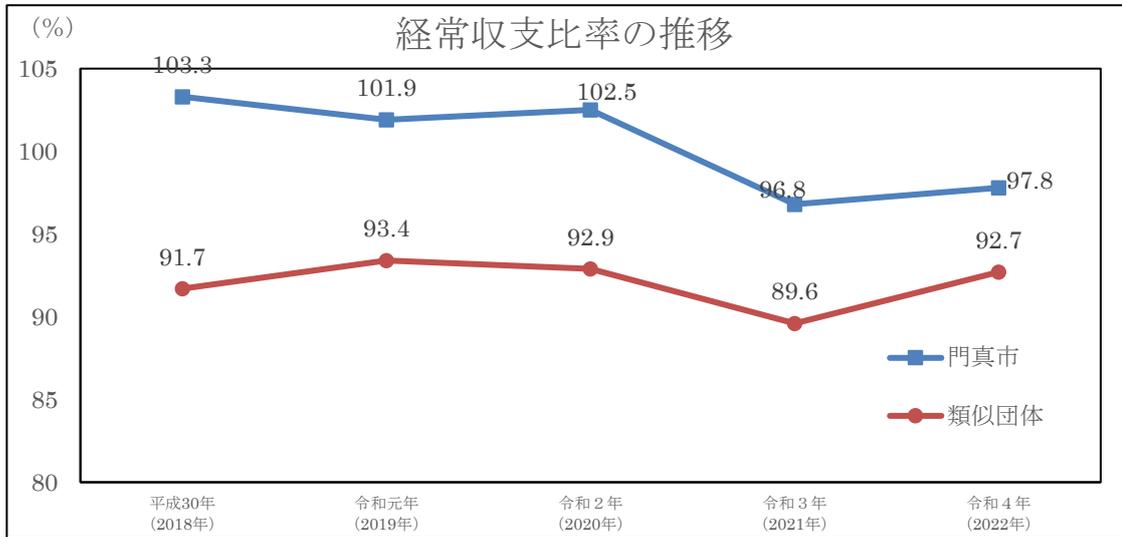
経常的な支出と経常的な収入が均衡している状態。市独自の取組、施策等の政策的な支出には、臨時的な収入を充てなければならない。

100%未満

経常的な収入が経常的な支出を上回っている状態。経常的な収入の余剰分を政策的な支出に充てることができる。

門真市の経常収支比率の推移

経常収支比率は、令和4（2022）年度決算において97.8%と、類似団体と比較しても5.1ポイント高く、財政構造が硬直化した状況となっています。

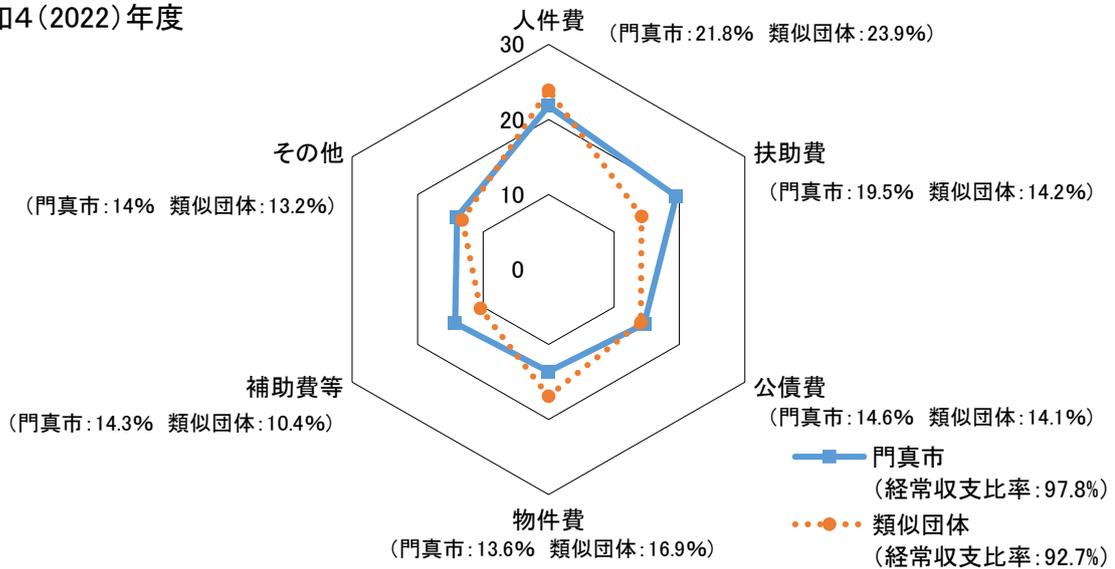


※類似団体：同程度の規模のグループの中で財政状況等を比較するために、人口と産業構造の2要素の組み合わせによって団体を分別したもの

門真市の経常収支比率が高い要因

歳出の性質ごとで見ると、扶助費が類似団体平均を大きく上回っており、次いで、補助費等となっています。

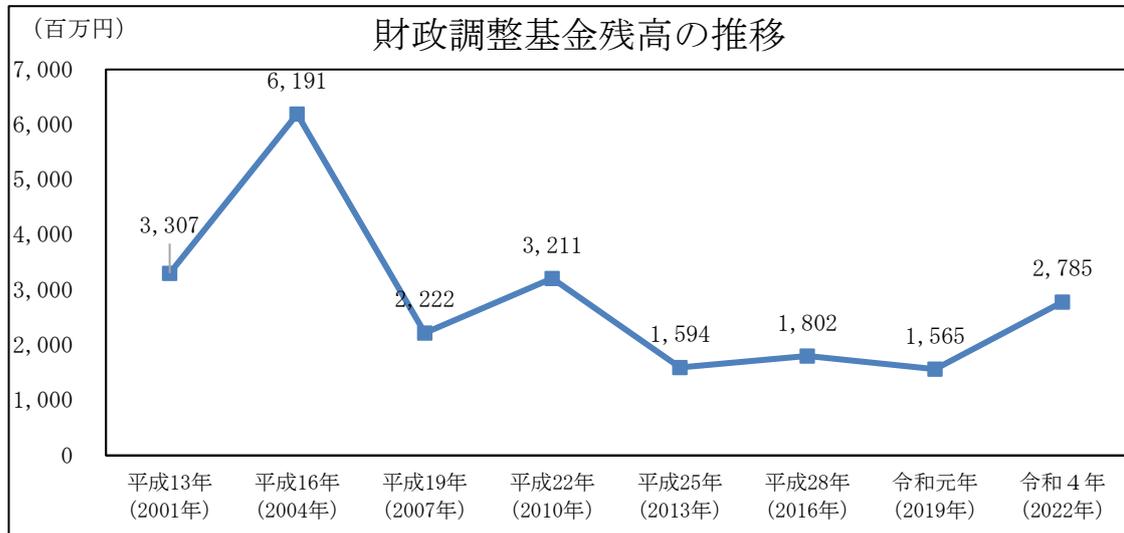
令和4(2022)年度



(出典)総務省「財政状況資料集」

財政調整基金残高の推移

本市の自由に使える貯金にあたる財政調整基金は、令和元（2019）年度までは減少傾向にありましたが、事務事業の見直し等の収支改善により、近年は増加傾向にあります。緊急時の備えとして、一定額を確保することが重要です。



(出典)門真市

SDGs

(持続可能な開発目標) について



SDGs（持続可能な開発目標）は平成27（2015）年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心的な考え方であり、発展途上国だけでなく先進国も取り組むべき2030年にむけた17のゴール及び169のターゲットからなる人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標を示したものです。国においても、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明しており、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、関係省庁が連携しSDGs推進本部会合を設置し、実施方針が決定されています。

SDGs推進本部会合及び実施指針の中では、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体や地域組織などがSDGs実施における不可欠な主体となることから、パートナーと位置づけられるなど、地方自治体へも大きな期待が寄せられています。

また、SDGsの考え方は、地方自治体が担う住民の福祉の増進に深く関わるものであるため、本市においても、SDGsの要素を最大限反映しながら取組を推進していきます。

なお、本計画の基本計画では、施策ごとに関連するゴールのアイコンを表示し、SDGsの取組として位置づけています。

大阪・関西万博の開催



(資料)大阪・関西万博ホームページ

令和7（2025）年に開催される大阪・関西万博は、最先端技術など世界の英知が結集し、新たなアイデアを創造・発信、国内外からの投資拡大、交流活性化によるイノベーションの創出、地域経済や中小企業の活性化、豊かな日本文化の発信のチャンスを実現する場です。

国内外から多くの人々が訪れる万博は、本市のもつ魅力を国内外へ発信し、万博開催後の地域の活性化を図る絶好の機会と捉えており、市民団体や企業と連携し、万博を盛り上げていきます。

2. まちの将来展望とまちづくりの方向性

(1) 人口の将来展望

門真市の人口を展望すると・・・
2030年に約10万8千人 2050年に約8万4千人

本市の将来人口の見通しとして、平成27(2015)年10月に策定しました「門真市人口ビジョン(以下、「人口ビジョン」という。)」の将来展望について、令和2(2020)年実施の国勢調査の結果や本市における今後の住宅開発の影響を反映し、時点修正を行いました。

時点修正にあたっては国勢調査の結果をベースに、人口ビジョンにおいて取り入れた考え方(合計特殊出生率の上昇)を引き継いで推計を行いました。

推計では、起点を令和7(2025)年とし、「合計特殊出生率」は人口ビジョンと同様の上昇幅(令和32(2050)年には約1.74)としています。

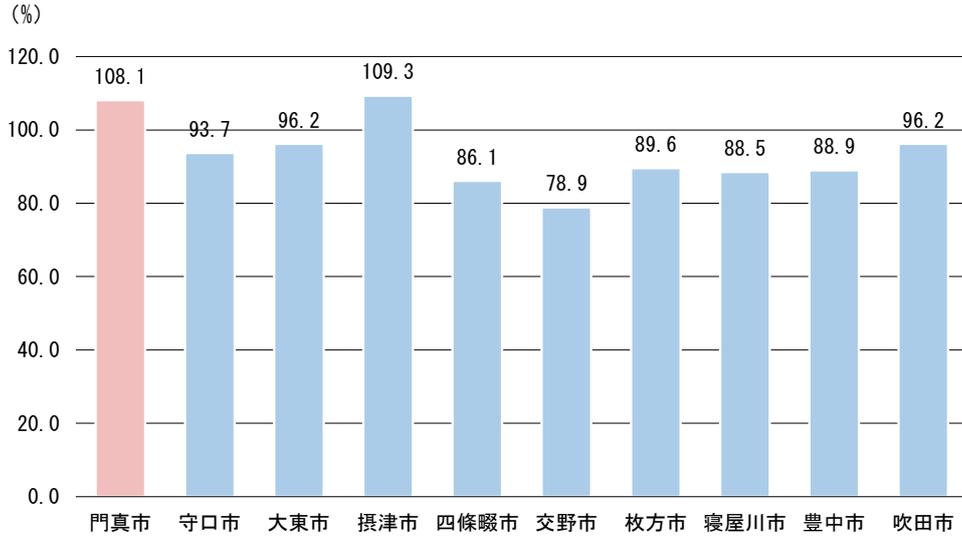
この結果、将来人口の展望は、本計画の最終年度となる令和12(2030)年に約10万8千人、人口ビジョンの最終年度となる令和32(2050)年に約8万4千人となります。

このように、本市の人口の将来展望は、減少傾向となりますが、地域の活力やにぎわいを維持していくため、本市の立地環境や産業構造、また、昼間人口比率が100%を超え、近隣市と比較して高いといった地域の特徴を活かした快適な住まい環境整備を推進することにより、本市への定住促進を図ります。

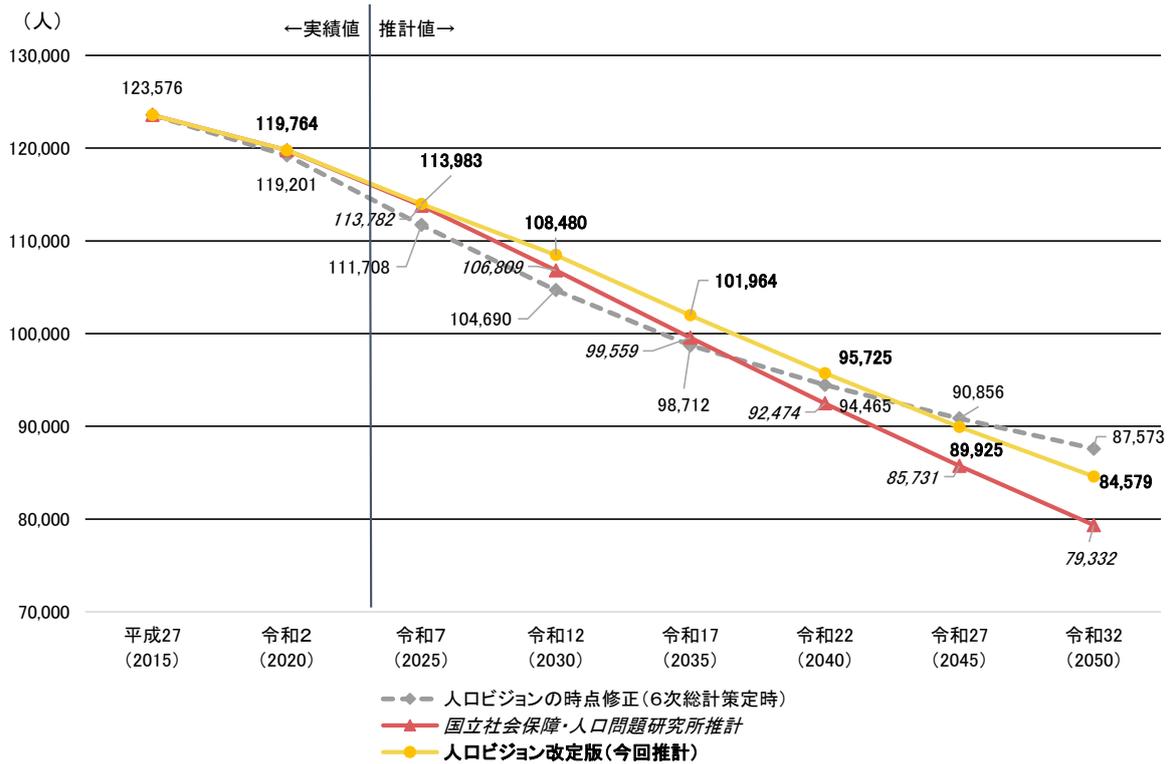
さらには、本計画期間には、市域の至る所で住宅整備を含むまちづくりの進展が見込まれるとともに、グローバル化の一層の進展や外国人労働者の増加等により、本市への新たな人の流入も見込まれることから、令和12(2030)年度には、「人口ビジョンの将来展望(時点修正)」を超える水準をめざします。

一方では、買い物やレジャー等で本市を訪れる交流人口、仕事や出身地等、何らかの形で本市と関わりを持つ関係人口等、人口の新たな捉え方も注目されており、これらの視点にも着目していくことが重要となっています。

昼間人口比率



(出典) 総務省「令和2(2020)年国勢調査」



(注1) 平成 27 (2015) 年、令和2(2020)年は国勢調査に基づく実績値

(注2) 人口ビジョンの時点修正(6次総計策定時)の令和2(2020)年は推計値

(2) まちの将来像

将来を展望したまちづくりを進めていくためには本市のおかれた現状や、新しいまちづくりに対する市民の期待等を踏まえつつ、まちの将来像を描いていくことが重要です。

市民会議では、「市民の期待する将来のまちの姿」として、こんなまちになってほしいとの様々な意見があげられました。市民がこれからの門真に期待するイメージは、次のようなものです。

- 子どもや若者、高齢者までどんな世代も、一人ひとりを尊重し、分け隔てなくつながる。
- みんなが生涯の生活の発展を通して学び働きながら活躍できる。
- 誇りと愛着を持ち、明るい未来へ向けて夢を語れる。

この観点を踏まえ、本市のめざすまちの将来像を「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」とし、市民みんながこれを共有し、まちづくりに取り組むこととします。

市民会議で出された期待する将来のまちの姿

- ◇ 若者が活躍し産業・人がうるおうまち
- ◇ 教育と若者で支え合う安全なまち
- ◇ みんなが手をつなぎ未来を語れるまち門真
- ◇ 大切にしたいのは“こころ”世界にひとつだけのまち“かどま”
- ◇ 未来をたくす子どもが夢をもてるまち・門真
- ◇ ぼくもわたしもお兄ちゃんもお姉ちゃんも明るく笑い声のたえない高齢者も住み良い、現役世代も元気に働いて安定した年金をもらえるまち

市民の期待する将来へのキーワード



市民の期待を踏まえて

本市のめざす「まちの将来像」

人情味あふれる！

笑いのたえないまち 門真



そして...



選ばれ続けるまちに！

単純に「選ばれる」だけではなく、市民の方に門真がずっと「選ばれ続ける」ことが大事！
全てのキーワードは「選ばれ続ける」ための重要ポイント！

(3) まちづくりの方向性



現状と課題に向き合い、一つひとつ着実に改善につなげることが重要

少子高齢社会の進展により、門真市の人口構造は大きく変化

高度経済成長期の短期間で人口急増により、本市は人口構造の変化が早く見られ、今後も少子高齢化が一層進むものと予測されます。

これらの対策として様々な角度から取り組む必要がありますが、特に、若い世代・子育て世代の定住促進によりバランスの取れた年齢構成を実現するとともに、年を重ねてもいきいきと活躍できるよう、こころと身体の健康を維持し、健康寿命の延伸に取り組まなければなりません。

また、子どもを取り巻く現状や教育、まちづくり等、本市には様々な課題がありますが、これらは1つの対策により一朝一夕に全てを解決できるわけではありません。

本市の置かれた現状と課題を的確に把握し、地域の様々な主体が連携し、一つひとつ着実に改善につなげていく先に、市民みんなが暮らしやすいまちが実現できるものと考えます。

門真市周辺を取り巻くまちの状況が大きく変化 快適な住まい環境づくりのチャンスに

門真市を取り巻く住環境が大きく変化

令和5（2023）年には大手企業工場跡地に大規模商業施設等が開業し、外国人も含めた本市への来訪者数は増加しました。令和8（2026）年3月には文化創造図書館 KADOMADO、本市初となる義務教育学校（小中一貫校）が完成します。

また、本計画期間となる令和11（2029）年度までの間には、古川橋駅、門真市駅等の市内駅周辺、本市中心部に残る市街化調整区域、門真住宅建替えに伴う余剰地活用等、市域の至るところで大規模なまちづくりや住宅の整備が見込まれます。また、大阪モノレールの延伸や阪神高速淀川左岸線の延伸に向けて整備が進められており、さらなる交通利便性の向上が期待され、本市の住環境は大きく変化していきます。

大阪周辺の人の流れが大きく変化

一方では、広域的な視点からは、大阪府のまちづくりや政策の動向等により、本市を取り巻く環境は大きく影響を受けることになります。

大阪府では、東西二極の一極を担う社会経済構造の構築に向けて、都市としての経済機能の強化や定住魅力・都市魅力の強化を図り、国内外から人・モノ・情報の集積するまちづくりを進めています。

大阪・関西万博やインバウンドへの対応、外国人労働者増加等によって、大阪周辺地域の人の流れもまた変化していきます。

これら本市を取り巻く状況は、まちの発展にとって大きな可能性を秘めており、本市の将来を展望する上で、大阪全体の潮流や方向性を見定めながら、広域的な視点も持ちつつ、快適な住まい環境づくりを進めます。

まちづくりの方向性

門真市を取り巻く状況の変化を踏まえ、
次のとおり、まちづくりの方向性を定めます。

働きながら、子育てしながら 暮らしやすい 便利で快適な職住近接の「まち」に

本市を取り巻く状況は、本市の発展にとって大きな可能性を秘めています。

市域全域の再整備の機会をチャンスと捉え、良質な住宅供給を誘導できるまちづくりを進めるとともに、平坦な本市の地理的特徴を活かしたバリアフリーのまちづくりや災害・犯罪への対策等により、安全・安心で快適に暮らせる住まい環境づくりを進めます。

また、ものづくり企業をはじめとした市内産業の振興や交通利便性を活かした新たな企業立地の可能性等、身近で働ける場の創出を図るとともに、文化芸術の推進を図り、働く場、地域での学びの場、人が交流する場が市域に集約され、賑わいと活気ある職住近接の「まち」をめざします。

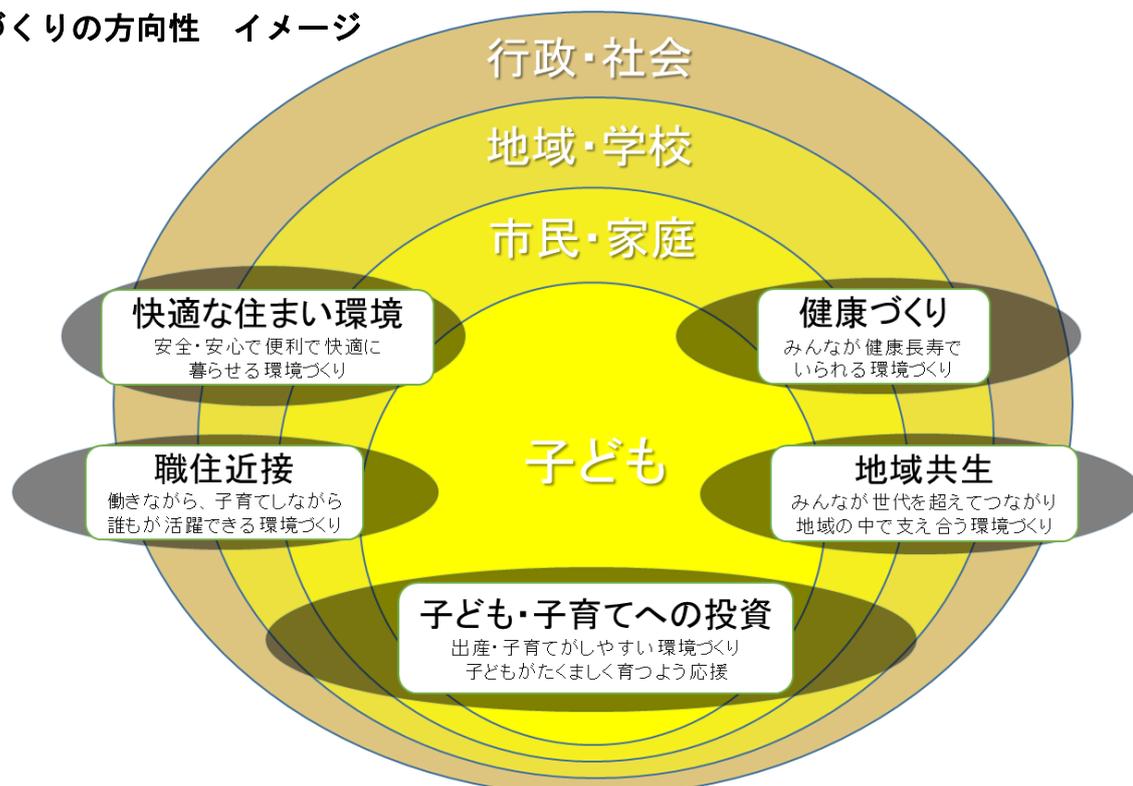
子どもを真ん中に 地域みんながつながる 健康で幸せな地域共生の「まち」に

安心して出産・子育てができる環境を充実させることで、子どもが元気で健やかに育ち、子どもをきっかけに家族や地域等、世代を超えてつながっていく、こうした子どもを真ん中にみんながつながる地域づくりを進めます。

特に、門真の未来を、そして一層グローバル化の進む時代を担う子どもたちが、学力や体力を身に付け、心豊かにたくましく生きていくための教養を培う環境づくりを大事にします。

また、超高齢社会というかつてない時代を乗り越えていくため、市民の健康づくりを進め、子どもや若い世代、高齢者、障がい者、外国籍の市民等、みんなが健康長寿で幸せに暮らせる地域共生の「まち」をめざします。

まちづくりの方向性 イメージ



3. まちづくりの基本目標

まちの将来像の実現をめざして、まちづくりの基本目標を次のとおり掲げ具体的な施策の展開を図ることとします。

目標 1

出産・子育てがしやすく、 子どもがたくましく育つまちの実現

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、安心して出産・子育てができる環境をつくることをめざします。また、少子化に伴う児童の減少による教育環境の変化に対応し、門真の将来を担う子どもたちが多様な経験を積み、個性や能力を开花させながら、コミュニケーション能力と、グローバルな視点を持って、たくましく育つまちをめざします。

目標 2

地域の中で生き活きと、 健康で幸せに暮らせるまちの実現

地域福祉を支える担い手の確保及び育成や、交流や見守り活動、支援の場等、様々なネットワークの構築を推進し、地域の中で支え合える環境をつくることをめざします。また、市民の健康づくりや地域で活躍できる機会の充実を図り、子どもや若い世代、高齢者、障がい者等、みんなが健康で幸せに暮らせるまちをめざします。

目標 3

安全・安心で 快適な住まいと環境のあるまちの実現

老朽化する公共施設等をはじめとするまちの基盤の再整備や密集市街地解消を推進し、充実した都市機能と良好で快適な住まいと環境をつくることをめざします。

また、増加する空き家に係る対策や防犯体制の強化、地震等の自然災害への危機管理体制の強化を図り、犯罪や災害に強い安全・安心なまちをめざします。

目標 4

誰もが活躍できる 賑わいと活気あるまちの実現

産業の振興・雇用創出を図り、働く場が身近にありワークライフバランスを実現できる職住近接の環境をつくることをめざします。また、高齢化が進む中、市内の文化資源を活かしつつ文化芸術の振興・推進を図り、地域での学びの場や人が交流する場を創出し、人の温かさや利便性の高い交通網など本市の強みを最大限に活かすことで、活力と賑わいのあるまちをめざします。

本計画の推進にあたっての視点

本市のめざす将来のまちの姿を実現し、本市が持続可能なまちとして発展していくためには、市民が主体となったまちづくりを進めることが重要です。

また、市役所は常に市民目線に立ち、目まぐるしく変化する社会情勢と多様化する市民ニーズを的確に捉えるとともに、計画的で効率的な行財政運営に努めることが求められます。

市民、市役所が一緒になって誇りと愛着をもてる新たな門真のまちづくりを進めるため、次のような視点に立ち、本計画を推進することとします。

①「協働・共創」によるまちづくり

本市では、市役所のみならず、市民、議会など多様な主体が、地域の課題を共有し、果たすべき役割を自覚し、お互いに補完しながら、「協働」によるまちづくりに取り組んできました。

今後は、これまでの「協働」を基本としつつ、民間事業者を含めた、多様な主体が対話により連携し、それぞれの知恵とノウハウを結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく「協働・共創」のまちづくりを推進します。

②「まちの成長」と「財政の健全化」が両立する計画的な財政運営

少子高齢社会の進展による生産年齢人口の減少により、市税収入等の自主財源の大幅な増収は見込めず、歳入環境はより厳しさを増すと予測しています。

厳しい財政状況に直面する中ではありますが、決して緊縮的になるのではなく、様々な課題を解決していくための積極的な投資を行い、まちを成長させていかなければなりません。

また、自然災害、公共施設の老朽化対策及び社会保障費用の増大への備えも重要であるため、基金の十分な確保も必要となります。

そのためには、何より財源が必要であるため、今後は、「財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算」を実現、維持し、透明性の高い、エビデンスに基づいた財政運営を行うことで、地域において真に必要な住民サービスの選択と集中に努めるとともに、本市が誇りと愛着の持てる、魅力あるまちとなるよう、「まちの成長」と「財政の健全化」が両立しうる財政基盤の構築をめざします。

③持続可能で効率的な行政運営

人口減少、大阪周辺のまちづくり、多様化する市民ニーズ、超スマート社会の実現の推進等、目まぐるしい社会の変化へ適応したまちづくりが求められています。

時代の変化をチャンスと捉え、先端技術を賢く活用することをはじめ、他自治体との連携、共同処理によるスケールメリットを活かした取組等、あらゆる手法の中から改めて最適なものを選択しながら、持続可能で効率的な行政運営を行います。

第3部

基本計画

基本計画総論

I. 基本計画策定の趣旨

1. 計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で掲げた市の将来像を実現するための具体的な方策を明らかにし、合理的、計画的な行財政運営を行うための方針であるとともに、個別に作成される諸計画の基本となるものです。

2. 計画の期間

基本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。諸情勢の変化や市長任期等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画のコンセプト

【わかる計画】

第6次総合計画では、12の分野ごとの取組を基本施策として示し、市政運営の進め方がわかりやすい計画をめざします。また、視覚的に見やすさを重視し、誰にとっても親しみやすい「わかる計画」とします。

【めざす計画】

計画の進捗状況を誰もが把握できるよう、成果指標を導入し、その進捗状況を管理することで「めざす計画」とします。

【使える計画】

計画を実現するためにも、基本計画を参考に、事業等を実施していくことができるよう、市民会議等が出た意見や施策体系図、アンケート結果等を掲載し、常に「使える計画」とします。

4. 市民参加と協働・共創

本市のさらなる成長を市民や地域、事業者等みんなと共につくり上げ、分かち合っていくため、協働・共創を核として、それぞれのできることを、行うことを明らかにしながら、施策や事業を進めます。

5. 総合戦略との関係

本市では、人口減少・少子高齢社会における本市の持続的な発展を実現するため、分野毎に設定した4つの基本目標と実施すべき施策をまとめた「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27（2015）年度に策定しました。

「第2期門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第6次総合計画に包含する形としており、基本目標、基本施策が地方創生に資する取組となっています。

令和4（2022）年、国は新たな地方創生の方針として、デジタルの力で「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす、「デジタル田園都市国家構想」を示しました。

このことを踏まえ、本計画は、基本計画の各施策において、結婚、出産、子育て支援、少

子化対策、移住・定住・関係人口創出・拡大、中小企業 DX 等の地域課題を踏まえた内容となっており、これまでの地方創生の取組をデジタルの力で加速化・深化することが必要であることから、「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した総合計画となっています。

II. 基本計画の運営方針

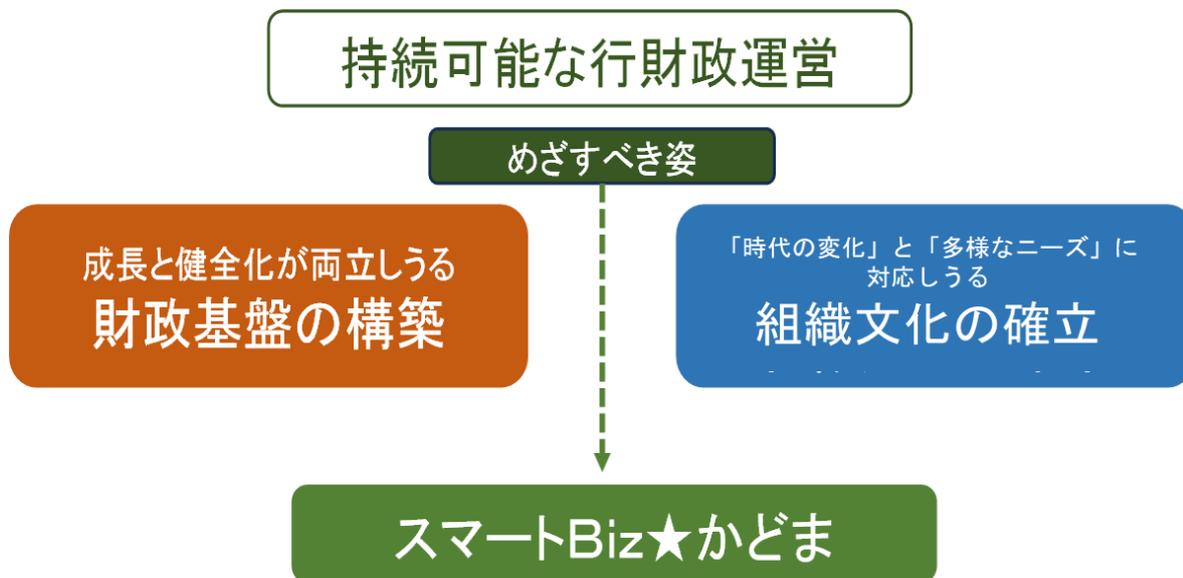
1. 「スマート Biz★かどま」の推進

超高齢社会の進行や公共施設等の老朽化等に伴う歳出増が見込まれることや、生産年齢人口の減少等による大幅な歳入増が見込めないことなど、中長期的に本市財政に大きな影響を与える課題が想定されます。また、災害等の不測の事態に備え、積立て可能な財政構造へ転換する必要があります。

基金の確保に留意した収支均衡予算及び財政構造の弾力化に向けて取り組みつつ、投資的財源を捻出し、急激な人口減少対策へと財源をシフトしていくことが肝要であり、生産年齢人口の転出を抑制し、転入を促進することによりバランスの取れた年齢構成を実現していくことで持続可能な行財政運営を構築していく必要があります。

デジタル技術の活用等による行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進により、窓口業務の見直しや事務の在り方が変化していくため、これらに適応できる組織文化を確立し、行政運営を行っていく必要があります。

これらの課題を確実に解消し、持続可能な行財政運営の実現に向けて、『「成長」と「健全化」が両立しうる財政基盤の構築』と『時代の変化と多様なニーズに対応しうる組織文化の確立』をめざし、「スマート Biz★かどま」への取組を進めます。



2. 改善の視点と実現に向けた方策

基本理念に基づく改善の視点は次のとおりです。行財政改善を進めるため、進捗状況の管理を行うとともに、改善すべき課題の抽出を随時行います。

改善の視点1 さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底

- ①経費の節減・合理化
- ②新たな歳入確保策の検討
- ③債権管理の強化
- ④市有財産の利活用
- ⑤受益者負担の適正化

改善の視点2 事業の再編と財源の最適化

- ①事業提案の見直し
- ②行政評価の再構築
- ③事務事業の見直し
- ④国・府等の補助金の活用

改善の視点3 効率的・効果的な行政運営の追求

- ①デジタル化等による業務の最適化
- ②経営的視点及び事務改善意識の醸成
- ③業務手順の標準化
- ④機能的な組織・機構等

3. PDCAサイクルの視点を取り入れた継続的な取組改善

施策の推進、事務に至るまで、PDCA サイクル（※）の視点を取り入れ、行政運営の各般にわたり継続的な取組改善を行います。

※PDCA サイクルとは、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返す行うことで、継続的に見直しや改善していくための手法です。

4. 本計画の推進体制

本計画では、施策ごとのめざすべき成果として成果指標と目標値を定め、客観的視点からの施策の効果検証を取り入れることで継続的に取組改善を行える体制を構築します。

III. 施策の体系

行政分野	基本施策
子育て	<ul style="list-style-type: none"> みんなで支え合う子育て環境づくり 母子保健の充実 子育て世帯への支援 就学前教育・保育の充実
教育	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の推進 児童・生徒の健全育成 学校施設と教育環境の充実
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 健康保険制度の適正な運営
福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の推進 高齢者への支援 障がい児(者)等への支援 生活保障と自立支援
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> まちの顔づくり 快適な住まい環境の充実 憩いの場の充実 公共交通の充実 快適な道路環境の形成
環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全 生活環境保全 快適に暮らせる生活基盤の整備
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の基盤強化 下水道施設の基盤強化
地域振興分野	<ul style="list-style-type: none"> 地域の絆づくりとコミュニティの活性化 市民公益活動と協働・共創の推進 安全・安心な暮らしを支える体制づくり 平和と人権の尊重 多文化共生社会の形成
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の強化と発展 就労支援と雇用促進
地域教育振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域教育環境の充実 暮らしに息づく文化芸術の推進 文化資源の活用と保存・継承 市民スポーツの振興
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理と災害時対策 市民の危機管理意識の向上 消防・救急医療体制の充実
行政管理	<ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な行政運営 広報・情報発信の充実 シティプロモーションによる定住促進 公共施設の適正管理

基本目標

まちづくりの
方向性

将来像

出産・子育てがしやすく、
子どもがたくましく
育つまちの実現

地域の中で生き活きと、
健康で幸せに
暮らせるまちの実現

安全・安心で
快適な住まいと環境の
あるまちの実現

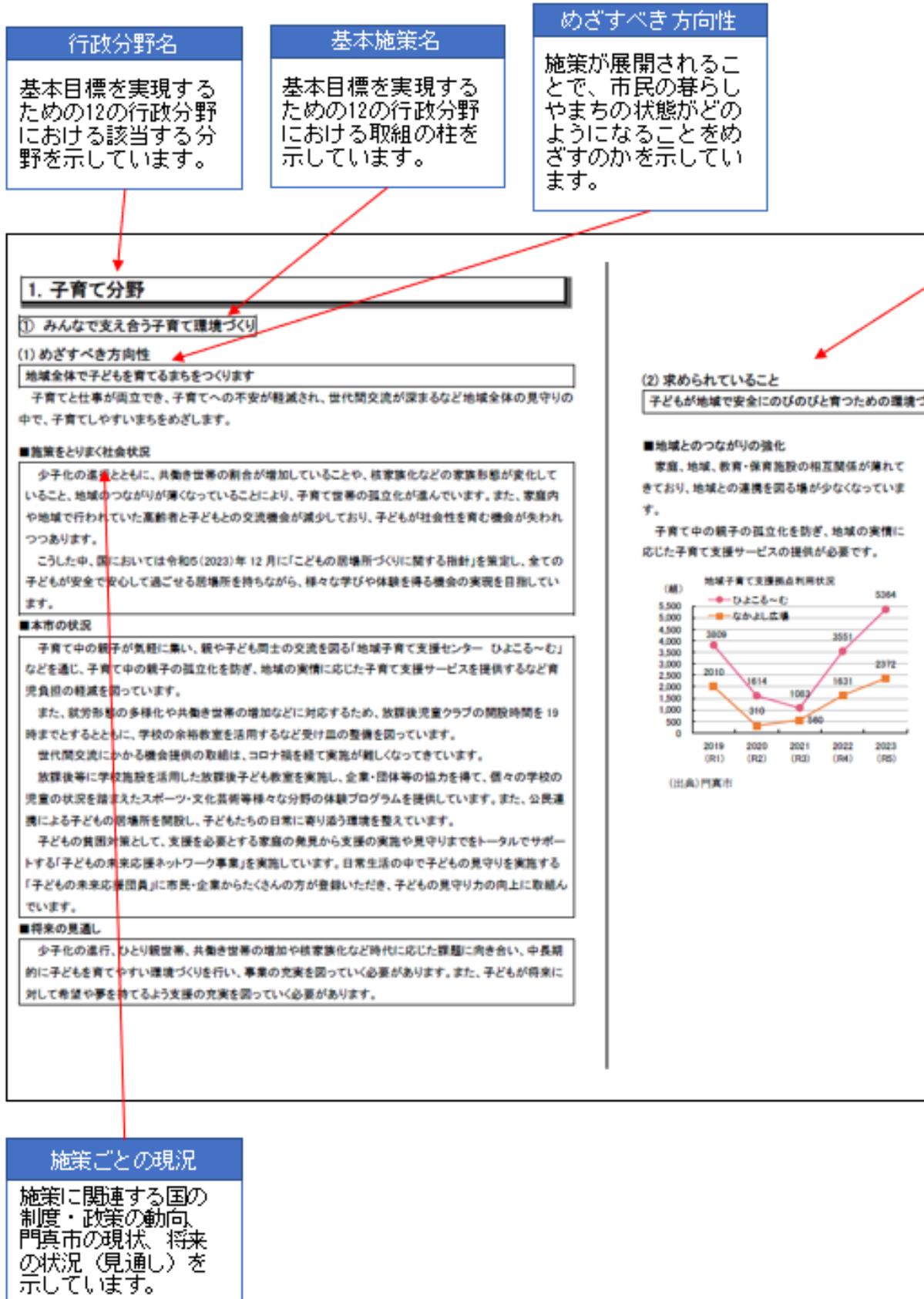
誰もが活躍できる
賑わいと活気ある
まちの実現

子どもを真ん中に地域みんながつながる
健康で幸せな地域共生の「まち」に

働きながら、子育てしながら暮らしやす
い便利で快適な職住近接の「まち」に

人情味あふれる笑いのたえないまち 門真

IV. 基本計画別の記載内容の見方



施策ごとの現況

施策に関連する国の制度・政策の動向、門真市の現状、将来の状況(見通し)を示しています。

求められていること

「めざすべき方向性」に向けて求められている課題などをその根拠とともに示しています。

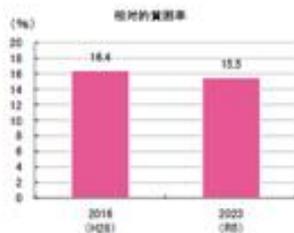
実施方針

「めざすべき方向性」に向けて、求められている課題を解決する取組方針を示しています。

よりが必要です

■子供の貧困対策の推進

世代を超える貧困の連鎖を断ち切るために、社会とのつながりや家庭環境、教育への様々な支援を家庭、学校、企業など地域社会全体で取組を進めることが必要です。



(出典) 門真市子どもの生活に関する実態調査(平成 29 (2017)年度、令和5 (2023)年度)

(3) 実施方針

① 子どもを真ん中においたネットワーク体制の推進

子どもの未来応援団員の見守り力を向上させることで、温かい声を掛け合える地域づくりを推進します。

また、企業・団体との公民連携により、地域における子どもへの見守り体制を推進していくことや子どもの未来へつながる取組を実施していきます。

② 地域子育て支援の充実

市内の教育・保育施設において積極的に地域との連携を図ります。

また、子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」を通じ、子育て世帯の孤立化を防ぎます。

③ 育児負担・育児不安の軽減

子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」や子育てに関する不安を抱える家庭に寄り添い支援する「地域子育て相談機関」などを通じ、子育て世帯の悩みの解消します。

また、放課後児童クラブにおいては年度末時点での待機児童ゼロを維持し、親の就労支援や育児負担の軽減を図っていきます。

■施策の成果を図る指標■

指標	現状値	目標値
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (2023年度)	0人
子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動いた件数	196件 (2023年度)	300件

▶▶みんなが協力できること

- 各家庭における 孤立化を防ぐため、親同士のコミュニティや地域の交流事業などに積極的に参加するとともに、住んでいる地域の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。
- 地域団体や市民公益活動団体などにおいては、子どもの居場所の運営や通学時等の地域活動の中で見守り活動を行い、地域の安全に努めます。
- 企業や民間施設などにおいては、世代間交流の契機となるイベントの開催や日頃の見守り活動を通じて、子どもに対する支援を行います。

▶▶関連計画: 門真市子ども・子育て支援事業計画

指標

施策の成果を測るために設定した指標と目標値を示しています。

みんなが協力できること

「めざすべき方向性」に向けて、市民(地域の団体等を含む)や事業者(企業、NPO等)が協力できることを記載しています。

基本計画各論

I. 子育て分野

① みんなで支え合う子育て環境づくり

(1) めざすべき方向性

地域全体で子どもを育てるまちをつくります

子育てと仕事が両立でき、子育てへの不安が軽減され、世代間交流が深まるなど地域全体の見守りの中で、子育てしやすいまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子化の進行とともに、共働き世帯の割合が増加していることや、核家族化等の家族形態が変化していること、地域のつながりが薄くなっていることにより、子育て世帯の孤立化が進んでいます。また、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもとの交流機会が減少しており、子どもが社会性を育む機会が失われつつあります。

こうした中、国においては令和5(2023)年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、様々な学びや体験を得る機会の実現をめざしています。

■本市の状況

子育て中の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援センター ひよこる〜む」等を通じ、子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスを提供するなど育児負担の軽減を図っています。

また、就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に対応するため、放課後児童クラブの開設時間を19時までとするとともに、学校の余裕教室を活用するなど受け皿の整備を図っています。

世代間交流にかかる機会提供の取組は、コロナ禍を経て実施が難しくなっています。

放課後等に学校施設を活用した放課後子ども教室を実施し、企業・団体等の協力を得て、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等、様々な分野の体験プログラムを提供しています。また、公民連携による子どもの居場所を開設し、子どもたちの日常に寄り添う環境を整えています。

子どもの貧困の解消に向けた対策として、支援を必要とする家庭の発見から支援の実施や見守りまでをトータルでサポートする「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しています。日常生活の中で子どもの見守りを実施する「子どもの未来応援団員」に市民・企業からたくさんの方が登録いただき、子どもの見守り力の向上に取り組んでいます。

■将来の見通し

少子化の進行、ひとり親世帯、共働き世帯の増加や核家族化等、時代に応じた課題に向き合い、中長期的に子どもを育てやすい環境づくりを行い、事業の充実を図っていく必要があります。また、子どもが将来に対して希望や夢を持てるよう支援の充実を図っていく必要があります。

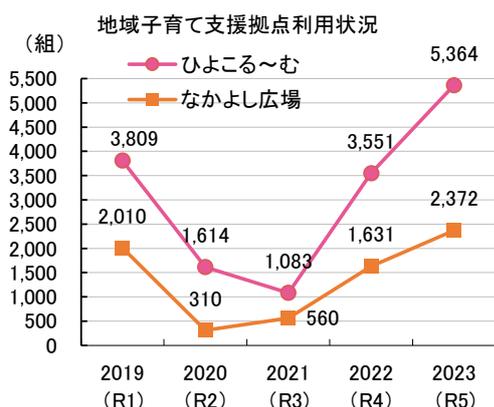
(2) 求められていること

子どもが地域で安全にのびのびと育つための環境づくりが必要です

■地域とのつながりの強化

家庭、地域、教育・保育施設の相互関係が薄れてきており、地域との連携を図る場が少なくなっています。

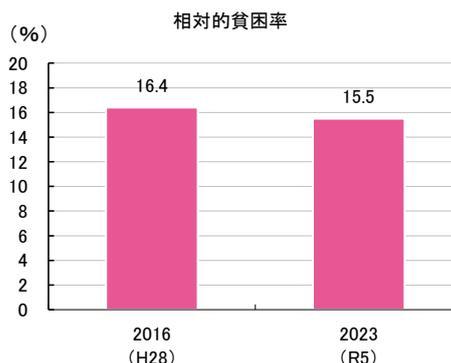
子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供が必要です。



(出典)門真市

■子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

世代を超える貧困の連鎖を断ち切るために、社会とのつながりや家庭環境、教育への様々な支援を家庭、学校、企業等、地域社会全体で取組を進めることが必要です。



(出典)門真市子どもの生活に関する実態調査

(3) 実施方針

① 子どもを真ん中においたネットワーク体制の推進

子どもの未来応援団員の見守り力を向上させることで、温かい声を掛け合える地域づくりを推進します。

また、企業・団体との公民連携により、地域における子どもへの見守り体制を推進していくことや子どもの未来へつながる取組を実施していきます。

② 地域子育て支援の充実

市内の教育・保育施設において積極的に地域との連携を図ります。

また、子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士、地域住民等との交流を図る「地域子育て支援拠点事業」を通じ、子育て世帯の孤立化を防ぎます。

③ 育児負担・育児不安の軽減

子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」や子育てに関する不安を抱える家庭に寄り添い支援する「地域子育て相談機関」等を通じ、子育て世帯の悩みを解消します。

また、放課後児童クラブにおいては年度末時点での待機児童ゼロを維持し、親の就労支援や育児負担の軽減を図っていきます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (2023 年度)	0人
子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動きだした件数	195 件 (2023 年度)	300 件

▶▶ みんなが協力できること

- 各家庭における、孤立化を防ぐため、親同士のコミュニティや地域の交流事業等に積極的に参加するとともに、住んでいる地域の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。
- 地域団体や市民公益活動団体等においては、子どもの居場所の運営や通学時等の地域活動の中で見守り活動を行い、地域の安全に努めます。
- 企業や民間施設等においては、世代間交流の契機となるイベントの開催や日頃の見守り活動を通じて、子どもに対する支援を行います。

▶▶ 関連計画：門真市子ども・子育て支援事業計画

② 母子保健の充実

(1) めざすべき方向性

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実したまちをつくります

妊娠届出時から専門職等が丁寧に保護者に寄り添い、継続的に関わりをもち、困ったときにいつでも気軽に相談ができる関係を構築し、親も子も心身共に健やかに過ごせるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

核家族化による孤立した育児や、膨大な育児情報による混乱等により、育児不安が増大しており、健全な親子・家族関係を築けるよう身近な地域で子育てを支える仕組みを整備することが求められています。国は、児童福祉法の改正に伴い、母子保健及び児童福祉の連携と協働による、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6(2024)年度より全国の市町村に設置することを努力義務としました。

■本市の状況

妊娠届出数は、減少傾向にありますが、若年妊婦の割合が全国平均より高く、家庭的・経済的事情等により、妊娠中から支援の必要な妊婦が年々増加しています。

令和7(2025)年4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備していきます。

■将来の見通し

妊娠届出数は年々減少し少子化は進んでいます。核家族化や家庭環境の複雑化及び多様化により育児支援の必要性は増加していくと考えられます。地域社会全体で子育てをしていく仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要があります。

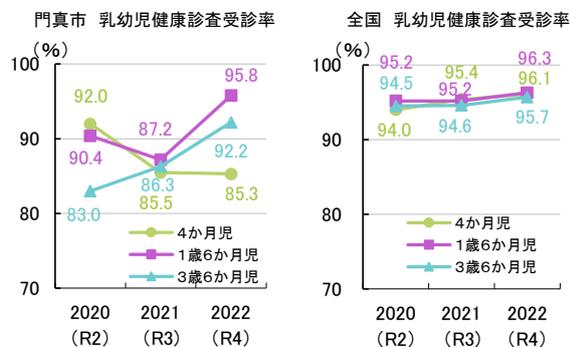
乳幼児健康診査の受診率をさらに向上させ、乳幼児の健康の保持増進を図り、健やかな成長・発達の促進と、保護者が孤立せずに子育てができる環境を整備する必要があります。

(2) 求められていること

安心して育児ができる環境の整備と、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりが必要です

■乳幼児への保健対策の充実

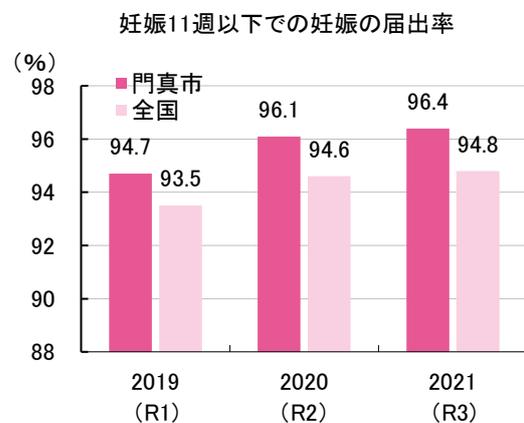
乳幼児健康診査の受診率は、全国平均と比較して低く、子どもの発育・発達や養育状況等について全数確認ができていません。そのため、保護者と共に成長を見守り、必要に応じた支援につなげることができるよう発達の節目に行う乳幼児健康診査の受診を促す取組が必要です。



(出典)門真市、厚生労働省「地域保健・健康推進事業報告」

■安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う、こども家庭センターを設置するとともに、サービスメニューの充実を図り、保護者が孤立することなく、育児ができるよう、きめ細やかに相談に応じる体制を確立することが必要です。



(出典)門真市、厚生労働省「地域保健・健康推進事業報告」

(3) 実施方針

① 相談・支援体制の充実

妊娠届出時に全員の方に助産師等の専門職が面接するなど、妊娠・出産についての不安が解消できる取組を行います。産後2週間には電話相談を実施し、生後1～2か月には新生児訪問や、「こんにちは赤ちゃん訪問」等を行うなど育児に関する相談にも応じます。また、保護者が孤立することなく、育児を行えるよう、相談体制や支援体制、サービスメニューのさらなる充実を図ります。

② 乳幼児健康診査の受診率向上

乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児に健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。また、経過観察健診も実施し、成長や発達の支援を継続的に行っていきます。加えて、育児の不安や孤立が生じないように、保護者の育児に関する悩みや相談にも丁寧に応じます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
4か月児健康診査対象者の受診率	88.3%	98.0%
1歳6か月児健康診査対象者の受診率	90.0%	97.0%
3歳6か月児健康診査対象者の受診率	91.1%	95.0%
	(2023 年度)	
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	95.8%	99.8%
	(2023 年度)	

▶▶ みんなが協力できること

- 妊娠が判明したら速やかに妊娠届出を行います。
- 妊娠・出産・子育てに関する心配や不安等については、抱え込まずに子育て関連機関等に相談します。
- 地域における子育て関連機関として、保護者や子どもを中心においたネットワーク体制を構築し、連携を図りながら子育てを支援し、育児の孤立化等を防ぎます。

▶▶ 関連計画：門真市子ども・子育て支援事業計画

③ 子育て世帯への支援

(1) めざすべき方向性

安心して子育てできる子育て支援のまちをつくります

子育て世代を支援することにより、子育ての不安が軽減され、安心して子育てができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

「令和4(2022)年版 子供・若者白書」によると、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていないなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため児童福祉法が改正されました。

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的とした「こども家庭センター」の設置が示され、母子保健と児童福祉の連携を強化することで、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行い、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行うことが求められています。

■本市の状況

子育てサービスに対するニーズも多様化する中で様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援サービス相談員(保育コンシェルジュ)を配置し、子育て支援に関する相談や情報提供に努めています。

また、利用者のニーズに合わせた子育て世帯への訪問支援サービスや、こども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充することで、子育てに困難を抱える世帯への経済的・精神的な負担軽減を図っています。

令和7(2025)年4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備し、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行っています。

■将来の見通し

社会情勢等の変化に伴い、多様化する子育て家庭のライフスタイルに応じた柔軟な子育て支援サービスを提供することが求められ、安心して子育てがしやすい環境をつくる必要があります。

また、本市における児童虐待相談件数は年々増加する傾向にあり、児童虐待の防止及び対応・支援を実施するためには、関係機関との連携も含めた支援体制の充実が不可欠です。

(2) 求められていること

保護者が子どもを育てやすく、子どもの安全が守られる子育て環境づくりが必要です

■安心して子どもを産み育てることができるまちづくりの推進

幅広い保育サービスの知識を持った保育コンシェルジュによる保育サービスの提案を行い、子育てへの不安や孤独を取り除くとともに、医療費助成をはじめとする経済的負担の軽減等、安心して子育てができる環境づくりが必要です。



(出典)門真市

■児童虐待の早期発見

児童虐待を早期に発見し、通告対応及び継続した支援を実施することに加え、重大事案を防ぐため支援体制の充実及び、関係機関との連携強化が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 相談・支援体制の充実

児童虐待の発生を未然に防ぐため、子育てに関して相談しやすい環境をつくとともに、児童相談所や警察等、関係機関との連携を図りながら、充実した支援を実施します。

② 子育て世帯の経済的負担の軽減

こども医療やひとり親家庭医療等による医療費の助成に加えて、学校や園における給食費の無償化等を実施することより、子どもの健康の増進を図るとともに子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

③ 保育サービスの提案による子育て負担の軽減

保育コンシェルジュの相談技能向上をめざし、子育て支援の幅広い情報を収集するとともに、窓口に来られる方々の個々のニーズを丁寧に聞き取り、最良の提案ができる体制を構築します。

育児疲れや育児不安など身体上又は精神上的の事由を抱える保護者の負担の軽減のため、ショートステイやトワイライトステイの子育て短期支援事業を実施し、保護者のストレス等の緩和と児童虐待へつながることを防止していきます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていると思う人の割合	70.8% (2024 年度)	90.0%
要保護児童連絡調整会議による新規登録件数	369 件 (2023 年度)	286 件

▶▶ みんなが協力できること

- 各家庭では育児疲れや育児不安等で悩みを抱え込む前に、家族・親戚、行政(こども家庭センター・地域子育て相談機関)等に相談します。
- 市民公益活動団体は地域において、ひとり親家庭への情報提供や相談及び助言を実施し、市民の支援に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等は通園する子どもの見守りや保護者への声掛けなど子育て支援を行い、必要時にはこども家庭センター等の関係機関との連携を図るよう努めます。

▶▶ 関連計画: 門真市子ども・子育て支援事業計画

④就学前教育・保育の充実

(1) めざすべき方向性

安定した保育環境が充実し、質の高い教育・保育を受ける環境が整っているまちをつくります

子どもの教育・保育環境が充実し、全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、女性の就業率の向上による保育ニーズの高まりなど、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴い、就学前教育・保育に対しては多様かつ質の高いサービスが求められています。

これらに対応するため、教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保や、保育所・幼稚園・認定こども園等の運営、民間保育施設等で実施する一時預かり事業、延長保育事業及び病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスに対する支援や補助など、子育て支援や教育・保育の質の向上に関する取組が求められています。

また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることから、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度が、令和8(2026)年度から全ての自治体で実施されることとなります。

■本市の状況

これまで保育施設の整備や保育定員の拡充に取り組み、令和2(2020)年4月に待機児童を解消するとともに、安定して保育士を充足するための取組を行うなど、就学前の教育環境の整備を進めています。

また、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの活用による就学前教育・保育の質の向上や、小学生との交流、小学校訪問・学校行事への参加を通じ、就学前教育での「学びに向かう力」を養うとともに、5歳児と小学1年生の架け橋期におけるカリキュラムを関係機関と調整して作成していきます。

■将来の見通し

本市の就学前児童人口は減少し続けており、園や年齢によっては定員数を下回っている園もあります。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点をもって施設整備を進めるとともに、子どもに質の高い教育・保育を提供できるよう、幼保小の連携を強化していく必要があります。

(2) 求められていること

質の高い教育・保育を受けることができる環境の整備が必要です

■教育・保育施設等の待機児童の解消

令和6(2024)年4月時点の待機児童は解消しているものの、今後は、年度途中を含めた待機児童の解消を図り、その後の待機児童を出さないための保育環境の整備が必要です。

■教育・保育サービスの多様化と質の向上

多様化する子育て世帯への個別ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供することが必要です。

全ての子どもに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、就学を見据えた教育・保育を小学校と共に実践していく必要があります。



(出典)門真市



(出典)門真市子ども・子育てに関するニーズ等調査(令和5(2023)年度)

(3) 実施方針

① 子育て支援サービスの充実や教育・保育の質の向上

様々な子育て支援サービスの提供や教育・保育の質の向上を図り、きめ細かい教育や豊かな感性を養う機会を提供し、子育て支援環境及び子どもの教育・保育環境を充実させます。

② 教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保

公立、民間を問わず市全体で必要な数の子どもの受入れ体制が維持されるよう、保育士等の安定的な確保、定着に努め、市内の民間園が実施する保育士等確保策に対して支援を実施していきます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
年度末時点の保育所等の待機児童数	4人 (2023 年度)	0人
門真市は安心して楽しく子育てができる環境だと思う人の割合	30.7% (2024 年度)	70%

▶▶ みんなが協力できること

- 保護者は子どもの様子や家庭の状況等を教育・保育施設に伝え合い、情報を共有していきます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等は保護者と連携をとりながら子どもの健康状態の把握をしっかりと行い、体調管理に気を付けていきます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等は小学校就学に向けて生活習慣が身に付くよう、保護者と生活の様子を共有し、生活の連続性を図り、共に育てる気持ちを持ちます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等の事業者は従業員へ育児休業や時短制度の取得を推奨するとともに、ライフステージ移行のタイミングで退職した従業員が再就職しやすい環境をつくります。

▶▶ 関連計画：門真市子ども・子育て支援事業計画、門真市就学前教育・保育共通カリキュラム

II. 教育分野

① 学校教育の推進

(1) めざすべき方向性

全ての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されているまちをつくります

子どもがそれぞれの課題に応じたきめ細かな教育を受け、着実に学力向上ができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

中央教育審議会の答申(令和3(2021)年1月)では、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その柱として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現が必要であるとされています。

全ての小中学校に GIGA スクール構想による1人1台端末が配備され、「Society5.0 時代」にふさわしい学校の実現が求められています。

■本市の状況

本市では、令和2(2020)年度から3年間の「学力向上アクションプラン」の取組により、令和5(2023)年度の全国学力・学習状況調査において、小学校の国語・算数、中学校の国語・英語で過去最高の数値となりました。しかし、目標であった「全国学力・学習状況調査における全国平均超え」は達成できなかったことや、児童・生徒の学びへの主体性や自己学習力についての課題も見られました。

また、発達に課題のある子どもや日本語指導が必要な子ども等、一人ひとりの課題に応じた支援の充実のための、支援教育支援員や自立支援通訳等の配置・派遣を行うとともに、いじめ・不登校等、子どもを取り巻く環境が複雑化する中で、誰一人取り残すことなく子どもを見守るための SSW(スクールソーシャルワーカー)をはじめとした各種専門家の派遣等を推進しています。

■将来の見通し

今後、授業の形態は、大きく様変わりし、ICT を日常的に活用した上で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を柱とした授業スタイルが確立されます。そして、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを進め、教員の授業力をさらに高めていく必要があります。

また、地域に開かれた教育課程の実現と、地域と連携・協働した取組の推進のため、コミュニティスクールの進展が見込まれます。

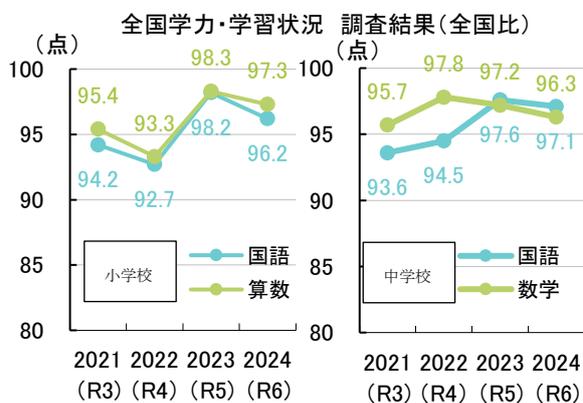
(2) 求められていること

多様な未来を生き抜く力を育むため、子どもたちの置かれる状況に応じた学びの場の提供が必要です

■学力・生きる力の育成

全国学力・学習状況調査は、学習指導要領に明記されている学力の定着を判断できる調査であるという趣旨をふまえ、全国平均を超えるための取組を進めます。

子どもたちの将来の自立をめざし、「主体的に学びに向かう力」や「課題を発見・解決する力」を伸ばすために、子ども主体の学び・探求的な学びを柱とした授業づくりが求められます。

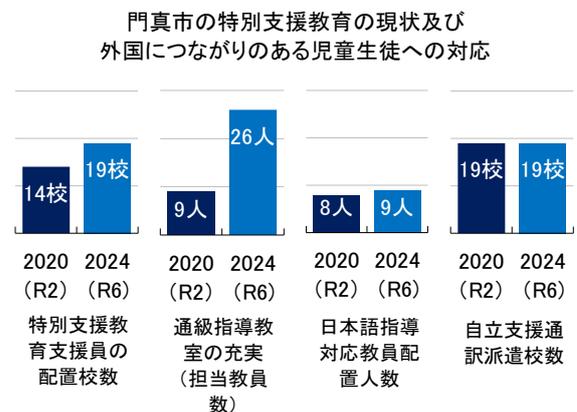


(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」調査結果(全国比)

■きめ細かな指導の推進

子ども一人ひとりの発達の特性や個別の課題に応じた支援が求められております。また、外国につながる児童生徒数は今後さらに増加することが見込まれています。

それらに応じた取組として、安心できる集団づくりを土壌に、子ども一人ひとりが主語となる授業を実施し、資質・能力の向上を図る、きめ細かな指導を行うことが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 一人ひとりの課題に応じた教育の推進

子どもたちの課題は多様化しています。日常的に子どもたち一人ひとりを主語とした授業改善を推進するとともに、子どもの課題を的確にとらえ、支援員等も活用し、適切な支援を行うことで、子どもの学習意欲の向上につなげます。また、よりニーズに合った支援により、「わかった」「できた」経験を積み重ね、自尊感情の向上につなげていきます。

② 安心して学べる環境づくり

子どもたちの課題が多様化しており、一人ひとりの学力向上には、教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、信頼関係を築くことが必要です。多くの教職員の目で、全ての子どもたちを見守り、安心して学ぶことができる学校づくりに努めます。

③ 教職員の指導力の向上

継続的に子どもたちの学力実態を分析し、子どもに学力を育むことのできる授業改善を推進します。その成果を全国学力・学習状況調査につなげます。また、教職員研修を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査の標準化得点 (全国を100とした時の相対的な比較数値)	小学校:96.8 中学校:96.7 (2024年度)	小学校:105 中学校:105
授業の中で、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいった」と思う児童・生徒の割合 (全国学力学習状況調査)	小学校:79.7% 中学校:80.3% (2024年度)	小学校:85.0% 中学校:85.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 子どもの学ぶ意欲を育む家庭をつくれます。
- 学校の行事等に積極的に参加し、学校と連携して子どもたちのより良い教育環境づくりをします。
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会)への参画等により、地域での学校づくりや子どもの教育支援に協力します。

▶▶ 関連計画: 門真市教育大綱、門真市教育振興基本計画

② 児童・生徒の健全育成

(1) めざすべき方向性

心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

いじめの積極的認知及び早期対応、不登校児童・生徒の減少及び学びの場の確保をめざすとともに、子どもたちが将来の夢を持って主体的に学べる教育環境づくりを推進し、地域住民や保護者との連携を深めながら、児童・生徒を取り巻く生活環境を整え、心豊かでたくましい子どもを育むまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

「Society5.0時代」が到来しつつある中、子どもたちにも急速に普及したスマートフォン等を用いた SNS 上でのいじめや、ネット依存をはじめとした生活習慣の乱れ等、児童生徒の健全育成に係る重大な問題が大きく取りざたされています。

また、アレルギーの増加や運動能力の低下等、子どもたちの健康に関わる問題もあらゆる面で浮かび上がっており、その対応や取組が求められています。

さらに、特定技能制度見直しによる外国人材の受入れ拡大や訪日観光客の増加等で、今後ますます外国人との交流機会の増加が予想されます。

■本市の状況

本市においても、いじめ・不登校等、生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー・SSW の配置拡充をはじめ、子どもたちに対して、専門家による SNS トラブル予防授業や弁護士によるいじめ予防授業を実施したり、夜間や休日にも専門相談員に直接チャット相談ができる「こどもオンライン相談」を実施したりするなど、「チーム学校」として誰一人取り残すことなく子どもを見守る取組を推進しています。

異文化への理解を深め、国際化に対応できる生徒を育成するとともに、中学生の英語による意見発表の機会を提供し、英語学習意欲の向上と実践的な英語コミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。

■将来の見通し

SNS やゲーム等の発達により、相手と直接顔を合わすコミュニケーションや運動する機会が減少する可能性があります。

このように変化が激しい時代の中で、自己肯定感を醸成し、自らの将来を切り拓く力を身に付けられるように、学校生活の中でも支援していく必要があります。

(2) 求められていること

子どもたちの自己実現や自己確立をめざし、豊かな心と健やかな体の育成が必要です

■子どもたちの自己実現や自己確立に向けた取組

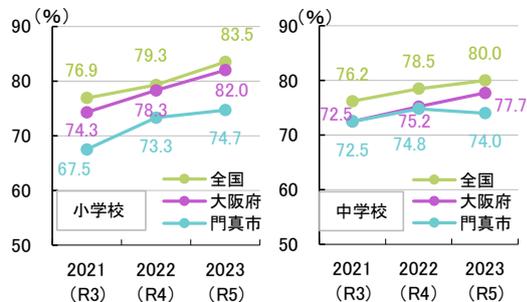
価値観や生活スタイルが多様化する中、子どもたちが自分の興味や自分らしさに気づき、それを伸ばすなど、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちの自己実現や自己確立をめざした取組が必要です。

■豊かな心と健やかな体の育成

多様な人間関係の構築を通して、子どもたちに豊かな心を育むとともに、子どもたちが夢を持ち、自ら将来の進路を切り拓く力を身に付けることが必要です。

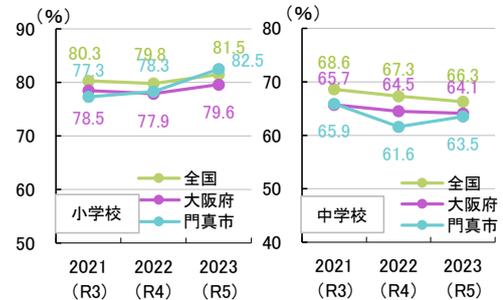
自らの健康に関心を持つ意識の向上を図るとともに、運動能力の低下防止に向けた体力づくりの取組が求められます。

「自分にはよいところがありますか」という質問に対する肯定的な意見



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対する肯定的な意見



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(3) 実施方針

① 地域等との連携の強化

社会の変化に対応しつつ、自ら進んで健全な心と体を育成する態度を養うため、規則正しい生活習慣を身に付けるための指導や、食事、運動の重要性を含めた健康に関する指導の充実を図ります。また、地域や家庭、社会教育諸団体との連携を深め、多くの目で子どもたちを見守り、健全な心と体の育成に努めます。

② いじめ防止・不登校減少に向けた取組の推進

道徳教育やいじめ予防授業等によっていじめの未然防止を図るとともに、いじめの訴えや子どもの SOS を的確に受け取り、迅速・適切に対応できるような組織体制と教職員の資質向上を図ります。また、不登校児童・生徒の減少及び学びの場の確保をめざすとともに、学校内外で指導・相談を受けていない不登校児童生徒とその保護者をサポートする環境づくりに努めます。

③ 小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進

就学前から義務教育までを一体的に捉え、様々な教育活動の中で横や縦のつながりを大切にしながら小中一貫教育の取組を充実させます。また、地域・家庭との連携を図りながら、小中の連続性を大切にしながら系統的なキャリア教育を各中学校区で進めていきます。

1人1台端末等を活用した個別最適な学びと、協働的な学びの推進により、国際化や情報化に対応できる優れたコミュニケーション能力の育成をめざします。

■■施策の成果を図る指標■■

指標	現状値	目標値
「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見の割合(小6、中3の平均)	81.9% (2024 年度)	90.0%
子どもが健やかに成長していると感じている人の割合	74.4% (2024 年度)	90.0%
小学5年生の体力合計点の国との比較(本市平均点/全国平均点)	93.6% (2023 年度)	105%

▶▶**みんなが協力できること**

- 子どもの未来応援ネットワーク事業の応援団員やキッズサポーターに登録するなど子どもたちへの見守りに参加します。
 - 子どもたちの居場所づくりに参画します。
 - 事業者は、スマホやインターネットの危険性に係る保護者、児童・生徒への啓発に努めます。
- ▶関連計画:門真市教育大綱、門真市教育振興基本計画、門真市生涯学習推進基本計画

③ 学校施設と教育環境の充実

(1) めざすべき方向性

子どもたちが主体的に学び、安全で健康的な学校生活をおくることができるまちをつくります

「多様な人間関係の構築」や「主体的・対話的で深い学び」を進めるための教育環境を充実し、地域と共に創る新たな学校づくりをめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子化に伴う児童生徒数の減少や、グローバル化する社会の中で、子どもたちの教育に関する環境が大きく変化しています。

小中学校の学習指導要領において、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を確実に育成するため、主体的で対話的な深い学び、英語教育・プログラミング教育等が盛り込まれています。また、GIGA スクール構想では、児童生徒1人1台端末や学校ネットワークを整備し、情報活用能力の習得や、ICT を日常的に活用した学びを実現できる環境づくりが求められています。

学校施設については、老朽化している校舎の内・外壁材や非構造部材等の安全確認についての調査、改修について、国から通知が出されています。

■本市の状況

学校施設については、耐震化は全校実施済であるものの、老朽化している校舎・屋内運動場が多くあります。

トイレの洋式化や、教室、給食棟への空調設備の導入等、教育環境の改善に取り組んできましたが、今後も引き続き改修・導入を進める必要があります。また、新たに屋内運動場への空調設備の導入に向けて取組を進めています。

令和5(2023)年度の2学期から、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の推進のため、学校給食費の無償化を実施しています。

また、時代の変化を踏まえながら、多様な人とのつながりの中で、子どもたちが育っていけるよう、第四中学校区では、本市初の義務教育学校の整備を進めています。

■将来の見通し

今後さらに少子化が進むことが見込まれる中、学校規模や適正配置も含め、多様な人とのつながりの中で、主体的に学び合える教育環境の充実を図っていくとともに、施設の老朽化への対応等、子どもたちにとって安全で優しい学校づくりを進めていく必要があります。

また、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するための必要な環境を整え、情報活用能力の育成を図るため、児童・生徒の ICT 活用を指導する教員の指導力を高めていく必要があります。

(2) 求められていること

安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりが必要です

■学校環境の充実

施設の老朽化に対して、トイレ改修や長寿命化等の検討が必要です。

主体的で対話的な授業展開や、英語教育・プログラミング教育への対応とともに、多様な子どもたちが安心して過ごすことができ、共に学び合える環境の整備が必要です。

学校環境の充実

小中学校19校中 建設後40年以上経過している 学校施設数	18校
建設後40年経過している 学校施設中、 大規模改修を実施している 学校施設数	7校
小中学校19校中 旧耐震基準(S56年以前)の 学校施設 耐震化率	100%

(出典)門真市

■教育の ICT 環境整備

情報活用能力の育成に必要とされているICT環境の維持・更新を進めていく必要があります。

ICTを活用し、情報活用能力の育成に向けた教員の指導力を高めていく必要があります。

教育の ICT 環境整備

児童生徒1人あたりの学習者用 コンピューター台数	1.2台/人
教員校務用コンピューター整備率	100%
普通教室の無線LAN整備率	100%
普通教室の電子黒板整備率	100%
統合型校務支援システム整備率	100%

(出典)文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(令和5(2023)年度)」

(3) 実施方針

① 多様なつながりを創る学校づくりと学校の適正配置

児童・生徒のより良い教育環境の整備・充実をめざし、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、地域の多様な人との関わりの中で、みんなで子どもたちを育む学校づくりを進めます。

② ICT 指導の能力向上

情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針に沿って、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するための必要な環境を整え、全ての教員が児童・生徒の ICT 活用を指導できる能力を高めます。

③ 学校施設の計画的な維持・整備

児童生徒が安全安心に健康的に学校生活を行えるよう計画的な環境整備を図ります。

学習指導要領に基づく柔軟かつ効果的な授業展開等に資する学習環境が充実するよう計画的に環境整備に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
トイレの洋式化率	62.7% (2023 年度)	70.0%
「授業でパソコンを使って自分のペースで学ぶことができる」と思う児童・生徒の割合	—	100.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 学校と連携して子どもたちのより良い教育環境になるよう学校行事等に積極的に参加します。
- ▶▶ 関連計画：門真市教育大綱、門真市教育振興基本計画

III. 健康管理分野

① 生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策

(1) めざすべき方向性

地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちをつくります

全ての市民が健康づくりに取り組み、またこれらを支援するまちづくりを推進し、健康寿命の延伸をめざします。

■施策をとりまく社会状況

急速な少子高齢社会の進展や生活習慣の変化に伴う疾病構造の変化等、社会における健康を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をめざした健康づくりの必要性が求められています。

健康寿命の延伸や健康づくりのためには、食生活や運動、喫煙等における個人の生活習慣や環境の改善はもとより、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組や、感染症対策上重要な役割を果たしている予防接種の取組が求められています。

■本市の状況

本市における令和3(2021)年の健康寿命は、男性 77.7 歳、女性 82.8 歳となっており、大阪府平均と比較して男性は 1.38 歳、女性は 0.95 歳短くなっています。

本市の死因別死亡率の1位はがんとなっています。

病気の早期発見・早期治療のためには、健(検)診受診率の向上が求められますが、一般健診・がん検診共に受診率は低迷しています。

■将来の見通し

健康づくりに関する周知啓発を工夫し、これまで健(検)診を受診しなかった健康無関心層の行動変容を促し、受診しやすい環境を整備することで各種がん検診の受診率を向上させる必要があります。

予防接種の接種機会を市民へ周知するとともに、予防接種を受けやすい環境整備が必要です。また、新型コロナウイルス感染症への対応時の経験を踏まえ、感染症の発生がみられた場合にも、感染拡大を最小限とするため、保健所等と連携して感染症に関する情報を迅速かつ的確に公表する必要があります。

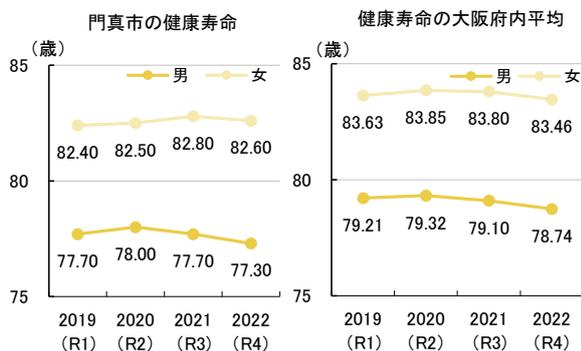
(2) 求められていること

ライフステージに応じた健康づくりを支援する取組の強化が必要です

■生涯にわたる健康づくりの支援

市民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康への意識向上や ICT 技術を活用した健康づくりのための取組を進め、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

望まない受動喫煙を防止することが必要です。

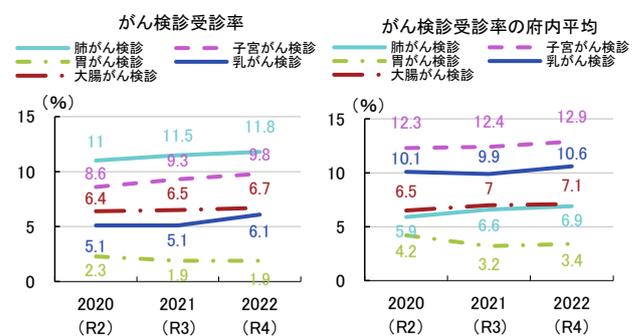


(出典)大阪がん循環器病予防センター

■病気の早期発見・早期治療・予防の推進

各種がん検診の受診率は、大阪府の平均値と比較すると、肺がん検診を除き、低い状況となっています。

感染症まん延防止に向け、予防接種の接種促進及び発生時に迅速な対応ができる仕組みが必要です。



(出典)門真市、大阪がん循環器病予防センター

(3) 実施方針

① 病気の予防対策の推進

予防接種の接種促進のため、市民にとってわかりやすい周知に努めます。

② 各種がん検診の受診促進

多くの市民が、がん検診を定期的に受診することで、がんの早期発見・早期治療を推進し、がんによる死亡の減少を図ります。そのため、各種がん検診受診率の向上に向けて、市民が受診しやすい環境整備等に努めます。

③ 生活習慣の改善に向けた啓発等の推進

生涯を通じて健康づくりに取り組める環境をめざし、PHR(パーソナルヘルスレコード)アプリ等を活用した取組を推進していくとともに、食生活や運動、喫煙等における個人の生活習慣や環境改善など健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に努めます。

また、屋内、屋外における望まない受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙防止対策を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
健康寿命の大阪府平均との差	男：△1.44 歳 女：△0.86 歳 (2022 年度)	男女ともに0歳以上
がん検診の受診率	肺がん検診：10.4%、 胃がん検診：1.6% 大腸がん検診：6.2% 子宮がん検診：8.3% 乳がん検診：6.0% (2023 年度)	各種検診 50.0%
麻しんの予防接種率	第1期：81.5% 第2期：89.4% (2023 年度)	第1期、第2期 95.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 個人の状態や背景に合わせた健康づくりに取り組むとともに、健(検)診を定期的を受診するよう心がけます。
- 望まない受動喫煙を防止するため、喫煙者はマナーを守るとともに、禁煙にも取り組みます。
- かかりつけ医の立場より、がん検診等の受診を積極的に勧奨するとともに、患者の状態や背景を考慮した指導助言を行い、健康づくりを進めます。

▶▶ 関連計画：門真市第2次健康増進計画・食育推進計画(健康かどま)

② 健康保険制度の適正な運営

(1) めざすべき方向性

みんなで支え合い健康に過ごせるまちをつくります

国民健康保険や後期高齢者医療制度等の健康保険制度の適正な運用を進め、制度の持続可能性を確保することで、安定的に保険サービスを提供できるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

国民健康保険制度においては、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」ことから、小規模な運営主体(市町村)の財政運営が不安定になりやすい構造的な課題を抱えています。後期高齢者医療制度においても、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「団塊の世代の国民健康保険制度からの移行による医療費の増大」等の課題を抱えています。

そこで、国民皆保険の要である国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるよう、大阪府及び広域連合を財政運営の責任主体とし、府内では、令和6(2024)年度より、国民健康保険料率が統一されています。

■本市の状況

本市の「国民健康保険加入率」は22.0%(令和5(2023)年3月末時点)と府内平均(20.3%)より高く、特定健康診査受診率は、29.4%(令和4(2022)年度)で府内平均(30.8%)を下回っています。

本市の「後期高齢者医療制度加入率」は15.8%(令和5(2023)年3月末時点)と府内平均(14.7%)より高い特徴がありますが、高齢社会の進展に伴い今後も増加が予想されます。

健康診査受診率については、受診率向上の取組を実施した結果、27.3%(令和4(2022)年度)と府内平均(22.6%)を上回っています。

■将来の見通し

高齢社会の進展、地域社会の変化など時代に応じた課題に向き合い、地域特性を踏まえた取組を実施し、制度の周知啓発に努めるとともに、健康診査受診率を向上させ、病気の予防、健康寿命の延伸に努める必要があります。

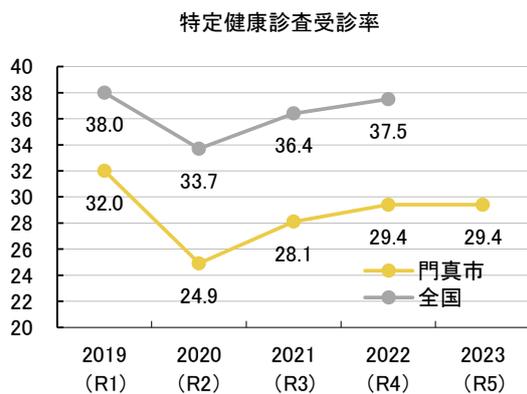
(2) 求められていること

制度の適正な運用を行い、安定的な保険サービスを提供することが必要です

■国民健康保険制度の適正運用

大阪府と連携して、国民健康保険制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。

特定健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。

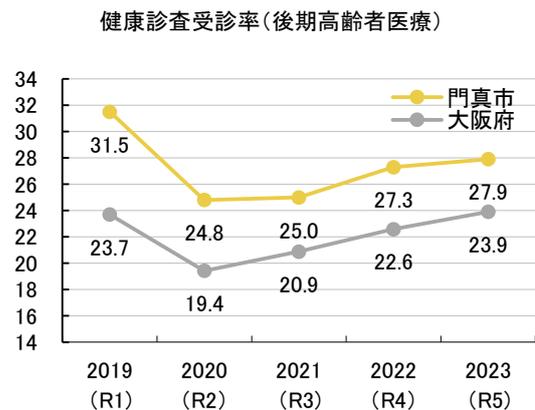


(出典)門真市、厚生労働省

■後期高齢者医療制度の適正運用

大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。

健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。



(出典)門真市、大阪府

(3) 実施方針

① ジェネリック医薬品普及率向上

本市の普及率は、81.4%(令和5(2023)年)と大阪府内平均 78.4%(令和5(2023)年)を超え、府内でも上位に位置しており、国の目標値(令和11(2029)年までに80%)も達成しています。引き続き、ジェネリック医薬品普及率を向上させる取組を実施し、医療費の適正化に努めます。

② 健康診査受診率の向上

疾病の早期発見・早期治療には健康診査の受診が大切です。健康診査受診率をより一層向上させ、疾病予防や健康づくりを推進します。

③ 健康保険制度の周知啓発

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、その周知・啓発に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
特定健康診査受診率	29.4% (2023 年度)	60.0%
健康診査受診率【後期高齢者医療】	27.9% (2023 年度)	40.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 健康診査を受診します。
- 事業所は、健康診査に対する広報活動の充実に努めます。
- ジェネリック医薬品が使用できる場合は、ジェネリック医薬品を使用します。
- 事業所は、ジェネリック医薬品について、広報活動を推進します。

▶▶ 関連計画：門真市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画

IV. 福祉分野

① 地域福祉の推進

(1) めざすべき方向性

誰もが安心して暮らせる地域共生のまちをつくります

地域における福祉活動や団体等の認知度の向上や、新たな担い手による地域福祉活動の活性化により住民相互の支え合いの意識の向上を図るとともに、福祉関係機関等の連携の促進により誰もが安心して暮らせる地域の実現をめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子高齢社会・人口減少問題が進行する中で、地域とのつながりがさらに希薄化し、ひきこもりや 8050 問題、ヤングケアラーなど複雑化・複合化した課題が顕在化しています。それらに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現が求められています。

■本市の状況-

小地域ネットワーク活動や校区福祉委員活動では、子育てサロンや世代間交流等、地域に根差した活動を展開しています。

また、民生委員・児童委員や門真市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)等が、地域での見守りやアウトリーチ活動等を行い、制度の狭間や既存のサービスにつながらない課題を抱える市民を支援しています。

少子高齢社会・人口減少がより一層深刻化する中で、地域住民や社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等の多様な構成員の協働により、「地域のつながり」が実感でき、課題を「我が事」として考えることができる支え合いの地域づくりの重要性が増しています。

■将来の見通し

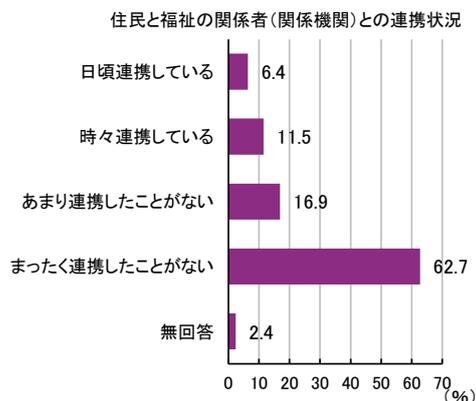
ひきこもりや 8050 問題など複雑化・複合化した課題は簡単に解決できないものも多いため、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」を実施するとともに、課題を抱える住民や世帯と支援者が継続的につながることをめざす「つながり続けることを目指すアプローチ」(伴走型支援)を実施し、住民・世帯の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要となってきます。

(2) 求められていること

みんなの課題をみんなで解決できる地域づくりが必要です

■”地域福祉力”の向上

制度の狭間にある課題や潜在的な課題を早期に発見し、適切な専門機関へつなげるため、住民と地域の福祉関係者、関係機関との連携及び相互の連携体制を強化し、地域の課題解決に連携して取り組む必要があります。



(出典)門真市これからの地域福祉のためのアンケート調査結果報告書(令和2(2020)年度)

■住民相互が助け合う地域づくり

多くの方が地域の福祉課題を我が事としてとらえ、住民相互の自主的な支え合い、助け合いをすることが必要です。



(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

(3) 実施方針

① 地域福祉の担い手確保への支援

民生委員・児童委員や校区福祉委員等、地域における福祉の担い手の確保へ向けた支援を強化します。まずは、住民の地域における福祉活動への意欲や関心を喚起するため、活動内容等の情報発信の強化を図り、地域福祉を担う新たな人材の活動の機会を充実させ、人材発掘や育成のための仕組みづくりを推進します。

② 住民相互の助け合いの推進

誰もが地域で安心して生活するために、住民参加による地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。そのために、地域における様々な福祉活動の認知度の向上を図り、より多くの地域住民に参加してもらえるような行事や活動を支援し、地域における人と人とのつながりを創出することで、住民相互の助け合いの意識の向上を図ります。

③ 包括的な支援体制の整備を推進

誰もが安心して暮らせる地域共生のまちの実現に向けて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や相談体制の充実、関係機関が連携し地域生活課題を解決するための支援を一体的に行い、包括的な支援体制の整備を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	79.3% (2024 年度)	90.0%
小地域ネットワーク活動件数	個別援助活動: 9,143 件 グループ援助活動: 34,679 件 (2023 年度)	個別援助活動: 12,000 件 グループ援助活動: 36,000 件

▶▶ みんなが協力できること

- ボランティア活動等の地域における活動に積極的に参加し、地域における福祉課題について関心を持つとともに、その解決に向けて主体的に取り組めます。
- 門真市社会福祉協議会等の関係団体は、活動分野を超えて互いの取組や事業の理解に努め、事業の共同実施等を含めた連携体制の構築を図るとともに、地域の活性化や地域における課題解決を図る取組を実施します。

▶▶ 関連計画: 門真市地域福祉計画

② 高齢者への支援

(1) めざすべき方向性

高齢者が元気に地域で暮らしていけるまちをつくります

高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域で高齢者を支える体制を構築するとともに、高齢者自らが元気に地域で暮らしていける環境づくりを行います。

■施策をとりまく社会状況

少子高齢社会、核家族化が進み、ライフスタイルの多様化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯等も増加しています。また、医療や介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、老老介護世帯等も増加しており、高齢者の権利擁護に関する支援を含め、高齢者を取り巻く課題は多岐に渡っています。

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るとともに、高齢、障がい、子ども、生活困窮者など世帯全体の複合化・複雑化した課題に包括的に対応するための相談支援体制の構築が求められています。

■本市の状況

本市の高齢化率は令和4(2022)年時点で29.7%であり、全国(28.8%)・大阪府(27.4%)より高く、急速に高齢化が進行しています。また一般世帯に占める高齢者独居世帯の割合も令和2(2020)年時点で17.0%と全国平均(12.1%)・府平均(13.7%)を上回り、介護給付費増加の一因となっていると考えられます。

また、令和12(2030)年には、75歳以上高齢者の割合が令和2(2020)年の15.9%から19.1%まで上昇すると推計されています。

■将来の見通し

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の家族がいる世帯等、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者の増加が予測されることから、介護予防、健康づくりの推進による健康寿命の延伸や、複雑化・複合化した課題に包括的に対応する体制の充実、安定的な介護保険事業を継続するための介護給付の適正化に向けた取組の推進等が重要となってきます。

(2) 求められていること

介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、健康な高齢者の介護予防のみならず介護状態の重度化防止に向けた取組が必要です

■介護予防の推進

住民主体の通いの場づくりや、地域包括支援センター等が主催する介護予防教室の充実、また、健康づくりの推進に関する協定を締結した企業等と健康づくりに関するイベント等を共同開催することで、高齢者が自主的に体を動かし、健康づくり、介護予防に取り組むことが必要です。



(出典)門真市

■認知症高齢者の見守り体制の強化

認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努め、認知症高齢者と家族が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域での見守り体制の強化が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 高齢者等の孤立死防止、終末期の不安の軽減

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために生活ができるよう、在宅医療と介護の連携強化、異変等を早期に発見できる見守り体制の強化に取り組めます。

また、万が一のときに本人の希望に添った対応ができるよう「救急医療情報キット」や「エンディングノート」の活用推進等、終末期の不安を軽減する取組を行います。

② 認知症高齢者等の見守り体制の強化・推進

身近な地域での見守り・支援活動をさらに促進するため、認知症サポーター養成講座や介護予防教室等の開催により、認知症に関する正しい知識の普及と理解を深める取組を進めます。

また、民間企業との連携等により、地域での見守りネットワークの体制をさらに強化することで、認知症高齢者等の早期発見・早期支援を促進し、認知症高齢者やその家族が安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。

③ 介護予防教室等の充実

住民主体の通いの場や地域包括支援センターの教室、病院等との共同開催の教室等を通して、介護予防に関する興味・関心度の向上と普及に努め、体力測定会の実施等により高齢者の自発的な行動につなげ、健康維持・介護予防に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
認知症サポーター養成者数(累計)	8,186 人 (2023 年)	9,000 人
前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合	7.1% (2023 年度)	4.5%

▶▶ みんなが協力できること

- 健康づくりに努めるとともに、自らが元気で、地域で活躍できるようボランティア活動等の地域活動に主体的に参加します。
- 近隣高齢者等に思いやりをもって接し、声かけなど日常的な見守り活動を行います。
- 見守り活動や住民主体による通いの場づくり、ボランティア育成等を図ります。
- 医療・福祉等関係機関は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相互連携し、サービス等の提供を行います。

▶▶ 関連計画：門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

③ 障がい児(者)等への支援

(1) めざすべき方向性

障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちをつくります

障がい児(者)が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合う共生のまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

障がい児(者)に関する法整備が進められ、障がい児(者)の権利擁護、地域共生社会の実現に向けた取組が進められており、令和6(2024)年からは事業者による障がい児(者)に対する合理的配慮の提供が義務化されています。

また、令和3(2021)年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児及び家族の日常における支援等が、国・地方公共団体の責務として明記されました。

■本市の状況

本市では権利擁護に関する取組や障がい福祉サービス利用者の拡大・サービス内容の充実に努めています。

門真市障がい者地域協議会を通じて地域における障がい児(者)への支援体制に関する課題について情報共有し、障がい児(者)が安心して暮らすことができる環境の整備を進めています。

また、医療的ケア児(者)の利用できる事業所が市内に少ないことから医療機関や事業所等と連携し、医療的ケア児(者)の利用できる事業所の確保に努めています。

こども発達支援センターに指定管理者制度を導入し、新規事業として居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援を行っています。

■将来の見通し

障がい児(者)が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で支え合い共生していく社会を築いていくため、障がい福祉サービス提供体制の整備・サービス利用を推進する取組や地域での交流活動等により障がい児(者)が安心して暮らせる環境整備を図っていく必要があります。

支援が必要とされる子どもが増加する状況の中、障がいの早期発見・早期療育に重点を置き、子どもの将来を見通した支援を行うため、こども発達支援センターを中心に教育機関や民間事業所など各関係機関による障がい児支援ネットワークを充実していく必要があります。

(2) 求められていること

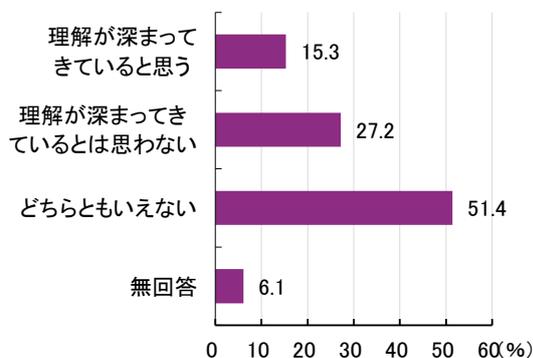
障がい児(者)を理解し、支え合いながら共に生きることのできる環境整備が必要です

■共に生きる地域づくり

障がい児(者)が地域社会で安心して暮らせる地域づくりのために、障がい児(者)への理解の促進をはじめとして、地域でのふれあい、支え合いの促進、就労支援等による社会参加の促進や情報提供・相談体制の充実等による生活支援の充実が必要です。

また、事業者による障がい児(者)に対する合理的配慮についての理解・啓発が必要です。

社会参加への住民の理解の割合



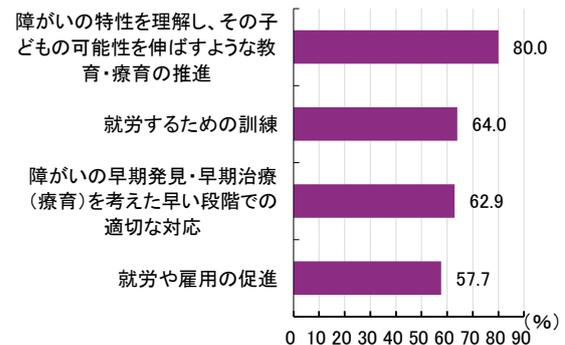
(出典)門真市障がい児(者)福祉に関するアンケート調査(令和2(2020)年度)

■発達上支援の必要な子どもの早期発見・早期療育体制の充実

発達のつまずきがある場合、それに早く気づくことが必要です。

一人ひとりの状況に応じた療育が必要です。

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために必要なこと(抜粋)



(出典)門真市障がい児(者)福祉に関するアンケート調査(令和2(2020)年度)

(3) 実施方針

① 障がい児施策の充実

こども発達支援センターの事業に居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援を追加し、市内の教育機関や民間事業所等の地域の連携体制を確保し、発達支援の入口として相談対応から適切な支援につなげ、障がい児施策の充実を図ります。

② 社会参加の促進

障がいのある人の地域における自立及び就労等の社会参加をより一層促すため、社会活動や余暇活動等について支援を行います。

また、地域でのふれあい、支え合いの促進等を通じ、障がい児(者)への理解を促進します。

③ 切れ目のない重層的な支援体制の構築

より一層、幼年期から老年期までのライフステージに応じた切れ目のない重層的な支援体制を構築し、障がい児(者)の生活状況に応じたサービス拡充を推進することで、安心して暮らすことができる環境の整備を進めます。

■■施策の成果を図る指標■■

指標	現状値	目標値
障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていると思う人の割合	80.7% (2024 年度)	90.0%
障害者差別解消法を知っている市民の割合	20.6% (2024 年度)	60.0%

▶▶**みんなが協力できること**

- 障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共に理解を深め合います。
- 障がい児(者)への虐待及び障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを防止し、障がいのある人の状態に応じた合理的な配慮に努めます。
- 障がい者雇用の促進や安定を図るための取組等を進めるとともに、社会資源の整備に協力します。

▶▶関連計画: 門真市障がい児福祉計画、門真市障がい福祉計画、門真市障がい者計画、門真市子ども・子育て支援事業計画

④ 生活保障と自立支援

(1) めざすべき方向性

生活に困っている人の自立に必要な支援が行き届くまちをつくります

生活に困っている人が必要な支援を受けることができるよう、生活相談や健康相談、就労相談等の体制整備に努め、自立を支えるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等による近年の社会経済状況の変化により、生活困窮に陥るリスクの高い人が増大しており、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び支援を通じた地域づくりをめざしています。

全国では生活保護の受給者数は平成4(1992)年以降、長引く景気の低迷等の理由により増え続け、平成27(2015)年3月にピークを迎えました。その後、受給者数は減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症関連給付金等の終了に加え、物価高騰が重なったことから、令和4(2022)年度末より再び増加傾向にあります。

■本市の状況

本市の生活保護受給者数は平成25(2013)年3月をピークに減少していましたが、全国の状況と同様に、令和4(2022)年11月より増加しています。

また、生活困窮者の新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2(2020)年度は前年度の300件台から600件台まで大幅に増加しましたが、直近の令和5(2023)年度は400件程度となっています。

■将来の見通し

生活保護の受給者数は、人口減少等により再び減少していくと考えられます。一方で、高齢化の進行により、医療扶助や介護扶助の割合が高まっており、今後も健康指導等による医療費の適正化が求められます。

また、引きこもりで就労経験がない等の複合的な課題を抱えた生活困窮者を幅広く受け止め、包括的、継続的な支援により生活困窮者の自立と尊厳が確保された上で、生活困窮者の早期発見や見守りのための地域づくりを進める必要があります。

(2) 求められていること

生活困窮者の自立に向けた支援体制の整備が必要です

■健康で自立した生活の実現に向けた支援

生活保護受給者の高齢化に伴い、日常生活の健康管理等の支援体制の充実が必要です。



(出典)門真市

■就労相談等による早期の自立に向けた支援

就労経験がなかったり長期の離職状態にある生活困窮者に対する就労相談から離職防止までの総合的な支援が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 自立に向けた就労支援

働くことのできる生活困窮者に就労を促進するため、専門員による就労相談や職業紹介・就職活動・離職防止まで総合的な支援を行います。

② 日常生活の健康マネジメント

健康管理等が困難な生活保護受給者に対し、健康的な日常生活を送ることができるよう、健康指導や相談を行います。

■■施策の成果を図る指標■■

指標	現状値	目標値
15歳～64歳における生活保護率(人口比)	2.8% (2023年度)	1.5%
健康管理指導による改善率	53.0% (2023年度)	85.0%

▶▶みんなが協力できること

- 生活に困っている人に、市役所等へ相談するよう勧めるなど、お互いが助け合うことのできる地域づくりを進めます。
- 関係機関は、必要な人が必要な支援を適切に受けられるよう連携体制の強化を図ります。

▶▶関連計画：門真市地域福祉計画

V. まちづくり分野

① まちの顔づくり

(1) めざすべき方向性

安全・安心で災害に強く、賑わいと交流のある人々が集うまちをつくります

密集市街地対策を推進するとともに駅周辺等への都市機能集約を図り、安全・安心で賑わいと交流のある、まちの顔づくりに取り組みます。

■施策をとりまく社会状況

災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が多く発生しているなか、近年発生が危ぶまれている南海トラフ巨大地震等に備え、人々が安心して住むことができるよう、災害に強い安全なまちをつくる必要があります。

また、人口減少・少子高齢社会が進展する中で、住み続けられるまちをめざし、生活利便性の向上や賑わい、交流を生み出す必要があります。

■本市の状況

本市の北部には、老朽化した木造住宅等が建ち並ぶ密集市街地が広範囲に形成されているため、密集市街地の改善に向け、「密集市街地整備アクションプログラム」に基づき、土地区画整理事業や道路整備事業、老朽木造建築物の除却等に取り組んだことで、まちの安全性は着実に向上しています。

しかしながら、依然として危険な密集市街地の解消に至っていないことから、継続的に整備事業を推進しています。

市内には3つの鉄道や第二京阪道路が走り、さらに大阪モノレールや淀川左岸線の延伸事業が着手されるなど、交通結節点として優れたまちとなっています。

駅周辺地域では、駅前再開発や庁舎エリアの整備、南東地域においても南東地域まちづくり基本構想を策定し、賑わいと交流のあるまちづくりを進めています。

■将来の見通し

災害に強い安全・安心なまちをつくるため、一日でも早く密集市街地を改善する必要があります。

賑わいと交流のあるまちづくりに向け、本市の顔となるエリアへの機能集約、交通面で優れた立地を活かした計画的な土地利用等を引き続き進めていきます。

(2) 求められていること

密集市街地の改善と都市機能の集約等によるまちの顔づくりが必要です

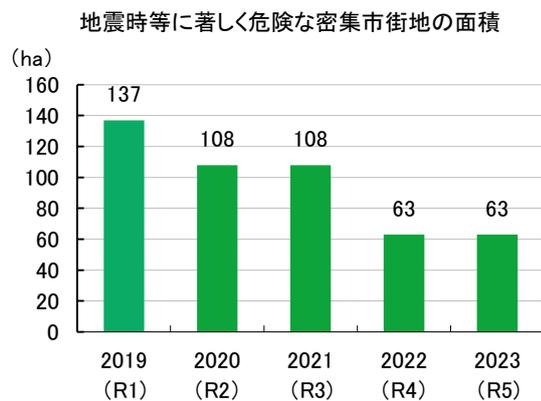
■安全・安心のまちづくり

老朽化した木造住宅等や幅員が狭い道路が多く、火災時に大規模な延焼が起これ、避難が困難になる恐れがあるため、引き続き、密集市街地の改善に取り組む必要があります。

■まちの顔づくり

人口減少社会の到来により、選択と集中が必要とされていることから、各駅周辺に都市機能の集約を進める必要があります。

南東地域まちづくりについて、土地利用の高いポテンシャルを活用した魅力あるまちづくりが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 第二京阪道路沿道まちづくりの推進

南東地域においては、まちづくりの種地となる大規模な市有地が存在しており、土地利用の高いポテンシャルを活用して、門真住宅建替えに伴う余剰地エリアや北島西・北地区等のエリアを一体的に捉えた魅力あるまちづくりをめざします。

② 駅周辺地区まちづくりの推進

古川橋駅、門真市駅及び西三荘駅周辺においては、魅力的な歩行空間や広場、庁舎等の整備により回遊性や滞在性を高め、ウォーカブルな空間を形成、門真南駅周辺においては、都市基盤の整備や都市機能を誘致するなど、賑わいと交流の場を創出するとともに、定住促進につながるような魅力あるまちづくりをめざします。

③ 密集市街地整備事業の推進

本市北部の密集市街地において、土地区画整理事業や優先主要生活道路整備事業を進め、中でも「地震時等に著しく危険な密集市街地」(63ha)では、早急に延焼危険性や避難困難性を改善する必要があるため、土地区画整理事業、優先主要生活道路整備事業、延焼遮断帯整備促進事業、老朽木造建築物等除却補助事業を実施し、防災機能を有する広場の整備を進めるなど、安全・安心で災害に強いまちづくりをめざします。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	63ha (2023 年度)	24ha
市街化区域の割合	97.5% (2023 年度)	100%
主要駅の周辺がまちの顔としてにぎわいのある魅力的な環境だと感じる人の割合	35.3% (2024年度)	70.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 老朽化した木造住宅等の建替え等を進めます。
- 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、関心を持って情報収集し、まちづくりに積極的に参画します。
- 事業者は、本市が計画しているまちづくりへ参画します。

▶▶ 関連計画：門真市都市計画マスタープラン、門真市立地適正化計画、門真市南東地域まちづくり基本構想、門真市公民連携まちづくり基本指針、門真市庁舎エリア整備基本構想

▶▶ 関連条例：門真市まちづくり基本条例

② 快適な住まい環境の充実

(1) めざすべき方向性

安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくります

住宅・住環境の整備に関する支援を行うことにより、まちの安全性が高まり、定住意向が高まるようなまちづくりに取り組みます。

■施策をとりまく社会状況

人口減少及び少子高齢社会に対応するため、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場の整備や生活の質の向上を図る政策へ転換する必要があります。

人口減少や少子高齢社会が進展する中で、空き家が年々増加するとともに、老朽化した建築物も増加しており、適正に管理されていない建物について対応する必要があります。

■本市の状況

市内には、高度経済成長期の人口急増に伴い建築された低廉な家賃の民間賃貸住宅（文化住宅や長屋住宅）が多く存在しており、老朽化や空き家化が進行しています。空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策計画」を策定し、老朽建築物等の除却促進や空家等の利活用促進等に取り組んでいます。

また、高経年マンションの急増が予想されることから、マンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理の適正化を推進しています。

■将来の見通し

建築物の老朽化や耐震性能の不足、人口減少等による空き家増加等に対応するため、老朽建築物等の除却や耐震化等の補助事業を継続するとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

居住環境を含む住生活全般の質の向上を図るとともに、良質なストックを将来世代へ継承できるよう安全・安心で良好な住環境を確保する必要があります。

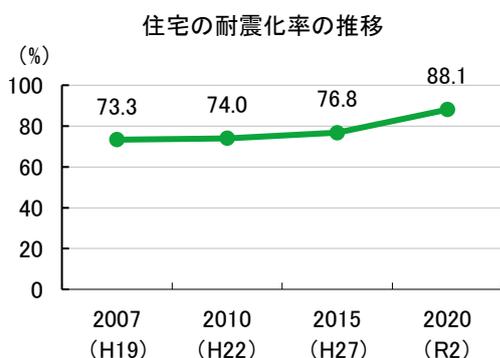
(2) 求められていること

安全・安心の住まいを確保し、定住促進に寄与するまちづくりが必要です

■住まい環境の安全・安心の確保

人口減少社会を踏まえ、居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの蓄積に努める必要があります。

建築物の耐震化率の推移は、所有者の意思と密接に関係しており、支援策による費用軽減、耐震診断や改修事例等の情報発信・相談体制の充実が必要です。



(出典)門真市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)

■空家等対策の推進

空き家は減少傾向にありますが、住宅総数が世帯総数を上回っている冒頭ことから、空家等の発生抑制や適正管理、利活用や除却等の取組が必要です。



(出典)住宅・土地統計調査

(3) 実施方針

① 市営住宅の管理と改善整備

市内の府営住宅については、順次移管を進め、市民の生活拠点として、身近な本市が管理することで、住民サービスの向上を図るとともに、建替えに伴う余剰地エリアや北島西・北地区等のエリアを一体的に捉えた魅力あるまちづくりを進めます。また、市営住宅ストックの活用及び適正な管理等を行います。

② 空家等対策の推進

「門真市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、地域の生活環境の保全を図り、安全・安心で快適に暮らせる環境づくりをめざします。

③ 安全・安心でゆとりある良好な住環境の確保

良好な開発事業の誘導に加え、既存住宅の耐震化や老朽化した住宅の除却を促進し、安全・安心な住まい環境への更新を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	88.1% (2020 年度)	95.0%
空き家率	17.0% (2023 年度)	15.2%

▶▶ みんなが協力できること

- 老朽化した建物や空き家の適正管理を実施します。
 - 市民は、公益社団法人門真市シルバー人材センターの空き家サポート業務を活用するなど、良好な住環境の創出に取り組めます。
 - 事業者は、住宅供給や適正な管理等、良好な住環境を創出します。
- ▶▶ 関連計画：門真市住宅・建築物耐震改修促進計画、門真市空家等対策計画、門真市マンション管理適正化推進計画、門真市営住宅長寿命化計画
- ▶▶ 関連条例：門真市まちづくり基本条例

③ 憩いの場の充実

(1) めざすべき方向性

充実した憩いの空間のあるまちをつくります

良質なみどりが実感でき、憩いとうるおいのある、充実した生活環境の実現に取り組みます。

■施策をとりまく社会状況

都市が「如何に緑地を確保するか」から、拡大を前提としない社会でも「緑を通じたまちづくりによって人々の豊かな暮らしを如何に実現するか」へと、その主眼を移行し、都市形成に関与していくことが求められています。

人口減少や少子高齢社会の進展、ライフスタイルの多様化等の都市を取り巻く社会情勢の大きな変化を受けて、高齢者の健康増進や子育て支援など多様化する地域課題への貢献や、樹木の維持管理等、様々な課題に直面しています。

■本市の状況

設置から長い年月が経過している水路や公園施設の老朽化が進んでいます。また、清掃や除草、大木化する樹木の維持管理面等に課題があります。

本市の市民1人あたりの都市公園面積は、公共用地を有効利用して公園整備等に取り組んだ結果、少しずつ増加しているものの、府内平均よりも低くなっています。

公園施設の管理について、令和元(2019)年度策定の公園施設長寿命化計画に基づき、健全度の低い遊具等から順次更新等を行っています。

さらには、地域の特性に応じた役割や機能を持たせ、個々の違いを明確化し、公園利用の活性化、計画的な施設改修、維持管理の効率化を図るため、令和4(2022)年度にパークイノベーション計画を策定し、市民の憩いの場・賑わいの場となる公園づくりを進めています。

■将来の見通し

水路や公園など施設の老朽化に伴い、計画的な施設の長寿命化と再整備を進める必要があります。

新たな公園・広場整備の際には、公共空間のみどりを充実させるとともに、市民や企業が緑化に協力し、多くのみどりを感じてもらえるようにする必要があります。

(2) 求められていること

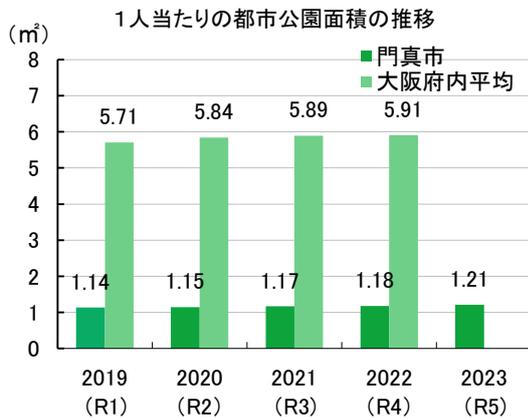
市民の誰もが利用できる憩いとうるおいのある生活空間の確保が必要です

■うるおいとみどりの充実

今後もみどりと公園の充実を図ることが必要です。

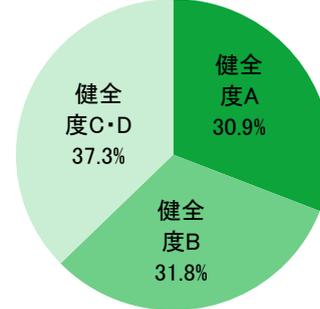
■公園施設の整備と適正管理

安全・安心に利用できる公園施設の適正管理を図ることが必要です。



(出典)門真市

都市公園における遊具の健全度割合(門真市)



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 水路の保全と親水空間の創出

水路の計画的な維持管理を実施し、適切な水循環と水質の向上を図ります。また、既存の水路を修景に配慮した改修を行い、子どもたちの遊びの場や市民の憩いと安らぎを与える親水空間の整備を行います。

② 公園施設の長寿命化

子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公園となるよう、遊具等の施設の点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。また、点検結果等に基づき計画的に遊具の更新等を行います。

③ みどりと公園の整備

みどり豊かな公共空間の創出に努めるとともに、新たな公園・広場整備やリニューアルの際には、地域住民等の意見を取り入れ、親しみのある公園・広場を整備するなど、市民が身近にみどりを実感できる環境づくりを行います。

■■施策の成果を図る指標■■

指標	現状値	目標値
市民1人当たりの公園面積	1.21 ㎡ (2023 年度)	2.00 ㎡
市内緑化の年間増加面積	3,877 ㎡ (2023 年度)	4,000 ㎡
長寿命化対策を実施した公園施設数	13 箇所 (2023 年度)	20 箇所

▶▶**みんなが協力できること**

- 公園利用時のごみの持ち帰りや清掃等のボランティア活動への参加、自宅敷地の緑化に協力します。
- 市民、市民公益活動団体は、清掃や草刈り等のボランティア活動を実施します。
- 事業者は、緑化・景観推進活動を実施します。

▶▶関連計画：門真市みどりの基本計画、門真市公園施設長寿命化計画、門真市パークイノベーション計画

▶▶関連条例：門真市都市公園条例

④ 公共交通の充実

(1) めざすべき方向性

便利で快適かつ持続可能な公共交通が確保されるまちをつくります

鉄道やバス等、便利で快適かつ持続可能な地域公共交通ネットワークを確保することにより、市民の外出機会を促進し、賑わいや人口増加につなげます。

■施策をとりまく社会状況

人口減少社会の到来により、都市機能の集約が求められており、集約された拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークの確保が重要となっています。

また、運転手の労働時間規制の法改正に伴う運転手不足により、バス路線の見直しや廃止が相次いでおり、持続可能な公共交通の構築が求められています。

■本市の状況

本市は、鉄道駅が7駅あり、便利な鉄道ネットワークが形成されており、さらに大阪モノレールが延伸事業に着手し、利便性が高くなると期待されています。

一方、本市においても、運転手不足や利用者の減少に伴い、路線バスの運行経路について統合や廃止がされるなど、地域公共交通サービスに大きな影響があります。

そのような中、門真南ルートワゴン型バスに加えて、高齢者や障がい者、妊産婦等を対象とした乗合タクシー運行の社会実験を実施しており、持続可能な公共交通の確保に向けて取り組んでいます。

また、大阪メトロ長堀鶴見緑地線の延伸について、本市の南東地域の交通利便性の向上に寄与することから、事業者の動向を注視していきます。

市域が比較的小さくまとまり、平坦な地形である本市では、多くの市民が主要な移動手段として自転車を利用しており、自転車利用の分担率は、全国で1位(令和2(2020)年国勢調査)となっています。

■将来の見通し

鉄道駅のバリアフリー化の推進や鉄道高架橋の耐震補強を行うほか、大阪モノレールの延伸に伴い、(仮称)松生町駅及び(仮称)門真南駅の新駅が設置されるため、モノレール延伸の整備効果を最大限に活かしたまちづくりに取り組む必要があります。さらに、これら公共交通手段との相互利用の促進を図るとともに、持続可能な公共交通の構築について取り組む必要があります。

また、市民が移動手段として、自転車を利用することが多いため、自転車利用に対応したまちづくりを進める必要があります。

(2) 求められていること

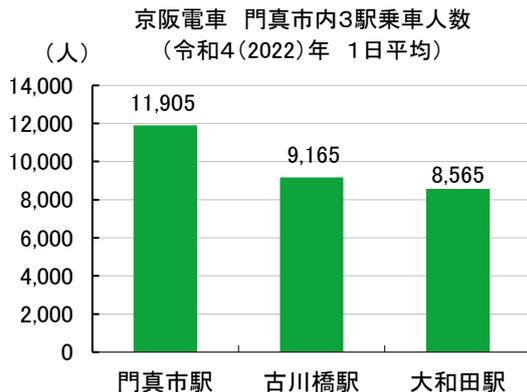
公共交通の利便性の向上を促進し、便利で快適なまちづくりが必要です

■多様な交通手段に対応できる交通結節点の整備

大和田駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の促進を図ることが必要です。

■公共交通サービスの充実

路線バスの撤退等が相次いでいることから、門真南ルートワゴン型バスや乗合タクシー運行等の社会実験を踏まえ、利便性の高い、公共交通の確保が必要です。



(出典)大阪府統計年鑑

バスや鉄道等の公共交通機関が利用しやすいこと

満足度	3.02
重要度	2.83

(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

(3) 実施方針

① 公共交通の結節点と周辺整備

鉄道駅のバリアフリー化の推進や鉄道高架橋の耐震補強を行うとともに、自転車駐車場の充実を図るなど、安全で便利な公共交通を確保します。

② 地域公共交通ネットワークの構築

大阪モノレールの延伸事業について、その整備効果を最大限に発揮させるため、路線バスとの乗り継ぎ利便性の向上等、公共交通手段との相互利用の促進を図るとともに、持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築します。

③ 大和田駅前広場の整備

公共交通の結節点にふさわしい便利で賑わいのある駅前広場とするため、大和田駅において、鉄道や路線バス等の乗り継ぎを便利にするなどターミナル機能の向上を図り、地域の顔として魅力的な駅前空間の整備を行います。

■■施策の成果を図る指標■■

指標	現状値	目標値
大和田駅前南側広場の整備	未整備 (2023 年度)	整備完了
バスや鉄道等の公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	68.4% (2024 年度)	80.0%

▶▶みんなが協力できること

- 市民は、積極的に公共交通を利用します。
- 企業は、通勤手段として公共交通の利用を促進します。
- 市民、企業は自転車保険に加入し、自転車利用時はヘルメット着用を促進します。

▶▶関連計画：大和田駅周辺整備基本構想

▶▶関連条例：門真市自転車安全利用に関するマナー条例、門真市自転車等の放置防止に関する条例

⑤ 快適な道路環境の形成

(1) めざすべき方向性

安全・安心で快適な道路環境のまちをつくります

国道や府道、市道を中心にした道路ネットワークの形成に取り組むとともに、引き続き、安全で快適な道路空間の確保に取り組みます。

■施策をとりまく社会状況

持続可能なインフラの長寿命社会をつくり、道路利用者が安心して使い続けられる道路空間の確保が求められています。

■本市の状況

本市の道路は、通行や消防活動をする上で支障となる幅員の狭い道路が多いことから、市民が安心して通行できる歩道の整備や、道路の拡幅が求められています。

市内の年間交通事故発生件数は、減少傾向にあります。自転車が関係する事故件数は依然として高く推移しているため、自転車安全利用に関するマナー条例を制定し、安全意識の向上に努めています。

■将来の見通し

道路の拡幅や整備には、用地確保を含め、多くの時間と費用が必要となることから、計画的な整備を推進する必要があります。

また、管理する道路は、年々増加する一方、同時に老朽化も進行することから、計画的かつ継続した老朽化対策を推進する必要があります。

出合い頭等の交通事故を減らすとともに、安全に歩行者や自転車が通行できるよう、道路の整備をする必要があります。

(2) 求められていること

安全で快適な道路空間の確保が必要です

■安全・安心な道路空間の整備

安全で便利な道路環境の実現に向け、道路ネットワークの充実が必要です。

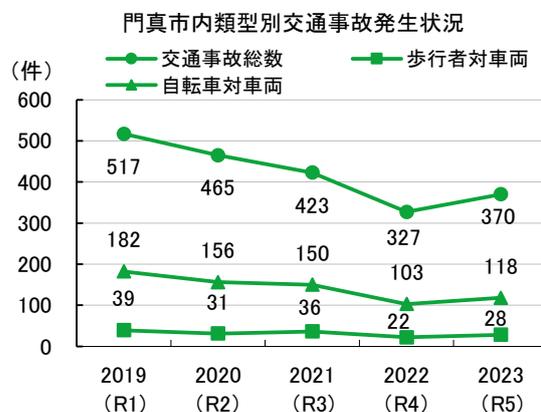
都市計画道路整備状況

	路線数	計画	改良済み	整備率
都市計画決定路線	23路線	33.96km	25.25km	74%

(出典)門真市

■交通安全のための環境づくり

道路の適正な維持管理に努め、安全・安心な道路環境の確保が必要です。



(出典)大阪府警察「大阪の交通白書」

(3) 実施方針

① 道路施設の長寿命化

地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努めます。また、老朽化が進む道路や橋梁については、修繕など適切な管理に努め、長寿命化を図ります。

② 交通安全施設の整備

歩行者や運転者等が安全・安心に道路を通行できるよう、区画線の更新や道路反射鏡等の交通安全施設を適正に設置します。

③ 安全・安心な道路空間の整備の推進

歩行者や運転者等が安全で安心して快適に通行できるような道路空間を提供するため、都市計画道路の整備に取り組むとともに、交差点改良や歩行者空間の確保等、道路の再整備を行います。また、災害や緊急時の消火・避難活動を迅速に行うため、狭あい道路の拡幅整備に取り組みます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
都市計画道路整備延長	25.25 km (2023 年度)	26.04 km
年間歩道改良箇所数	3箇所 (2023 年度)	5箇所
年間交通事故発生件数	370 件 (2023 年度)	300 件

▶▶ みんなが協力できること

- 交通マナーを遵守します。
- 道路の清掃活動に参加します。
- 門真市公式 LINE 等を活用し、道路の異常箇所を通報します。
- 交通安全の啓発活動を実施します。
- 交通安全意識の啓発とルールを守る体制の整備をします。

▶▶ 関連条例：門真市自転車安全利用に関するマナー条例

VI. 環境分野

① 地球環境保全

(1) めざすべき方向性

循環型社会の形成と脱炭素社会を構築し、市民や環境にやさしいまちをつくります

4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】と、省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進により、市民や環境にやさしいまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

現在、地球温暖化が世界的な課題となっており、我が国においても令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、中期目標として、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することをめざし、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくという新たな削減目標も示されました。

■本市の状況

本市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、平成30(2018)年度比で約10%減となっているものの、全国平均880(g/人)と比較して多くなっています。本市では、令和5(2023)年6月から企業と連携し、家具・家電等のリユースを推進しています。

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、「第5期門真市エコオフィス推進計画」の目標年度である令和4(2022)年度において、平成29(2017)年度比で27.9%(法定指標)削減され、目標を達成しています。

令和4(2022)年6月に、「ゼロカーボンシティ宣言」を実施し、「門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しています。令和5(2023)年10月には、環境省の「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」の取組に賛同し、「デコ活宣言」を実施し、市民の行動変容・ライフスタイル変革を後押ししています。

■将来の見通し

さらなるごみの分別を進め、リサイクル率を高めるとともに、ごみ排出量を減らし、市民活動団体や企業等との連携のもと、ごみの減量化やリサイクルの啓発に努めることにより、循環型社会を形成する必要があります。

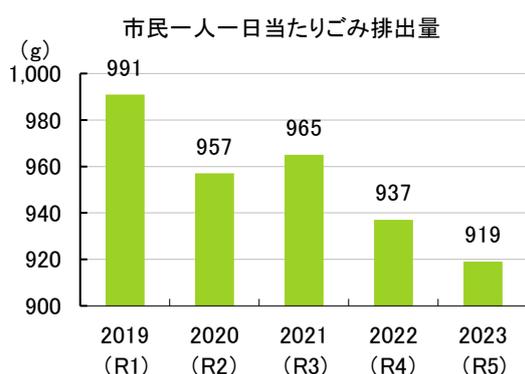
令和32(2050)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロをめざし、市役所、市民及び企業が一丸となって、脱炭素のさらなる具体化・加速化を推進する必要があります。

(2) 求められていること

ごみの分別と4Rの実践により、ごみの減量化を推進するとともに、地球温暖化の防止が必要です

■循環型社会の形成

ごみの排出量は減少してきているものの、市民一人一日当たりのごみ排出量が全国平均と比較して多いことから、ごみの減量化を進めていくためには、ごみの分別を図るとともに、4R等の実践を推進し、循環型社会の形成が必要です。



(出典)門真市

■脱炭素社会の実現

省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入を推進することにより、大気・水質・土壌等への環境負荷の低減を図り、市民や環境にやさしいまちづくりが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 環境学習の推進

市役所、市民及び企業が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取組を進めます。

学校、市民、地域団体及び企業等との連携による環境教育・環境学習を推進します。

② 省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進

エネルギーを適正に利用した地球にやさしいまちをつくるため、市役所、市民及び企業が一丸となって省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、啓発活動の充実を図り、公民連携による環境保護活動を進めます。

③ ごみの減量化の推進

事業所への立入検査の実施や市民向け環境講座・イベント等を企画・開催し、ごみの減量化及び使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めます。

資源ごみを適正かつ効率的に処理を行い、循環型社会の形成に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
市民一人一日当たりのごみ排出量	919g (2023 年度)	870g
温室効果ガスの総排出量	22,300t-CO2 (2023 年度)	19,685t-CO2

▶▶ みんなが協力できること

- 4Rの実践やごみの分別に取り組み、ごみの減量化を進めるとともに、リサイクル率を高めます。
- 古紙や古布等の資源物の集団回収や、廃油等のボックス回収を通じた資源循環に協力するとともに、地域住民が一体となって、環境への負担軽減に努めます。
- プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決に向け、市民、企業及び団体等が協働し、使い捨てプラスチック製品の使用削減等に取り組みます。

▶▶ 関連計画：門真市一般廃棄物処理基本計画、門真市環境基本計画、門真市地球温暖化対策実行計画、門真市公共施設等総合管理計画、門真市リサイクル・焼却施設等管理計画

▶▶ 関連条例：門真市環境基本条例、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例

② 生活環境保全

(1) めざすべき方向性

生活環境を保全し、美しいまちをつくります

市民主体による清掃活動やたばこやごみ等のポイ捨て防止の取組をさらに進めるとともに、公害対策を継続し、安全な生活環境が整ったまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

府内の約半数の市町村において、条例の制定等により、路上喫煙防止対策を行っており、美しいまちを維持し、まちの美観を保つ動きが活発化しています。

健康被害が発生するような公害は、公民が一体となって様々な取組を進めたことにより、少なくなっていますが、より一層の公害の少ない安全な環境を形成することが求められています。

■本市の状況

「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動等に取り組んでいます。さらなる美しいまちづくりを推進するため、市道等の一定区間の清掃及び緑化等の活動を自治会等と協定を交わして実施しています。清掃活動の参加者数は、コロナ禍の活動自粛もあり減少しましたが、直近では増加傾向にあります。

また、たばこのポイ捨てを未然に防止するため、令和元(2019)年10月に「門真市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、本市の鉄道駅全ての周辺地域を路上喫煙禁止区域に指定しました。同区域内では指導員が巡回し、指定された喫煙所以外で喫煙をしている人に対してマナーを遵守するよう指導・啓発を行っています。

環境監視の結果により、本市の大気、水質等の環境は概ね良好であると考えられますが、感覚公害である騒音、振動に関する相談は依然多い状態です。

■将来の見通し

まちの環境美化意識の高揚を図るため、清掃活動の促進と啓発を進めていく必要があります。

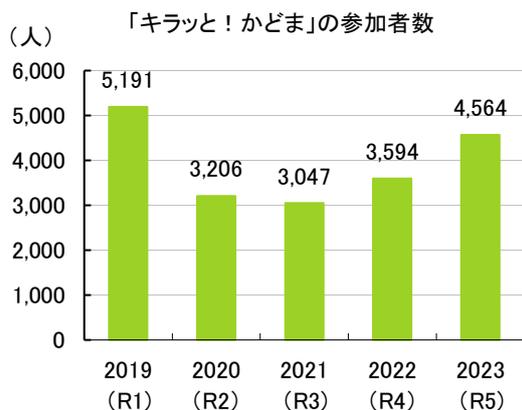
新規道路築造等の社会情勢の変化を見極めつつ、市民の健康を守るため、大気・水質・騒音等の環境監視を継続する必要があります。

(2) 求められていること

清掃活動、たばこやごみ等のポイ捨て防止及び生活環境の保全が必要です

■美しいまちづくりの推進

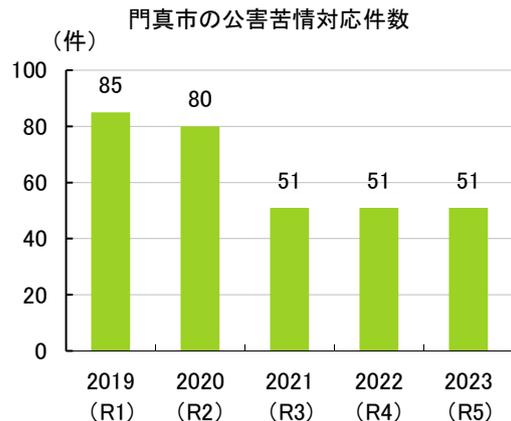
美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動等の取組を継続するとともに、たばこやごみ等のポイ捨て防止の取組を進め、まちの環境美化意識の高揚を図っていくことが必要です。



(出典)門真市

■公害対策の継続

市民の健康を守るため、法令に基づき、事業者に対し、騒音、振動等の公害について、適正な指導啓発を行います。また、社会情勢による環境の変化を見極め、環境監視を継続していくことが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 公害対策の実施

法令に基づき、市民からの公害に関する相談に迅速に対応し、事業者に対して指導啓発するとともに、各種届出業務についても適正に処理します。

大気・水質・騒音等の環境監視を継続して実施していきます。

② 環境美化意識の高揚

まちの環境美化意識の高揚を図るため、「門真市美しいまちづくり条例」及び「門真市路上喫煙の防止に関する条例」の周知・啓発を行い、たばこやごみ等のポイ捨ての無い美しいまちづくりに努めます。

③ 美しいまちづくり活動の促進

美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動等の取組を継続するとともに、清掃活動の参加者数を増やしていく取組を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
清掃活動の参加者数	4,564 人 (2023 年度)	6,000 人
公害が少ない環境の良いまちだと思ふ市民の割合	42.9% (2024 年度)	70.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 清掃活動に参加するとともに、路上喫煙をしないよう努め、美しいまちづくり活動に協力します。
- アイドリングストップや低公害車を導入するなど、市民一人ひとりが積極的に環境への負担軽減に努めます。
- 事業者等は法令を遵守し、継続的な公害発生の抑制に取り組み、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。
- 事業者等は違法屋外広告物を設置しないよう徹底します。

▶▶ 関連計画：門真市環境基本計画

▶▶ 関連条例：門真市美しいまちづくり条例、門真市路上喫煙の防止に関する条例

③ 快適に暮らせる生活基盤の整備

(1) めざすべき方向性

衛生的で安心・快適に暮らせるまちをつくります

ごみ・し尿等を適正かつ効率的に処理し、衛生的で安心・快適に暮らせるまちの維持をめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子高齢社会・人口減少が続く中、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められており、国と大阪府が市町村における処理の広域化による行政コストの縮減等を提唱しています。

また、将来にわたってごみの適正な処理を確保するためには、老朽化したごみ焼却施設等の更新・改良を適切な時期に行い、ごみ処理のトータルシステムとして、強靱性や安全性を確保し、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築が求められています。

■本市の状況

ライフサイクルコストの低減及び新施設整備や国と府が提唱するごみ処理の広域化の検討・準備期間の確保等を勘案し、ごみ焼却施設等の基幹的設備改良工事を実施しました。

令和3(2021)年3月、相互にごみ焼却のスケールメリットがあるとのことで、大阪広域環境施設組合及び構成市4市に協力を依頼し、ごみ処理広域化に関する確認書を締結しました。検討会議を継続的に開催し、ごみ減量に関する取組や、本市のごみ処理に係る協力等について協議を進めています。

また、公共下水道の普及に伴い、し尿等の処理量の減少による処理費用の高騰や、老朽化した浄化センターでの処理の継続は、多大な財政的負担を伴うことから、平成31(2019)年4月より、他市にてし尿等の委託処理を行い効率化を図っています。

■将来の見通し

ごみ・し尿等は、人口減少等により、処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図っていく必要があります。

また、少子高齢社会や核家族化の進行、地域社会の変化等、多種多様化するニーズに応じた課題に向き合い、中長期的にごみ出しが負担になりにくい環境づくりを進めていく必要があります。

65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にある中、とりわけ単身者については、生活意欲や筋力の低下、認知症等により、自力でごみが出せなくなり、自宅にごみが溜り、「ごみ屋敷」になる等、社会問題になる恐れがあることから、ごみ出しが困難な高齢者等への声かけや見守りに努める必要があります。

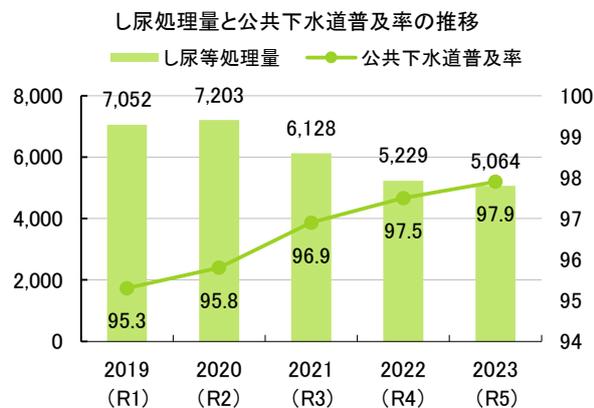
(2) 求められていること

適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制づくりが必要です

■適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制の確保

危険・有害ごみ等の適正処理や、し尿等の委託処理を継続するとともに、効率的なごみ・し尿等の処理方法の検討が必要です。

また、ごみ処理広域化について、引き続き大阪広域環境施設組合及び構成市4市との協議が必要です。



(出典)門真市

■公衆衛生の維持向上

高齢者や障がいのある方等が自力でごみが出せなくなり、自宅が「ごみ屋敷」になる等の社会問題への対応が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① ごみ出し困難者への支援

集積場所までごみの持ち出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象として一般ごみの戸別収集を行う「ふれあいサポート収集」の拡充に努めます。

ごみの出し方・分け方については、日本語の理解が難しい外国人の方にも理解できるよう外国語での周知に努めます。

ごみを出せずに不衛生になるという市民の不安を少しでも解消し、生活環境の改善及び公衆衛生維持の向上を図ります。

② ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理

ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理を継続します。

③ ごみ・し尿等の適正な処理

ごみの分別、出し方及び収集サービスの周知・啓発に努めます。

ごみ・し尿等の処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を引き続き検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
ふれあいサポート収集の利用世帯数	91 世帯 (2023 年度)	200 世帯

▶▶ みんなが協力できること

- 家庭から排出されるごみの減量や、ごみの分別を徹底し、資源化を積極的に努めます。
- 地域でゴミを出すことが困難な高齢者等への声かけや見守りに努めます。
- 企業は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、事業所から出るごみの減量や資源化を積極的に努めます。

▶▶ 関連計画：門真市一般廃棄物処理基本計画、門真市公共施設等総合管理計画、門真市リサイクル・焼却施設等管理計画

VII. 上下水道分野

① 上水道施設の基盤強化

(1) めざすべき方向性

災害に強い上水道施設を構築し、市域全体の安定供給が確保されたまちをつくります

南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、拠点となる避難所及び防災拠点等までの水道管や配水施設について、計画的で効果的な耐震化をめざします。

■施策をとりまく社会状況

人口減少により、今後も水需要や給水収益の減少が進むことが予測される中、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備した多くの水道施設が更新時期を迎えており、更新費用の確保や地震時等の危機管理対策を進めていく必要があります。

水道事業の広域化については、大阪府策定の「大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)」に示す、府域一水道のロードマップに沿って、大阪広域水道企業団と水道事業者との統合が順次進められています。令和5(2023)年6月には、実施計画となる「大阪府水道基盤強化計画」が策定され、府域一水道に向けた水道のあり方について検討しています。

■本市の状況

これらの環境に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた今後10年間の本市水道事業の方向性を示す「門真市水道事業ビジョン」を策定し、水道施設の更新及び耐震化を進めています。

令和4(2022)年度末における本市の水道管の耐震化率は24.9%と大阪府平均(26.6%)と比較してやや低く、また、老朽管率は53.1%と、大阪府平均(35.6%)を上回っていることから、施設の更新に合わせて耐震化をより一層進める必要があります。

■将来の見通し

非常時に水道水を貯めるための配水池の耐震化率は、令和4(2022)年度において56.3%と大阪府平均(52.8%)以上であり、水道管と同様に施設の更新に合わせて耐震化を進める必要があります。

老朽化した施設が多く、耐震化率も低い状況下において、今後も水需要が減少していくことから、施設規模の適正化を図った上で、計画的に更新・耐震化を実施していく必要があります。

(2) 求められていること

安全で安心な水を安定して供給するために上水道施設の基盤強化が必要です

■安定した水道事業運営

水道事業の広域化については、経営状況、府内各市の動向等を踏まえながら検討が必要です。

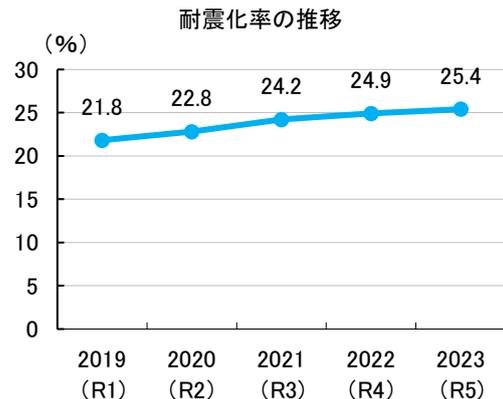
当年度損益は黒字が続いていますが、さらなる経営改善を図り、今後の事業計画における収支バランスを考慮した経営が必要です。



(出典)門真市

■水道管の更新・耐震化

耐用年数を経過した水道管の割合が高く、耐震化率が低い状況であり、平常時及び災害時を問わず水道管を適正に維持管理することが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 災害に強い水道施設の更新

市内にある2か所の水道施設のうち、安定供給を図るために、経年劣化が進んでいる泉町浄水場内の水道施設の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。令和11(2029)年度までにはポンプ施設の更新・耐震化事業を進め、順次、水道施設の更新・耐震化を図っていきます。

② 災害に強い水道管の更新

避難所や病院等へ水道水を供給するための水道管を「最重要管路」と位置づけ、最重要管路の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。また、その他管路についても最重要管路の更新状況を考慮しながら更新・耐震化事業を行い、管路耐震化率を年間約1%ずつ向上させることで、災害発生時でも避難所や病院等への給水が早期に再開可能な管路網を構築します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
管路の耐震化率	25.4% (2023 年度)	32.1%
配水池の耐震化率	56.3% (2023 年度)	83.5%
ポンプ所の耐震化率	70.3% (2023 年度)	100.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 災害時の応急給水活動を手伝います。
- 上水道の路上漏水を発見したら、水道施設担当課に連絡します。

▶ 関連計画：門真市水道事業ビジョン

② 下水道施設の基盤強化

(1) めざすべき方向性

下水道が完備された安心・快適なまちをつくります

下水道の未整備地域を解消するとともに、総合地震対策計画に基づく耐震化や、ストックマネジメント計画による計画的・効率的な施設管理を推進し、下水道機能が維持できるまちづくりをめざします。

■施策をとりまく社会状況

近年、下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。汚水処理に関しては、施設整備や維持管理の一部を住民から徴収する使用料で運営していますが、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれる中、汚水処理の未普及地域の早期解消が課題となっています。

水害については、気候変動の影響により激甚化・頻発化しており、また、下水道施設については、大規模地震への対応や施設の老朽化等、多くの課題があります。

国においては、下水道事業を巡る厳しい経営状況や職員数が減少している中でも持続可能な事業運営を図るため、民間企業のノウハウを活かした官民連携方式による施設の維持管理(WPPP)について、取組を進めています。

■本市の状況

浸水被害軽減や水洗化の促進を目的に、下水道整備に取り組み、令和5(2023)年度末時点では下水道処理人口普及率が97.9%に達しています。

大規模地震への対策については、下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な下水道施設の耐震化を図る防災対策及びマンホールトイレ施設の設置等による減災対策を行っています。

下水道施設の老朽化に伴う長寿命化については、令和元(2019)年度からストックマネジメント計画に移行し、取組を進めています。

■将来の見通し

本市としては、汚水処理・浸水対策の観点から未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備に取り組む必要があるとともに、下水道施設の総合地震対策やストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な改築・更新、WPPPによる維持管理の導入について検討を行う必要があります。

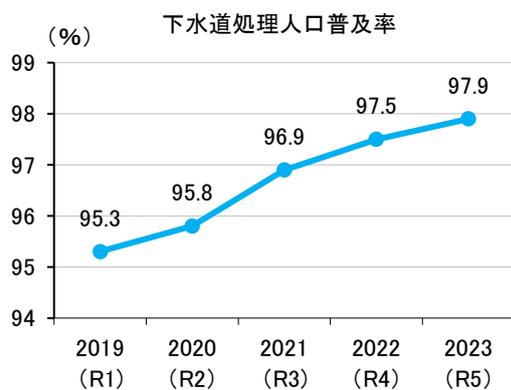
(2) 求められていること

下水道の未整備地域の解消や下水道施設の地震対策・老朽化対策が必要です

■下水道の普及促進、安定した下水道事業経営

汚水の未処理地域の解消や、水害を軽減するための浸水対策の観点から、下水道の未整備地域の解消に向け、普及の促進が必要です。

下水道の維持・整備を進める上では、適正な使用料水準のもと、安定した下水道事業の経営が必要です。



(出典)門真市

■下水道施設の地震対策や老朽化に伴う適正な維持管理

大規模な地震時でも、伝染病の発生や浸水被害の発生を防止するなど、下水道の機能を維持するため、総合的な地震対策が必要です。

下水道施設の老朽化による維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、ストックマネジメントの考え方で下水道施設全体を適正に管理することが必要です。

(3) 実施方針

① 下水道施設の老朽化対策

「門真市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図ります。

② 下水道施設の総合的な地震対策

「門真市下水道総合地震対策計画」に基づき、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化を図る防災対策及びマンホールトイレの設置等による減災対策を推進し、下水道施設の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されることを目的に整備を進めます。

③ 下水道未整備地域の解消に向けた整備の推進

下水道の未整備箇所については、支障となる地下埋設物が輻輳し、下水道管を埋設することが困難な箇所があること、また整備に要する多大な事業費の財源確保等の課題がありますが、下水道使用料水準の適正化を検討して下水道事業経営の安定化を図り、課題を解決・克服しながら、未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備の推進を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
下水道の処理人口普及率	97.9% (2023 年度)	99.8%
下水道による浸水対策達成率	90.8% (2023 年度)	94.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 下水道の必要性や役割を理解し、下水道施設の整備・維持管理に協力します。
- 日頃から公共枿が詰まらないよう周辺の側溝や敷地内の排水管等の清掃を行います。
- 生ごみ・油等を下水道施設に流さないようにします。
- マンホールや公共枿の異常を発見したら、下水道担当課に連絡します。

▶▶ 関連計画：門真市下水道総合地震対策計画、門真市公共下水道ストックマネジメント計画

VIII. 地域振興分野

① 地域の絆づくりとコミュニティの活性化

(1) めざすべき方向性

地域のつながりの力があふれる、暮らしやすいまちをつくります

市民と地域活動団体と市役所との連携により、地域のつながりを育み、住みよいまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

全国的な課題となっている自治会の加入率低下や役員の担い手不足は、少子高齢社会やライフスタイル・価値観の多様化など様々な要因から生じており、存続することが困難な自治会が増加するなど、地域のつながりが希薄化しています。このような中、地域で暮らす人々が中心となりまちづくりを進める「地域運営組織」等の形成・持続的な運営に向けた取組が進められています。

「地域運営組織」等と行政が密に連携し、地域の課題解決や魅力づくりに共同で取り組む事例が、全国各地で見受けられます。

■本市の状況

平成 30(2018)年度に 73.9%あった自治会加入率は、令和 5(2023)年度には 64.7%に低下しています。また、高齢化率は令和 5(2023)年度の 29.7%から今後も上昇すると想定され、人口構造の変化に伴う、地域課題や住民ニーズも多様化してきています。

こうした状況に対応するため、平成 25(2013)年度に門真市自治基本条例を定め、地域に関わる市民が自ら地域について考え、協力して地域の共通課題の解決を図るための「地域会議」の活動を支援しており、令和 5(2023)年 3 月には、市内全中学校区において「地域会議」が設立されました。

また、「地域会議」においては、多様化する地域課題の解決に向けた支援として、地域担当職員制度を設け、担当する職員による人的支援と、地域課題解決に向けた活動等への財政的支援を行っています。

地域が主役となり、市役所との協働でまちづくりを推進するとともに、自治会活動やふるさと門真まつり、校区門真まつり等の地域活動を支援しています。

■将来の見通し

今後も少子高齢社会の進展が見込まれ、本市の高齢化率は令和 32(2050)年には 41.8%になると予想されており、今後一層自治会の運営は厳しくなると考えられます。

そのため、地域のつながりを維持・強化する上で、「地域会議」に求められる役割及び期待は大きくなることから、「地域会議」が地域課題の解決を図れるよう支援を継続するとともに、地域のつながりの強化を一層推進する必要があります。

(2) 求められていること

市民の地域活動の活性化を図り、市民間の連携と、市役所との連携を強める必要があります

■地域コミュニティの活性化

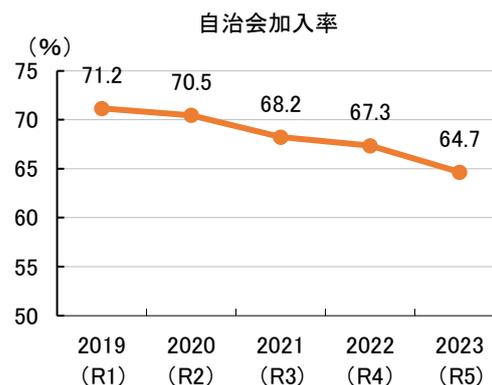
地域力の向上を図り、地域と市役所との連携を深める必要があります。

地域会議の活動を通じ、地域の課題解決と魅力づくりが必要です。

■市民間のつながりの強化

自治会加入率が低下しています。

地域の人と人とのつながりを密にし、市民が地域への愛着を深め、主体的に地域活動へ参加できる環境づくりが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 地域コミュニティへの支援

地域の実情に応じた地域会議の活動内容を支援するとともに、コミュニティ意識の醸成に努めます。

市民、議会及び市役所等の多様な主体が地域の課題を共有することにより、協働によるまちづくりを実現します。

② イベントを通じた地域の絆づくりの支援

地域の連帯意識を育み、地域への愛着や関心を深められるよう、自治会への加入促進を図ります。

自治会活動への支援や地域イベントの支援による地域のつながりの強化を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	79.3% (2024 年度)	90.0%
地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合	23.8% (2024 年度)	70.0%

▶▶ みんなが協力できること

- まつりや地域のイベントについて、隣近所と声を掛け合い、地域コミュニティとのつながりを市民自ら積極的に作りあげていきます。
- 地域会議の活動を通じ、地域の課題解決等の取組を進めるため、市民が主役となり、本市との協働で、まちづくりを進めます。
- 自治会は、最も身近な住民組織として地域の活性化をめざします。
- 市民公益団体等が持つ人脈やノウハウを活かし、地域会議の取組を支援します。
- 近隣の企業や関連企業等がまつりへの協賛を行うなど、企業も一体となった地域づくりをめざしていきます。

▶▶ 関連条例：門真市自治基本条例

② 市民公益活動と協働・共創の促進

(1) めざすべき方向性

市民の公益活動が盛んなまちをつくります

市民公益活動を通して、市民や各種団体、大学、企業等と連携を図りつつ、地域の課題解決や活性化、魅力あふれる自立したまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子高齢社会、高度情報化、国際化等が進み、住民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、住民ニーズや地域課題が多様化・高度化しており、より柔軟できめ細かなサービスの提供や地域の自主的な活動が求められています。

また、住民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、これまで以上に企業等の力を活用し、公民連携による共創を通じたまちづくりが求められています。

■本市の状況

本市では、市民公益活動支援センターにおいて、NPO法人の設立等や市民の公益活動に向けた相談及び支援を実施してきましたが、地域での活動の中心となる担い手の不足や地域住民同士のつながりの希薄化が進んでおり、コミュニティの形成や地域力が弱くなってきています。

また、協働・共創のまちづくりを推進する中、企業等とのさらなる連携を促進し、本市が抱える課題を解決する仕組みを構築するため、令和4(2022)年9月に「門真市公民共創指針」を策定し、同年10月には「門真市公民連携デスク」を設置しました。

■将来の見通し

新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく協働・共創のまちづくりに向けては、市民や各種団体、大学、企業など多様な主体との連携により、それぞれの強みを最大限に活かし、効果的・効率的に事業を進めていくことが重要です。

市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟に対応していくため、多様な主体との連携をより一層深める必要があります。

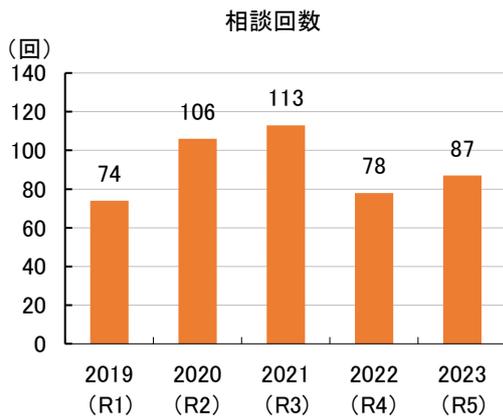
また、市民の公益活動における潜在ニーズと顕在ニーズを把握するとともに、新たな担い手の発掘と様々な地域の課題解決や活性化に、協働・共創で取り組む必要があります。

(2) 求められていること

地域活動の新たな担い手の発掘と、様々な地域の課題解決や活性化に向けた協働・共創での取組が必要です

■市民の公益活動の促進

新たな担い手の発掘と様々な地域の課題解決や活性化に向けて、市民の公益活動の促進が必要です。



(出典)門真市

■多様な主体との協働・共創の推進

企業や市民公益活動団体と様々な連携による取組が必要です。

市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟な対応が必要です。

包括連携協定を締結している大学・企業	
学校法人大阪国際学園	学校法人常翔学園摂南大学
大阪樟蔭女子大学	追手門学院大学
学校法人大阪信愛女学院	枚方信用金庫
住友生命保険相互会社 京阪支社	門真市内郵便局
イオン株式会社	

(出典)門真市

(3) 実施方針

① より効果的な市民の公益活動の促進

市役所や地域住民等、様々な連携による取組を実施していくとともに、相互のニーズをよりの確に把握し、協働・共創による効果的な活動を促進します。

市民の公益活動の促進に向けた情報発信や活動を必要とする人と担い手とのマッチングを図ります。

② 市民の公益活動に対する支援の充実

市民の公益活動に対する支援を充実させ、市民が地域活動や公益活動へ参画できる機会を拡充します。

市民の公益活動の活性化に向けた情報発信の強化とともに、新たな担い手の発掘を図ります。

③ 公民連携の推進

少子高齢社会の進展等、社会構造が変化する中、その変化に迅速かつ的確に対応するために、企業等のアイデアやノウハウの積極的な活用を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
大学・企業との包括連携事業実績数	48 回 (2023 年度)	60 回
NPO法人やボランティア活動に参加している人の割合	16.5% (2024 年度)	60.0%

▶▶ みんなが協力できること

- スキルやノウハウを活かして、地域活動や市民の公益活動の取組に参加します。
- 企業は、地域活動や市民の公益活動の取組に対して支援します。

▶▶ 関連条例：門真市自治基本条例

③ 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

(1) めざすべき方向性

幅広い内容の相談に対応できる体制が整ったまちをつくります

市民の様々な悩みや困りごとに対して、幅広い内容の相談に対応できる体制が整った、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

社会を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行や高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化等、大きく変化しており、それに伴って市民の悩みやニーズも大きく変化しています。

また、特殊詐欺等の詐欺被害やインターネット通販などオンライン取引に関する消費生活相談等が増加しており、取り分け高齢者が被害に遭う割合が高くなっています。

これらの変化に適切に対応していくために変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制を整備するとともに、高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人等が、様々な事件の被害者になることを防ぐ必要があります。

■本市の状況

多様化する市民ニーズや様々な相談内容等に対応できるよう、行政相談やこころの相談のほか、暮らしに身近な相談についてワンストップで対応する「くらしの相談窓口」では、消費生活相談、女性相談、法律相談等、様々な相談に対応しています。

また、「消費者安全確保地域協議会」を設置し高齢者、障がい者等の消費者被害を防ぐため、庁内関係部署、弁護士、警察、福祉団体等と連携しています。

■将来の見通し

多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、幅広い内容に対応できる各種相談事業を充実する必要があります。

スマートフォン等の普及により、子どもから高齢者までインターネット空間等での被害に遭わないためにも、大阪府警等と連携し、学校や地域でサイバーセキュリティの講座等の啓発・周知活動を行う必要があります。

門真市消費者安全確保地域協議会の活動により、消費生活センターの支援がますます求められる状況にあり、さらに質の高い相談体制を構築する必要があります。

(2) 求められていること

変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制が必要です

■幅広い内容に対応できる市民相談事業の整備

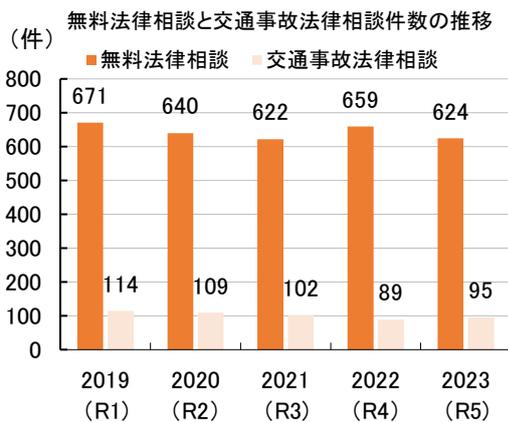
市民が、一人で悩みを抱え込むことのないよう相談窓口を周知する情報発信の強化が必要です。

市民から寄せられる「市民相談」について、的確に対応できる体制が必要です。

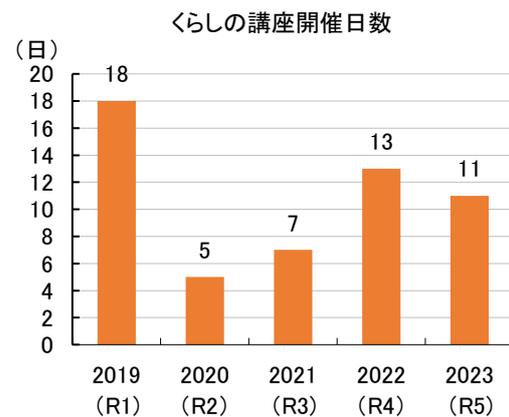
■複雑化する消費者被害への対応

市民が特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、予防と啓発が必要です。

高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人等の消費者被害を防ぐ取組が必要です。



(出典)門真市



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 複雑化する消費者被害の予防・啓発と相談体制の充実

複雑化する消費者被害に対し、消費生活センターにより予防と対策を啓発・促進します。

関係機関や民間団体と連携し、消費者の安全強化や被害の予防意識の向上を図ります。

② 市民からの多様な相談に対応できる相談体制の充実

関係機関等との連携のもと、幅広い内容に対応できる相談体制の充実を図り、多様化・複雑化する市民ニーズに対応します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
消費相談あっせん率	10.0% (2023 年度)	20.0%
無料法律相談の稼働率	80.4% (2023 年度)	90.0%

▶▶みんなが協力できること

- 身近な方が悩んでいるのを見かけた際は、市役所やくらしの相談窓口で様々な相談ができることを知らせます。
- 広報かどまやホームページ等に掲載している消費生活に関するトラブル事例を通じて、知識を深め、消費者被害に遭った際の対処能力を高め、消費者被害に巻き込まれることを未然に防ぎます。
- サークルや会議など人の集まる場所へ「くらしの講座」を消費生活センターに依頼することや特殊詐欺の啓発等へ参加します。
- 消費者被害者の早期発見、未然防止に協力します。

④ 平和と人権の尊重

(1) めざすべき方向性

人権が尊重され、誰もが対等な立場で安心して暮らせる平和なまちをつくります

市民一人ひとりが互いを大切にし、違いを認め合う、人権や多様性を尊重する意識が定着しているまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、外国人、刑を終えて出所した人等の人権問題に加え、近年増加しているインターネットの匿名性を利用した差別助長行為等、依然として差別意識や偏見等が存在します。また、性に起因する暴力や固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く残っています。

こうした中、21世紀を真に平和で豊かな「人権の世紀」とするため、多様な生き方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される平和な社会となるよう法整備が進められ、多くの取組が行われています。

また、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者という状況が続いており、更生の意欲を持つ刑を終えて出所した人等が社会において孤立することのないよう支援する取組も進められています。

また、犯罪被害者とその家族の人権問題についての相談体制が求められています。

■本市の状況

「非核平和都市宣言」や「人権擁護都市宣言」、「門真市人権尊重のまちづくり条例」等に基づき、平和で差別のない明るい社会の実現をめざして、人権尊重意識の向上につながる啓発等の取組を進めています。

また、「門真市男女共同参画推進条例」や「第3次かどま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、女性が仕事や地域活動等あらゆる分野に積極的に参画できるよう支援しています。

■将来の見通し

社会情勢の変化により、今後も新たな人権課題が発生することが予想されます。人権尊重の意識の醸成に努め、全ての市民が平和に暮らせる社会が実現するよう、啓発や人権擁護の取組を進めていく必要があります。

また、性別にとらわれず、互いを尊重し、個性と能力が十分に発揮できる社会の形成に向け、意識の醸成や相談できる環境をつくる必要があります。

人権課題が複雑化・多様化している現状や人権意識の高まりなどによる相談窓口の役割は大きいことから、市役所本庁舎での人権相談やくらしの相談窓口における女性相談を必要とする全ての市民に利用していただけるよう、周知方法の工夫に努める必要があります。

(2) 求められていること

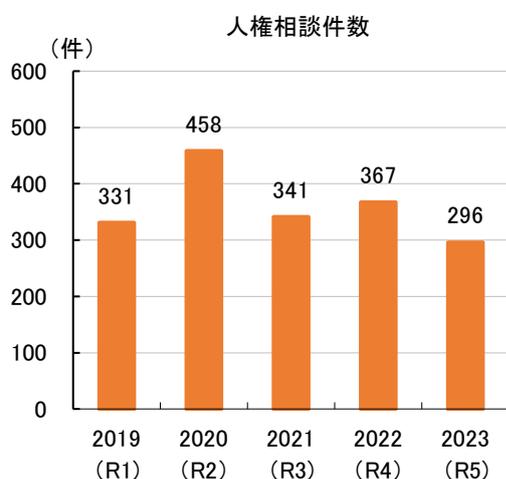
一人ひとりが違いを認め、互いの人権を尊重し合う環境づくりが必要です

■平和と人権を尊重する意識の醸成

平和意識の高揚を図り、基本的人権の尊さを啓発することで、平和と人権を尊重する環境づくりが必要です。

人権相談等により人権擁護に努めることが必要です。

更生の意欲を持つ刑を終えて出所した人等が社会において孤立することのないよう支援することが必要です。

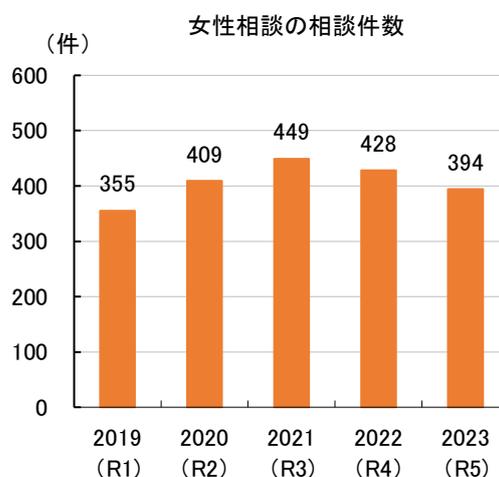


(出典)門真市

■男女共同参画社会の実現

誰もが性別に関わらず、対等な社会の構成員として多様な機会に参加・参画できる環境づくりが必要です。

男女共同参画の視点に立った啓発のほか、性に起因する暴力の防止や女性があらゆる場面で能力を発揮するための総合的な支援が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 更生保護活動の促進

保護司など民間の協力者と連携し、刑を終えて出所した人等の立ち直りを支え、再犯防止を推進します。

犯罪や非行の防止と刑を終えて出所した人等の更生について理解が深まるよう「社会を明るくする運動」を推進します。

② 男女共同参画の促進

性別にとらわれず、誰もが個人として政治、経済、文化、教育など社会のあらゆる分野や家庭、職場、学校、地域など様々な生活の場面において能力を発揮できるよう支援します。

③ 人権啓発活動の推進と人権相談の充実

人権尊重の理念がより一層定着するよう講座の開催など啓発に取り組むとともに、きめ細かな相談の実施により人権擁護に努めます。

平和や人権尊重意識の啓発を進める自主的・主体的な市民組織や事業所の活動を支援します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
人権講座の年間延べ参加人数	161 人 (2023 年度)	500 人
女性相談の利用者数	2,371 人 (2023 年度)	5,000 人
平和で人権が守られていると感じる人の割合	76.9% (2024 年度)	90.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 日常から「人権」を意識し、市民一人ひとりが自分の問題として考え、差別をしない、させない地域社会づくりに取り組みます。
- 日頃から平和、男女共同参画及び人権の大切さについて語り合い、意識を高めるとともに、講演会等に参加し、正しい知識を得ます。
- 人権協会等は、市民が人権問題について正しい理解と認識を深められるよう啓発を行います。
- 事業者は、社会的責任として人権尊重、男女共同参画の視点で企業活動を行います。
- 事業者は、平和、男女共同参画及び人権に関する研修を実施し、啓発活動への参加・協力を行います。
- 刑を終えて出所した人等の立ち直りを地域で支える保護司や協力雇用主等、更生保護に民間の立場で協力する人や団体の活動を理解し協力します。

▶▶ 関連計画：門真市人権教育・人権啓発推進基本計画、かどま男女共同参画プラン、門真市再犯防止推進計画

▶▶ 関連条例：門真市人権尊重のまちづくり条例、門真市男女共同参画推進条例

⑤多文化共生社会の形成

(1) めざすべき方向性

外国籍市民が活躍できるまちをつくります

市民が国際感覚を高め、外国人とも暮らしの文化の違いを認め合い、共に楽しく暮らせる環境が整ったまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

国内で働く外国人は急増しており、令和5(2023)年には初めて200万人を超えました。

令和9(2027)年にも「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」が開始される予定で、今後も外国人材の受入れが活発化していくことが予想されます。

また、観光立国をめざし、インバウンド観光客数はコロナ禍での一時的な急減はあったものの、右肩上がりであり、観光地での外国人対応の基盤整備が求められています。

■本市の状況

本市は外国籍市民の人口が比較的多く、その構造は、働く外国人だけでなく、小・中学校に在学している外国人児童も多いため、外国人と共に暮らすための工夫や、多文化交流活動が市内で見受けられます。

こうした中、本市の外国籍市民の人口はさらに増加しており、令和2(2020)年から令和6(2024)年までに582人増加し、外国籍市民の人口は3,868人になりました。

また、本市の訪日外客数は、令和5(2023)年に大規模商業施設等が開業したことを契機に大幅に増加し、民間会社の調査において、令和5(2023)年4月～6月と2019年同月を比較した訪日外客数の伸び率は、全国1位の18.11倍になりました。

本市では、外国人が、日本での生活に馴染み、地域住民の一員となれるよう、日本語教室等の日本文化を伝える活動を促進するとともに、多様な国際交流の促進に努め、外国籍市民等の文化の違いを認め合い、みんなが共に楽しく暮らす環境をつくるための取組を支援しています。

■将来の見通し

国の外国人材の受入れ拡大の施策により、様々な国籍の方が暮らしやすい環境を整える必要があります。

本市においても外国籍市民が増加しています。多文化共生社会の実現に向けては、互いの文化的差異を認め合い、協力し合って豊かな地域社会を形成する必要があります。

また、訪日外客数の増加は今後も続くものと考えられることから、外国人客がストレスなく本市を快適に観光できるよう環境整備に努めていく必要があります。

多言語翻訳システムやよりきめ細かな日本語指導等、外国人の受入れ環境の充実を図るとともに、「やさしい日本語」を意識するなど、多文化への理解促進を図る必要があります。

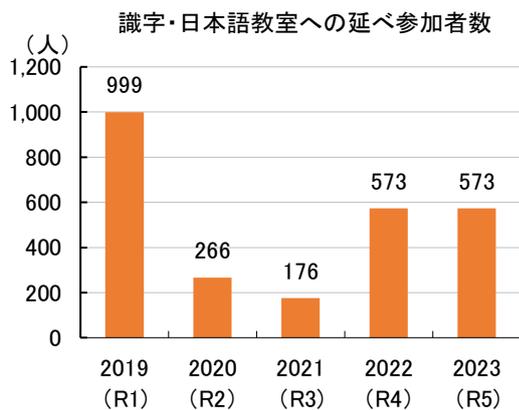
(2) 求められていること

国際社会への関心と、外国人との相互理解を促進する環境の整備が必要です

■外国籍市民と共に暮らせる社会の形成

本市の外国籍市民の人口は年々増加していますが、外国人の学び・生活を支援する担い手が不足しています。

学習を必要とする全ての人に学習機会を提供できる環境づくりが必要です。



(出典)門真市

■様々な国籍の外国籍市民が安全に暮らせる環境づくり

外国籍市民が、日本での生活に馴染み、安全に暮らしていけるよう、多言語に対応した環境づくりが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 外国籍市民への生活支援

文化の違いにより生活する上で困難を抱えている人をサポートし、全ての市民が共に楽しく暮らせる社会の実現を図ります。

② 多言語対応の推進

様々な国籍の市民が安心して暮らしていけるよう、市役所案内板等の多言語表記を推進します。

③ 互いの文化を理解しあう環境づくり

外国との文化の違いを認め合い、外国人を地域住民の一員として、共に働き、楽しく暮らせる環境をつくれます。

多様な国際交流を促進し、市民による国際交流事業を支援していきます。

国際社会への関心を高め、多文化共生社会を形成する機運の向上を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
在住外国人と活発に交流できていると思う人の割合	81.0% (2024 年度)	90.0%
国外の都市との交流が行われていると思う人の割合	81.3% (2024 年度)	90.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 世界情勢への関心を高めます。
- 日頃から文化や暮らしの違いなどについて理解を深めます。
- 誰もが参加しやすい団体になるよう、多文化への理解を深めます。
- 多言語対応等、誰もが暮らしやすいまちの実現に努めます。

IX. 産業振興分野

① 地域産業の強化と発展

(1) めざすべき方向性

産業が活性化しているまちをつくります

社会・経済情勢の変化に対応しながら産業が活性化し、生産性・収益力の高い企業が集積するまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

少子高齢社会に伴う担い手の不足や経済のグローバル化に伴う競争の激化、AI・IoTをはじめとするデジタル化の進展、脱炭素やカーボンニュートラルに対する要請等、産業を取り巻く環境は急激に変化しており、これらへの対応が大きな課題となっています。こうした社会経済環境に対応し、付加価値を上げていくためには、企業のみならず、関係機関が今まで以上に連携・協働する必要があります。

また、農業については、令和6(2024)年に食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障に向けた取組や環境と調和のとれた産業への転換に向けた取組が進められています。

■本市の状況

平成23(2011)年に「カドマイスターを探せ！事業」を開始し、平成24(2012)年に「門真市中小企業サポートセンター」の設置、同年「門真市ものづくり企業ネットワーク」を発足、令和6(2024)年に「門真市ものづくり産業振興計画」を策定するなど、ものづくり産業を中心に産業振興施策を展開してきました。

このような取組を通じて域内取引の活性化や設備投資の増加、企業立地の促進等の効果があり、市内製造業で創出される付加価値額は増加しています。

市内農業においては、れんこん・くわい等の本市の特産物の保存・継承並びに地産地消の取組を支援しています。

■将来の見通し

DX化や脱炭素(GX)化の進展など様々な社会・経済情勢の変化が起こる中で、現状のままでは、さらなる事業所数、雇用の減少や市内経済成長の鈍化が予想されます。産業の活性化のために、生産性向上や人手不足の解消等、事業所が抱える課題の解決を通じた経営基盤の強化や、成長発展への支援等をしていく必要があります。

また、商業においては大規模店舗と商店街等の立地における共存と双方の波及効果を生み出す必要があります。

市内農業は縮小傾向ではありますが、地場産農作物への愛着を育み、本市の特産物を継承していく必要があります。

(2) 求められていること

本市産業の経営基盤の強化と成長発展への支援が必要です

■生産性向上・人材不足等の課題解決に向けた支援

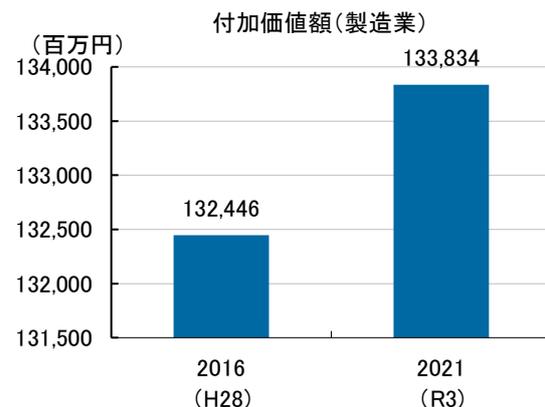
本市の中小企業が事業を継続していくために、生産性の向上や、人手不足等の課題を解決できる経営基盤の強化が必要です。



(出典)門真市ものづくり産業振興計画策定に向けたアンケート調査(令和5(2023)年度)

■成長発展に向けた支援

市内製造業の事業所数が減少している一方、市内製造業で創出される付加価値額が増加しており、個社の経営力が向上していると考えられます。引き続き、足腰の強い企業に成長していくために、新分野進出等の新しい価値を創出することが必要です。



(出典)経済センサス-活動調査

(3) 実施方針

① 農業の保全と地産地消の促進

農業を取り巻く環境が変化していく中、引き続き、れんこん・くわい等の本市の特産物を中心とした保全に努めます。

消費者に近い都市農業の特徴を活かして、地元消費者と農業者の交流を図り、気軽に農業に触れることができる場となる取組を進めるなど、地産地消の促進に努めます。

② 企業の成長発展への支援

既存の企業による、より成長性の高い分野への参入等、新たな付加価値を生む取組に対する支援を実施します。

生産性向上を支援します。

産業の新陳代謝を活発化するため、産業集積を促進します。

③ 経営基盤強化への支援

企業が抱える悩みや課題を解決し、個々の経営体質強化につながる支援をします。

国・府その他関係機関が実施する各種支援制度の利用を促進します。

守口門真商工会議所等と連携して、国・府等が実施する商業者支援のための施策利用を促進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
市内に事業所を有する全産業における付加価値額 ※付加価値額:事業所の生産活動によって新たに生み出された価値のこと 付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課	3,299 億円 (2021 年度)	3,391 億円× (2020 年-2030 年 国内実質 GDP 伸び率) を上回ること
活発な工業活動ができるような環境になっていると感じる市民の割合	82.1% (2024 年度)	90.0%

▶▶みんなが協力できること

- 市民一人ひとりが、お買い物は、なるべく便利な市内で済まし、市内産業が活性化するように意識します。
- 門真のものづくりをもっと知るよう企業博物館や工場見学等に参加します。
- 企業は、地域住民が産業に対する理解を深めるため、イベントや見学会の開催など情報発信に努めます。

▶▶関連計画:門真市ものづくり産業振興計画

② 就労支援と雇用促進

(1) めざすべき方向性

就労支援と地元雇用を促進し、様々な人が活躍できるまちをつくります

「職住近接」のメリットを最大限に活かし、地元の人が地元で働きやすく、また、子育て中の女性、高齢者等、様々な人が活躍できるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

雇用情勢については、完全失業率は令和5(2023)年度平均で2.6%と、コロナ禍を除けば平成29(2017)年以降は概ね2%台の低水準での推移が続いています。有効求人倍率は令和5(2023)年度平均で1.29倍で、完全失業率と同様にコロナ禍で悪化した時期はありますが、求人は回復基調にあります。

一方で、少子高齢社会による生産年齢人口の減少により、企業の人手不足が深刻な課題となっています。これらの対策として、長時間労働の是正や多様な働き方の実現を目的とした「働き方改革」が進められており、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができるよう、様々な取組が進められています。

■本市の状況

本市を含むハローワーク門真管内の有効求人倍率は、全業種では令和6(2024)年6月現在0.84倍となっているものの、製造等の職業では1.67倍、サービス業の職業では2.13倍となっており、中小企業等を中心に人材の確保は深刻な課題で人材の確保や定着の方策が求められています。

一方で、働く意欲がありながらも、時間等の制約により働くことが困難な子育て中の女性も存在していることから、女性が働きやすい環境づくりを推進しています。

また、門真市シルバー人材センターでは令和4(2022)年度の入会率(市の60歳以上人口のうち同センターに入会している人の割合)が全国5位(母体市区町村人口5万人以上センターの内)となるなど就労を希望する高齢者が多数存在しています。

■将来の見通し

地元雇用の促進は、通勤時間の短縮といったワークライフバランスの実現に資するなどの利点があり、また、本市には住む場所と働く場所が近くにある「職住近接」のポテンシャルがあることから、これらを活かして、若者から高齢者、子育て中の女性等、様々な人材が活躍できる環境をつくる必要があります。

今後も労働力人口の減少が続くとともに、労働分野の制度改正があったり、労働環境の様々な変化が起きるものと思われます。本市においてもこういった動向を注視しつつ、適切に就労及び雇用の促進に関する施策を展開していく必要があります。

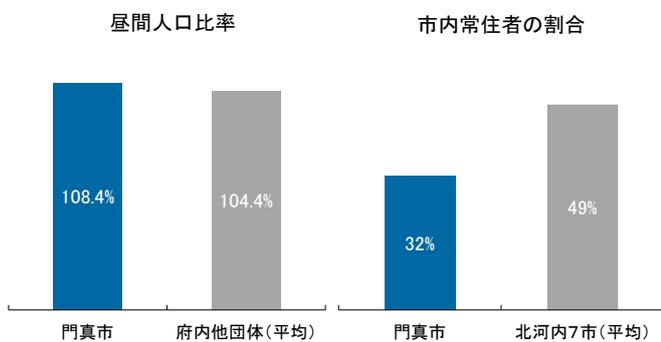
(2) 求められていること

様々な状況の人が活躍することができる環境づくりが必要です

■地元雇用の促進と働きやすい環境づくり

本市は近くに働く場所がありながら、市内で就業している市民の割合は低く留まっています。

地元で働きたい在住者と、人手不足の企業等をうまくマッチングするために、地元雇用の推進が必要です。

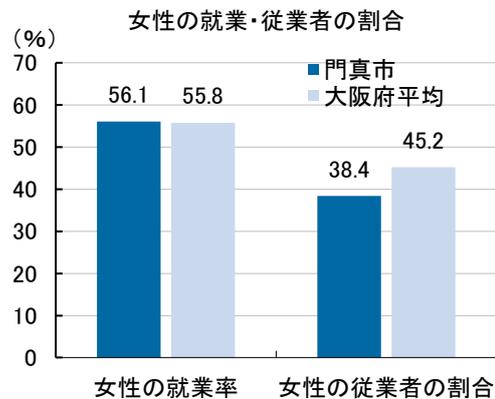


(出典)国勢調査(令和2(2020)年)

■様々な人が活躍できる環境整備や就労支援

若者から高齢者、子育て中の女性等、様々なライフステージにある人たちが、職場において活躍できる環境整備が必要です。

働く意欲のある人に対して、さらに就労支援が必要です。



(出典)国勢調査(令和2(2020)年)

(3) 実施方針

① 労働環境の向上

多様な人材が働きやすい環境整備を促進する企業を支援し、ダイバーシティ経営を推進します。
働き方改革推進等、より働きやすい環境を実現していくための、労働環境の改善を後押しします。

② 女性や高齢者等の活躍推進

国・府等が実施する女性活躍推進のための助成金や認証制度等の利用を促進します。
シニア人材のマッチング事業と連携等を行い、高齢者の就労を促進します。

③ 就労及び雇用の促進

地域就労支援センターの窓口の周知とともに関係機関との連携による機能強化を図ります。
地元雇用の促進を図る取組を実施します。

子どもが将来社会人・職業人としての資質・素養の確立や自立意識や考える力の育成等を図る職業体験等を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
市内常住の市内従業者の割合	32.0% (2020 年度)	33.2%
【女性】市内常住の市内従業者の割合	43.4% (2020 年度)	45.0% (北河内7市の 平均予測値)

▶▶ みんなが協力できること

- 就労に関してわからないことや悩み等があれば、関係機関に相談をします。
- 高齢者が就労を通して活躍できるよう、取組を充実します。
- 就労及び雇用の促進や労働環境の向上等についての情報を事業者に周知します。
- 企業は、労働関係法令等を遵守することはもちろんのこと、様々な人が活躍できる魅力ある会社・お店づくりを進めます。
- 企業は、次代を担う子どもたちのために、インターンシップや職業体験等を実施します。

X. 地域教育振興分野

① 地域教育環境の充実

(1) めざすべき方向性

生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをつくります

社会教育や読書活動の推進体制とともに、学びを楽しむ機会や場を充実し、生涯学習環境の振興に努めることで、生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

「人生100年時代」「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっています。

令和5(2023)年に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、「生涯学び、活躍できる環境整備」・「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が政策目標の一つとして掲げられています。

全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、様々なニーズに応じた学習機会の提供等、生涯学び、活躍できる環境整備を図っていくことが求められています。

■本市の状況

本市では、生涯学習に関する基本的な方向性を明らかにする「生涯学習推進基本計画(平成26(2014)年3月)」に沿って、指定管理者と協働し、幼児から高齢者に至るまでのあらゆる世代のニーズに合わせた講座や行事の開催や、生涯学習フェスティバル等、市民が参画できる学習成果を発表する機会の充実を図りました。

また、図書館は、令和2(2020)年12月からは、読書環境の充実を図るため、非来館型サービスとして「かどま電子図書館」を開始し、24時間いつでも・どこでも読書ができる環境を整備しています。

現在、図書館機能と文化会館機能を複合した新たな生涯学習の拠点となる文化創造図書館 KADOMADO を整備しています。

また、門真市民プラザ及び周辺公共施設を、令和7(2025)年度末で閉校となる旧砂子小学校校舎へ再編し、新たな生涯学習施設として整備します。

■将来の見通し

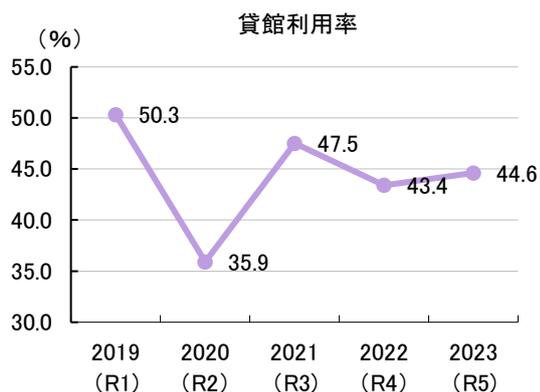
子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、それぞれのニーズに合った生涯学習活動に参加することができる学びの機会の提供と、生涯学習活動への参加・参画する場の提供が求められています。

(2) 求められていること

市民が生涯学習活動をしやすい環境の充実が必要です

■生涯学習の場の提供

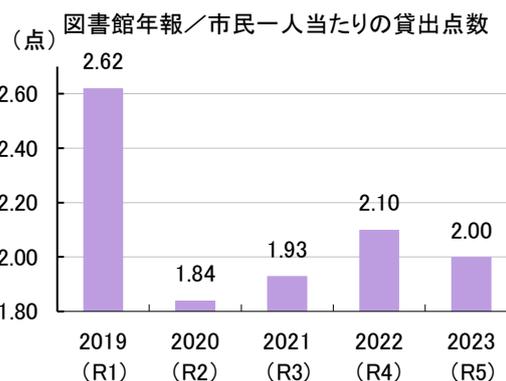
文化創造図書館 KADOMADO、門真市立公民館等の社会教育施設において、多くの市民が生涯学習活動に参加・参画できるよう、場を提供することが必要です。



(出典)門真市

■図書館サービスの充実

市民の知識を深めたいという意欲に応えるとともに、知的好奇心を刺激する環境を提供するため、多様な市民ニーズに対応した図書館運営を実施することが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 行ってみたくなる文化・学習の交流拠点の整備

人と人がつながることのでき、乳幼児から高齢者までの全ての人が利用でき、自主的・創造的な文化・学習活動が行える、図書館と文化会館の機能を併せ持つ文化・学習の交流拠点を整備します。

② 活動拠点の適正管理の推進

生涯学習を推進し、市民活動を支援・促進による相互活動が図れる施設とするとともに、省エネ・省資源など社会的要請への対応も含めて、予防保全型による施設の計画的な長寿命化を進め、合理的かつ効率的な施設運営を行います。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
生涯学習活動をしたことがある人の割合	31.1% (2024 年度)	70.0%
図書館を利用したことがある人の割合	32.9% (2024 年度)	70.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 学習した成果を地域活動やボランティアに活かします。
- 学習活動のネットワーク化により市民の多様な学習活動を推進します。

▶▶ 関連計画：門真市生涯学習推進基本計画

② 暮らしに息づく文化芸術の推進

(1) めざすべき方向性

文化芸術を身近に触れることができるうるおいのあるまちをつくります

市民一人ひとりの活発な文化芸術活動により、文化芸術を身近に触れることができ、喜びや感動が享受できるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

文化芸術は、心豊かな国民生活と、活気ある社会の実現のためにとっても重要な役割を持つと考えられており、人々のウェルビーイングの向上の観点からも、文化芸術が持つ社会的・経済的価値が再認識されています。

このような状況の中、国は文化芸術の振興を図るために、令和5(2023)年に第2期文化芸術推進基本計画を策定し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

■本市の状況

文化芸術を活用し、まちの魅力を高めることは、少子高齢社会・人口減少時代における定住人口の減少緩和と、交流人口増加にもつながります。

本市には、文化芸術の発信や活動をする拠点としてルミエールホール等があり、令和2(2020)年度に策定した「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、KADOMA ART FESをはじめとするパイロットプロジェクトを実施し、計画の進捗と課題を明確にするとともに、誰もが文化芸術を身近に触れることができ、文化芸術があふれるまちの実現に向けた施策を展開しています。

また、令和3(2021)年度から関西フィルハーモニー管弦楽団がルミエールホールを練習活動拠点としており、子どもたちの鑑賞機会の創出や市民向け公開練習の実施等、わがまちのオーケストラとして、共に音楽と活気あふれるまちの実現をめざしています。

■将来の見通し

文化芸術に係る市民の自主的な活動と、身近に感じることができる環境の実現により、門真らしさのあふれる文化芸術が育まれるよう、文化芸術に係る本市のめざすべき姿等を示す「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、本市の文化芸術施策を計画的に推進します。

また、パイロットプロジェクトを継続的に行うことで、「協働と共創」の理念のもと、市と市民有志が協働し、多くの市民が参加できる文化芸術イベントを創出しながら、市民活動プラットフォーム機能のさらなる充実をめざすことが重要です。

さらに、ルミエールホール等を拠点とし、市内中学校の文化部活動の地域移行等の支援や、市民の文化芸術活動のより一層の活性化に向けた協働の機会・場づくりを引き続き行っていく必要があります。

(2) 求められていること

気軽に文化や芸術に触れることができる環境づくりが必要です

■文化芸術活動の活性化

心豊かな生活と、活気ある社会の実現のため文化芸術活動の活性化が必要です。

文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術だけにとどまらず関連分野の発展及び創造に活用する必要があります。

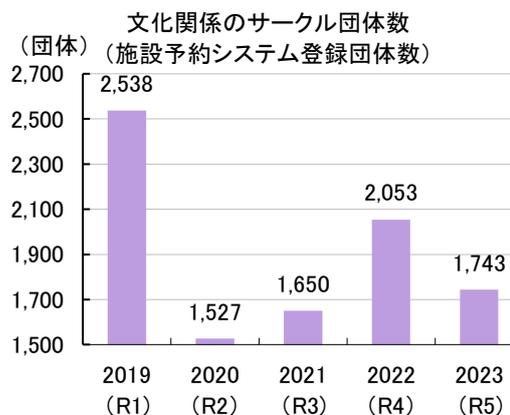
身近に芸術や文化に触れることができる環境が
できていること

満足度	3.03
重要度	2.96
文化関係のサークル活動や団体への参加状況	8.4%
生涯学習活動経験	31.1%

(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

■文化芸術活動への支援・環境整備

文化芸術活動に親しんだり取り組んだりする市民の割合が低く、多くの方が文化芸術を身近に感じ、触れる機会がないというのが現状です。市民自らが発見・発信する情報収集・提供の主体づくりが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 市民の文化芸術活動の支援や文化に親しむ場・機会づくり

ルミエールホール等の文化に関する施設については、その機能強化をより一層図ることで、文化芸術活動ができる機会の充実と、市民の主体的で魅力的な活動ができる環境を促進します。

誰もが参加できる文化芸術活動や体験・鑑賞活動を充実します。

② 文化芸術活動の活性化に向けた支援

市民が文化芸術を身近な日々の暮らしの中で楽しむことができるよう、「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

文化芸術活動を推進しようとする市民と、市民の活動をサポートする行政や企業、大学、NPO 等の連携を促進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
ルミエールホールの稼働率	47.9% (2023 年度)	60.0%
文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合	8.4% (2024 年度)	60.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 市民一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術に触れる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。
- 市民や市民公益活動団体は、文化芸術活動に関する情報収集・提供のサポートや、新しい取組の提案等を行います。
- 企業は、市民や地域の文化芸術活動への参加だけでなく、支援したり顕彰したりすることで、本市全体の文化芸術推進に寄与します。

▶▶ 関連計画：門真市文化芸術推進基本計画、門真市生涯学習推進基本計画

▶▶ 関連条例：門真市文化芸術推進条例

③ 文化資源の活用と保存・継承

(1) めざすべき方向性

伝統文化に親しみの持てるまちをつくります

市内に残る歴史的な文化財や、伝統行事等の文化資源が、市役所と市民との連携によって適切に保存・継承され、愛着と誇りを感じることができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

人口減少や少子高齢社会等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の散逸や、伝統行事の後継者・担い手不足が喫緊の課題となっています。

この課題に対する国の施策として、文化財保護法の改正や、地域文化財総合活用推進事業を展開し、文化資源の保護・保存や文化振興を推進しています。

■本市の状況

本市には国指定天然記念物、国登録有形文化財をはじめ、大阪府指定史跡、大阪府指定有形文化財といたった多くの文化財が存在します。加えて、令和2(2020)年度には門真市文化財保護条例を制定し、重要な文化財について、市指定文化財(盾持人埴輪)・市地域文化財(ひんや節)の指定・登録を行いました。

また、歴史資料館主催の「歴史講座」等では定員を上回る講座もあり、歴史や文化に対する市民の興味は潜在的にはあるといえます。

地域に伝わる伝統行事については、本市においても継承と担い手不足が課題になっており、本市の財産とも言える貴重な文化資源が、適切に保存・継承されていく必要があります。

施設の老朽化により撤去した歴史資料館にかわる新たな展示施設として、門真市立市民交流会館中塚荘に歴史資料館の展示機能を移転整備しています。

■将来の見通し

貴重な文化資源の保存・継承だけでなく、文化資源を活かしたまちづくりを推進し、個々の文化資源の魅力をさらに磨くことで、新たな担い手の育成や自主的で活発な活動により、適切な保存・継承へとつなげます。

そのためには、これまで本市の歴史や文化を形作ってきた地域に伝わる文化資源に、全世代が関心を持ち、それらを次世代に引き継いでいくための地道な取組を実施していく必要があります。

(2) 求められていること

郷土への愛着と誇りにつながる文化資源の活用と保存・継承が必要です

■文化資源活用体制の整備

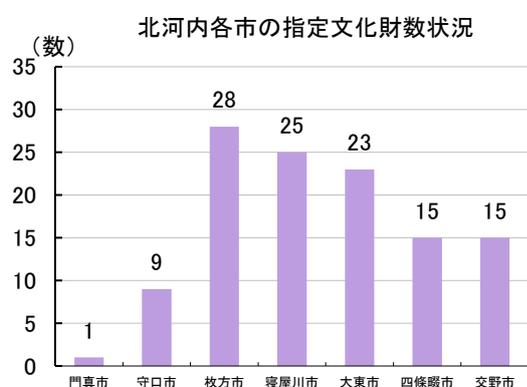
文化財の保護・保存だけでなく、活用を推進するための環境の整備が必要です。

また、歴史資料館所蔵の資料をはじめ、市内に所在する文化財の調査を進め、それらを図書館や古川橋駅前に建設中の文化創造図書館 KADOMADO 等の文化施設とも連携を図りながら、広く活用していくことが必要です。

■文化資源の保存と継承の機運の向上

市民が、地域の自主的な文化資源の保存・継承活動に興味・関心を持つことが必要です。

本市の歴史を作ってきた企業文化にも興味・関心を持つことが必要です。



(出典)大阪府ホームページ「大阪府内指定等文化財一覧表」(令和5(2023)年度)

(3) 実施方針

① 文化資源の保存と継承

市内に残る文化資源を適切に保護・保存し、次世代へと継承するための環境を醸成します。

市民や事業所との連携により、文化資源の保存・継承の機運の向上を図ります。

本市の文化資源の活性化により、郷土への愛着の醸成と新たな担い手の育成を図ります。

② 本市の文化資源に愛着を持つことができる環境の醸成

歴史資料館移転後も引き続き、文化財に関する展示や講演会等の普及啓発活動等を通じて、地域の歴史・文化を形作ってきた文化財の散逸を防ぎ、市民の文化資源保護意識の向上を図ります。

また、市内公共施設等とも連携を図って、歴史資料館所蔵の資料を巡回展示するなど新たな展示機会を設け、文化財に対する意識の高揚を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
歴史資料館の年間入館者数	749 人 (2022 年度)	6,000 人
市民学芸員年間活動回数	2回 (2023 年度)	24 回

▶▶ みんなが協力できること

- 一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術に触れる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。
- 市民学芸員養成講座を修了した市民学芸員が中心となって、歴史資料館の運営に携わるだけでなく、自らが居住する地域においても、文化財保護のリーダーとして活躍します。
- 自治会や地域会議等が主体となって、歴史資料館学芸員による講演会や現地見学会を開催することで、地域の歴史や文化を知り、文化財の状況変化に目配りします。

▶▶ 関連条例：門真市文化財保護条例

④ 市民スポーツの振興

(1) めざすべき方向性

スポーツを通して市民がつながるまちをつくります

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーション活動に参加することを通してつながることで、活力のあるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

平成 23(2011)年8月に施行された「スポーツ基本法」の前文に、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることなどが明記されました。これにより、生涯にわたり、誰もが自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツをすることができる環境を整備する必要があります。

また、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として、国は令和4(2022)年3月に第3期スポーツ基本計画を策定し、多様な主体におけるスポーツ機会の創出やスポーツによる健康増進等、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が進んでいます。

■本市の状況

本市では、誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点として、平成 29(2017)年5月に市立総合体育館がオープンしました。

また、年間を通してスポーツ・レクリエーション活動にかかる事業を実施するため、市内各種スポーツ団体等により平成 30(2018)年2月に門真市生涯スポーツ推進協議会が設立されています。

門真市南東地域及び門真南駅周辺地区におけるまちづくりの進展に合わせて、市立スポーツ施設等の在り方について、検討を進めています。

■将来の見通し

東京 2020 オリンピック・パラリンピックやパリ 2024 オリンピック・パラリンピックにより、市民のスポーツにかかる興味や関心等は多様化しています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、競技スポーツの振興はもとより、それぞれのニーズやレベルに合わせたスポーツ活動が可能となるような取組を実施していく必要があります。

市民のライフステージに応じたスポーツ活動の機会の充実や、社会体育施設の活用を促進し、市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 求められていること

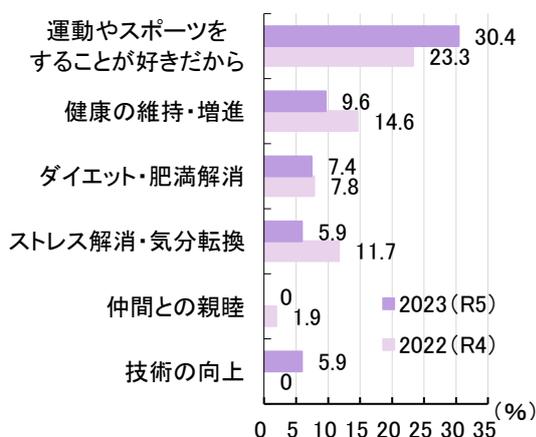
スポーツ・レクリエーション活動を始めるきっかけづくりと参画する機会の充実が必要です

■スポーツ・レクリエーション活動への参画機会の充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画するニーズは多様化しています。

市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に参画する機会の充実が必要です。

あなたが運動やスポーツをする理由はなんですか

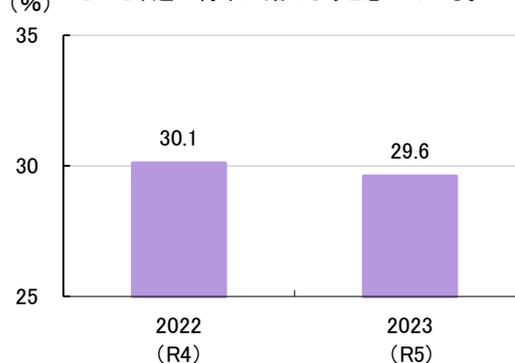


(出典)かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバルアンケート調査

■スポーツ活動団体等への支援

運動をはじめたいと思っている人がスポーツ活動を開始し、継続することができる体制の充実が必要です。

現在、スポーツ・レクリエーション活動をしていない。しかし、近い将来に始めようと思っている。



(出典)かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバルアンケート調査

(3) 実施方針

① スポーツ活動推進体制の充実

広く市民が参加することのできる各種スポーツ事業を実施する団体等の活動を支援します。

市民がスポーツ活動のきっかけづくり及び継続できる体制を充実します。

② スポーツ・レクリエーション活動への支援

市民のライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実するため、門真市生涯スポーツ推進協議会における各種団体のネットワークを活用し、年間を通して競技大会やスポーツ教室等の事業を実施することで、市民の活動への支援を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
スポーツ・レクリエーション事業への参加者数	6,923 人 (2023 年度)	9,000 人
スポーツ・レクリエーション事業参加者のうち、過去1年間に全くスポーツ・レクリエーション活動をしなかった人の割合	28.1% (2023 年度)	15.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 市民一人ひとりが運動習慣を身につけます。
- 市民の年齢、興味・関心やレベルに応じた競技大会やスポーツ教室等を実施することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実します。
- 企業に所属するアスリートを地域に派遣するなど、スポーツの裾野を広げることに努めます。

▶▶ 関連計画：門真市生涯学習推進基本計画

XI. 危機管理分野

① 危機管理と災害時対策

(1) めざすべき方向性

市民の生命、身体及び財産を守ることができる危機管理体制が整備されたまちをつくります

災害発生のおそれ、または発生時において、適切かつ迅速な災害対応を図ることにより、被害を最小限に抑えることができるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

地震や台風(暴風)、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えます。

災害の発生を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にし、その被害からの迅速な回復を図るための災害対策を講じる必要があります。

高齢者、外国籍市民が増加しており、障がい者等を含めた要配慮者に応じた災害時の情報伝達等、きめ細かな対応をする必要があります。

また、南海トラフ巨大地震等に対する平時の備えや、応急、復旧・復興の各対策が求められています。

■本市の状況

本市では、災害対策基本法等の規定に基づき門真市地域防災計画を策定し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っています。

災害発生時等の避難所として、市内の市立小・中学校、大阪府立高等学校及び市民プラザの22箇所を避難所に指定し、市広報紙や防災講話等で周知しています。また、市内学校や公園など50箇所に災害発生時に必要な情報を伝えるスピーカー(同報系無線)の設置、本市HP・SNS等、災害発生時の情報伝達手段の充実に努めています。また、災害時の備えとして、避難所用発電機の購入など備蓄物資や避難所環境の充実に努めています。

福祉避難所の確保や物資の供給、情報伝達等の災害協定を事業者と締結し、災害対応力の向上に努めています。

また、災害時において迅速な復興を実現できるよう本市から離れた他都道府県の市町村と災害協定を締結するよう努め、令和5(2023)年度に姉妹都市である兵庫県香美町と災害協定を締結しました。

■将来の見通し

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、より一層の庁内体制の充実に取り組んでいく必要があります。

要配慮者を含めた市民が安全・安心して暮らすことができるようにするため、庁内体制の充実に図るとともに避難所の市民への周知、さらなる災害時の情報伝達手段の確保等、関係機関及び関係部局と連携して進める必要があります。

(2) 求められていること

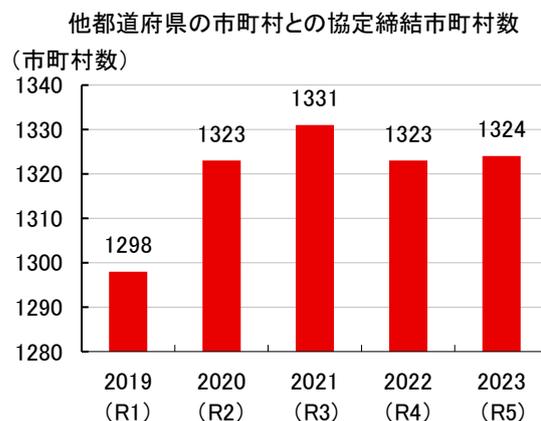
迅速かつ的確に災害対応できるよう、危機管理体制の充実及び関係機関との連携・協力が必要です

■危機管理体制の充実

災害が複雑・多様化する中、災害対応を迅速かつ的確に行うため市内の危機管理体制のさらなる充実が必要です。

■災害時における連携の強化

大規模災害時は、本市のみでは対応が難しいため他市町村を含めた関係機関との連携が必要です。



(出典)総務省消防庁「地方防災行政の現況」

(3) 実施方針

① 災害時の情報伝達の充実

災害時の情報伝達手段の一つである同報系無線について、市内全域に情報が伝わるよう維持管理を行います。また、関係機関と情報伝達の充実に努めます。

② 災害対応力の向上

本市から離れた他都道府県の市町村と防災協定を締結するなど、災害時において迅速な復興を実現できるよう災害対応力の向上に努めます。

③ 大規模災害に備えた防災体制の充実

災害が複雑・多様化する中、災害時の被害を最小限にする減災・縮災対策として、災害対応を迅速かつ的確に行うことができるよう市内の危機管理体制のさらなる充実を図ります。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
災害協定締結数	52 (2023 年度)	60
門真市は犯罪や事故、災害の心配が少ない安全・安心なまちだと思う人の割合	24.7% (2024 年度)	60.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 災害に備え、情報収集方法を確認します。
- 事業所は、物資の優先供給や避難場所の提供、人的支援など防災協定の締結に努めます。
- 要配慮者への支援に努めます。

▶▶ 関連計画：門真市地域防災計画

② 市民の危機管理意識の向上

(1) めざすべき方向性

災害や犯罪への不安が少ない、誰もが安心して暮らせるまちをつくります

災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の意識醸成を図ることにより、災害・犯罪に対する不安の少ない、安全・安心なまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

南海トラフ巨大地震のほか、大型台風や豪雨災害等、大規模な自然災害の発生が懸念され、災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の必要性が高まっています。

近年、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にあります。悪質な事件の発生等を背景に安全・安心に対するニーズが高まっています。

■本市の状況

本市全域で防災意識が向上するよう、自主防災組織等に対して防災資機材の貸与を実施しているほか、地域の防災訓練の支援や、防災講話、要配慮者を含めた多くの市民参加による本市総合防災訓練等を実施しており、これらの取組を進めることにより、防災意識の醸成を図っています。

本市の刑法犯認知件数は、平成17(2005)年のピーク時4,516件から減少しており、令和3(2021)年度においては、コロナ禍の活動自粛もあり、1,076件まで減少しましたが、令和5(2023)年度は1,406件と、直近では増加傾向にあります。

■将来の見通し

災害発生時に迅速に行動できるよう、地域と連携した避難所マップの作成等、防災意識の向上を図る取組が必要です。

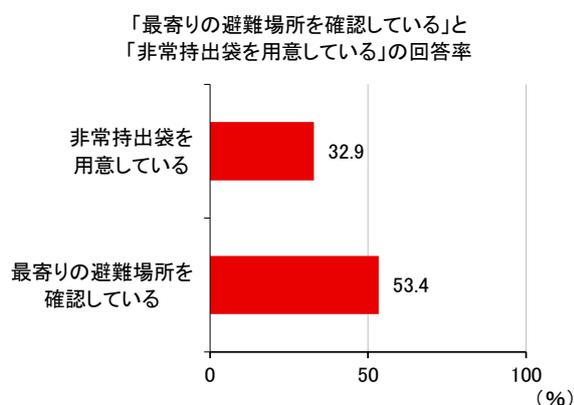
防犯については、防犯意識の向上の取組など防犯対策を引き続き推進することにより、刑法犯認知件数をさらに減少させる必要があります。また、引き続き防犯灯・防犯カメラ設置促進や、警察との連携を通じた防犯対策が必要です。

(2) 求められていること

地域の防災・防犯における「自助・共助」の意識醸成が必要です

■災害に対する事前の備え

災害から生命、身体及び財産を守るためには、日ごろからの備えが必要かつ重要であることから、最寄りの避難場所や非常持ち出し品、災害時の情報収集手段について、より一層の周知が必要です。

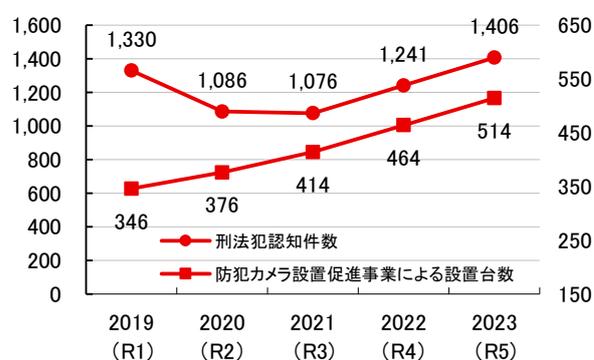


(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

■防犯対策の推進と防犯意識の向上

本市の刑法犯認知件数はピーク時から比べると大幅に減少していますが、直近では増加傾向にあるため、減少に向け、引き続き防犯カメラ等の防犯対策機器の設置を促進するとともに、市民の防犯意識向上を図ることが必要です。

刑法犯認知件数、防犯カメラ設置台数の推移



(出典)門真警察署、門真市

(3) 実施方針

① 防犯体制の強化と市民の防犯意識の向上

市内の防犯カメラを段階的に 800 台まで増設します。

関係機関や民間団体と連携した防犯組織の強化や防犯意識の向上を図ります。

② 地域の防災意識の向上

「自助・共助」の一端を担う自主防災組織等に対し、防災資機材の貸与、防災資機材の使用方法や使用した訓練の啓発等の支援を引き続き実施します。

災害時における防災活動を迅速に実施するため、総合防災訓練を実施します。

地域で実施される防災訓練や防災講話を引き続き支援するとともに、地域のニーズに応じた支援が展開できるよう取組を強化します。

③ 災害に対する日ごろの備えと心づもりの醸成

災害発生時に命を守るための適切な行動をとるためには、日ごろから、自発的な減災への取組、避難場所の確認や非常持ち出し品の準備及びチェック、災害情報の収集手段と情報の持つ意味の理解が重要であるため、防災意識の啓発強化に努め、災害時の不安軽減に努めます。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「最寄りの避難場所を確認している」と回答した割合	53.4% (2024 年度)	80.0%
「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「非常用持出袋を用意している」と回答した割合	32.9% (2024 年度)	70.0%
門真市の刑法犯認知件数	1,406 件 (2023 年度)	700 件

▶▶ みんなが協力できること

- 日ごろから避難場所の確認や非常持ち出し品の準備・チェックし、「自分の命は自分で守る」ということを意識します。
- 防災訓練や防災講話等に積極的に参加します。
- 災害ボランティアや要配慮者への支援に努めます。
- 自治会は、防災訓練や防災講話等を開催し、「自助・共助」の意識を高め、地域防災力の向上をめざします。
- 事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、災害時に優先する業務(BCP)や社員の安否確認方法、一斉帰宅の抑制等を確認するなど、災害時の企業活動の維持と早期回復に努めます。
- 門真特設防犯委員会に参画している企業を含め、事業者も防犯意識を持ち、安全・安心なまちをめざしていきます。
- 防犯キャンペーン等のイベントを通じ、犯罪の手口等の知識を得ることで、犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎます。
- 自治会は、防犯に関するチラシの回覧やポスターの掲示等を行い、地域の住民の啓発を行います。

▶▶ 関連計画：門真市地域防災計画

③ 消防・救急医療体制の充実

(1) めざすべき方向性

消防・救急医療体制が充実した、安全・安心なまちをつくります

多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するための消防力の充実強化を図るとともに、地域医療サービスの充実や休日・夜間等の救急医療体制の充実により、安全・安心なまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

地震や台風(暴風)、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えています。災害は多発化、大規模化、多様化しつつあり、防災に関する関心が高まっており、消防に寄せられる期待はますます大きくなっています。

全国的にも救急搬送件数が増加する中、入院率の高い高齢者の救急搬送の割合が増えています。

また、救急医療について、傷病者の搬送及び受入れの実施に関しては、消防法に基づき大阪府が実施基準を策定しています。初期救急については市町村、二次救急は大阪府と二次医療圏の市町村、三次救急は大阪府が医療機関と消防機関との協力を得て受入れ体制を整備しています。

■本市の状況

救急出動件数は増加傾向にあります。特に高齢者の救急需要が増加しており、全体の約7割を占めています。

大阪府において、救急医療への需要に対して安定的にかつ継続的に医療が提供できるよう体制が整備されています。初期救急医療体制について、本市は、保健福祉センターにおいて休日・夜間診療を実施し、北河内7市で共同運営している北河内こども夜間救急センターにおいて、年間を通して小児救急の夜間体制を補完しており、二次救急医療との適切な連携に努めています。

■将来の見通し

火災件数のより一層の減少に向け、消防及び消防団が連携した火災予防啓発を引き続き行っていく必要があります。また、各種イベントを活用した広報も行っていく必要があります。

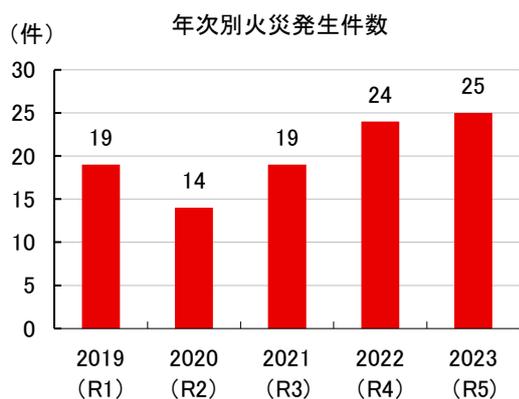
救急医療の適正利用の啓発や、一次救急と二次救急、三次救急の機能分化により、本当に必要な人が必要な時に救急医療が利用できる環境づくりが必要です。

(2) 求められていること

広域的な大災害発生時にも十分機能しうる消防力の充実強化、救急医療体制の充実が必要です

■多発化、大規模化、多様化しつつある災害への対応

多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、消防力の充実強化が必要です。



(出典)守口市門真市消防組合「消防年報」

■必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくり

本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発等の取組が必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 救急医療体制の充実

本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発等の取組を行います。

市民の安心を確保するため、保健福祉センター診療所において初期救急医療を行っており、二次救急医療との連携に引き続き努めます。

② 地域消防の担い手と活動環境の確保

全国的に減少傾向にある消防団員について、国や大阪府、消防協会等と連携した取組を行い、積極的な広報活動を実施するとともに、地域や事業所等にも消防団活動について発信します。

消防団が災害時安全に対応できるよう安全装備品の充実や救助、消火及び応急手当に関する技術向上、安全管理について習熟を図ります。

③ 消防力の充実強化と消防組合及び消防団との連携

多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、今後の組織体制のあり方等を守口市門真市消防組合と共に検討し、消防力の充実強化に努めます。

大規模災害時には、火災や救急救助事案が同時多発的に発生することが予想されるため、地域の防災リーダーを担う消防団とより一層連携した対応が図られるよう取組を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
建物火災発生件数	25 件 (2023 年度)	10 件
救急医療情報キット年間申請者数	43 人 (2023 年度)	50 人

▶▶ みんなが協力できること

- 各種救命講習の受講や消火器の取扱い、火災予防の徹底等取組に努めます。
- 平時からかかりつけ医をもち、健康管理に努め、救急医療を適切に利用します。
- 自治会は、地域における火災予防や事故防止に努めます。また、防災訓練等にAED講習や消火器の取扱い訓練を取り入れるなど、火災予防及び一次救命処置の意識の啓発に努めます。
- 事業所は、職場における事故防止の徹底に努めるとともに、火災避難訓練や通報訓練に多くの従業員が参加しやすい環境をつくれます。
- かかりつけ医や介護事業所等は、緊急時に必要な医療情報の提供と適切な救急搬送のため、救急医療情報キット等の活用の普及啓発に協力します。

XII. 行政管理分野

① 効率的・効果的な行政運営

(1) めざすべき方向性

デジタルトランスフォーメーション(DX)で持続可能な市政運営ができるまちをつくります

オンライン申請の拡大などデジタル技術を積極的に活用し、職員は政策立案など職員でなければならない業務に特化することで、付加価値を高め、一層信頼される開かれた市政運営をめざします。

■施策をとりまく社会状況

全国的に一般行政職の職員が減少している中において、少子高齢社会や人口減少社会の進展に伴う労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等が課題となるなど、行政に対する市民ニーズは多様化、高度化しています。

このような中においても持続可能な行政サービスを提供し続けるため、各地方公共団体では、市民と行政の接点(フロントヤード)の多様化・充実化とともに、基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、AI/RPA等のデジタル技術の活用による内部事務(バックヤード)の効率化や、アウトソーシング、指定管理者制度・PPP/PFIの活用等の取組が進められています。

■本市の状況

本市においても、コンビニ交付、オンライン化の拡大、電子決裁やオンライン会議等を活用したペーパーレス化の推進等、コスト削減を図りつつ、行政のデジタルトランスフォーメーションを進めています。

一方で、デジタル人材の育成や職員のICTリテラシー向上のための取組が重要となっています。

■将来の見通し

多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、フロントヤード及びバックヤードの効率化、業務委託化や事務の共同処理を含めた広域化への検討等、「スマート Biz★かどま」への取組を進め、データに基づく業務改善(データドリブンな行政運営)を実現していく必要があります。

また、デジタル社会に向け、マイナンバーカードを利用した市民サービスの提供など国のデジタル田園都市国家構想も踏まえた施策が必要です。

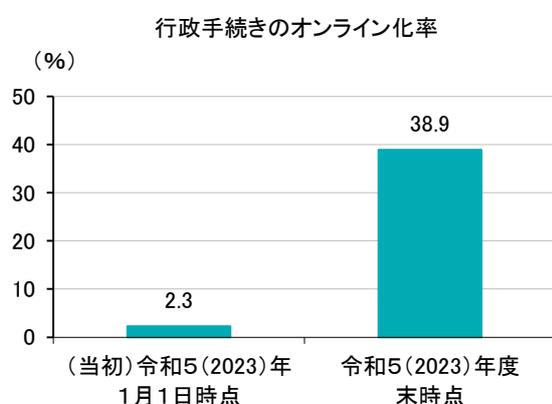
(2) 求められていること

市民にとってわかりやすく効率的な窓口サービスの充実が必要です

■窓口サービスの向上

労働力が減少する一方で市民ニーズは多様化・複雑化しています。

オンライン申請の拡大や書かない窓口の導入等、市民と行政との接点(フロントヤード)を多様化・充実化していくことが重要です。



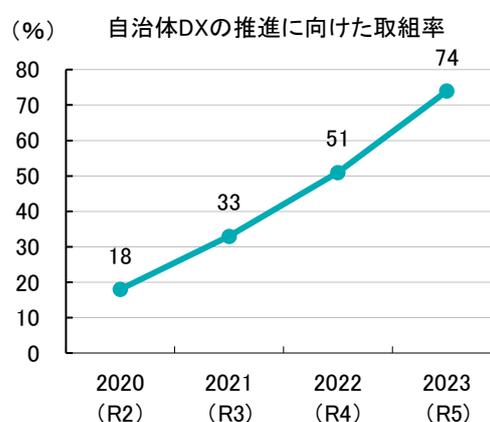
(出典)門真市

■デジタル利活用の促進

あらゆる分野の社会活動の拡大に伴い行政事務も必然的に増大しています。

インターネットやスマートフォンの普及に伴い各種申請や手続きの迅速化・正確化、透明性の向上やコストの低減が求められています。

デジタル技術を活用して行政事務のさらなる効率化と市民の利便性向上を図っていくことが必要です。



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 利用しやすい快適な行政サービスの推進

利用者の利便性と安全性、行政の業務最適化の視点を大切にした行政サービスのデジタル化に取り組むことにより、市民生活の利便性向上を図ります。

② デジタル技術を活用した行政事務の効率化・省力化

人的資源を政策立案や相談対応等の職員でなければできない業務にシフトできるよう、基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、AI/RPA等のデジタル技術を積極的に活用し行政事務の効率化を図ります。

③ 効率的・効果的な窓口サービスの推進

限られた職員数で効率的・効果的な窓口サービスを提供するため、オンライン申請の拡大や、マイナンバーカードを活用した書かない窓口の導入等、「行かない・待たない・書かない」多様な窓口を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること	70.9% (2024 年度)	90.0%
市役所職員の対応・行動が「良い」と感じている人の割合	67.4% (2024 年度)	80.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 自助・共助の精神を持ちながら市役所と連携します。
 - オンライン申請を積極的に活用します。
 - 行政事務のデジタル化に理解を示します。
 - 事業者は、市民にとって分かりやすく利便性の高いシステムを開発し提供します。
- ▶▶ 関連計画：門真市 DX 推進計画、門真市行財政改善アクションプラン「スマート Biz★かどま」
- ▶▶ 関連条例：門真市健全な財政に関する条例、門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

② 広報・情報発信の充実

(1) めざすべき方向性

積極的な情報発信で、市役所と市民との信頼関係が築かれたまちをつくります

わかりやすく、市民の関心を惹く情報発信を継続的に行うことによって、市役所を身近に感じ、共に情報発信を担っていただくなど市政に参加する市民が増えるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

スマートフォンの普及や情報通信技術の発展により、暮らしの中での情報の受け取り方が大きく変化しています。それに伴い、情報発信のあり方も時代に合わせて変えていくことが求められています。

市民への情報発信についても、多くの自治体が、広報紙やホームページの整理、SNS の積極的な活用、市民と連携した情報発信等、それぞれ創意工夫に取り組んでいます。

■本市の状況

本市は、毎月、全戸配布している広報紙や日々更新しているホームページで主に情報を発信しています。その他、X(旧 Twitter)等の SNS やメディアへのリリースにも取り組んでおり、市公式 X へは令和5(2023)年3月時点で約 6,100 人がフォローしています。

市公式インスタグラムの開設、市公式 LINE のリニューアル等、個々のニーズやターゲット層にあわせた SNS の充実、情報発信にも取り組んでいます。

また、外国籍市民に向けたカタログポケットの活用による広報の多言語配信等、情報発信の向上に努めています。

■将来の見通し

平成 29(2017)年から情報発信を強化し、広報紙やホームページのリニューアル、リリースの増加等に努めていますが、様々な本市の取組を市民にしっかり伝え、共に地域課題の解決に取り組んでいくためには、若者や障がい者など多様な市民の特性に合わせた情報発信に加えて、さらなる情報発信を強化する必要があります。スマートフォンや SNS の普及によりインターネットを活用した情報発信、市民と連携した情報発信がますます重要となっています。

本市を将来にわたってより良いまちにしていくためには、本市の取組を伝えるだけでなく、情報の発信や情報公開、また、市民との連携を通じて市民と信頼関係を築いていく必要があります。

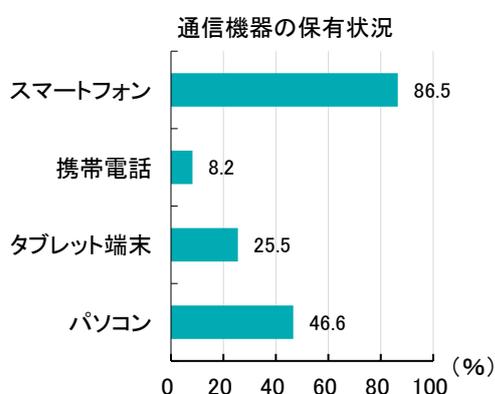
(2) 求められていること

積極的な情報媒体の活用により、市役所の様々な取組をわかりやすく伝えていくことが必要です

■情報通信技術の発展に合わせた対応

スマートフォンの個人保有率が上昇するとともに、暮らしの中でインターネットを利用する時間が増加しています。

情報通信技術の発展に伴う暮らしの変化に合わせて、情報を発信する方法や内容を変化させていくことが必要です。

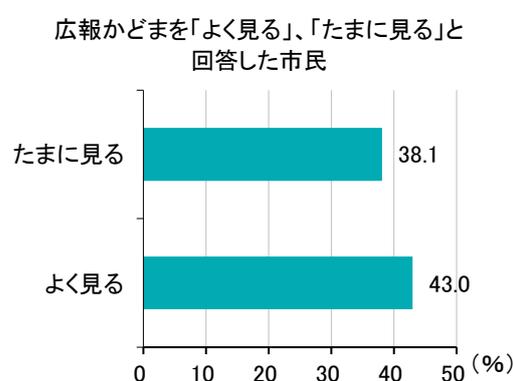


(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

■継続的な情報発信・情報公開

広報かどまを「よく見る」と回答した人が43%と減少傾向にありますが、「たまに見る」と回答した人は38.1%であり、80%以上の市民の方が広報を目にしていることから、広報紙面を工夫し、「よく見る」人の割合を増やすことが必要です。

継続的な情報公開により、本市の透明性・信頼性を向上していくことが必要です。



(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

(3) 実施方針

① 情報公開の推進

開かれた市政の実現のため、情報公開制度の趣旨を広く周知し、誰もが本市の情報を知ることができるよう努めるとともに、丁寧な対応及び説明を行います。

② 広報紙の発行と紙面の充実

広報紙において、本市の様々な取組をわかりやすく、おもしろく伝えられるよう紙面の充実に努めます。より多くの市民を取り上げ、市民の地域における活動を応援します。

③ インターネットを活用した情報発信の充実

本市の取組や手続きに関することなど知りたい情報に、いつでも、わかりやすくアクセスできるよう、本市ホームページの充実に努めます。

様々な媒体を活用し市民と連携して、本市の認知度やイメージ向上につながる情報発信を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
広報かどまを「よく見る」と回答した市民の割合	43.0% (2024 年度)	70.0%
X フォロワー数	6,100 人 (2023 年度)	6,350 人

▶▶ みんなが協力できること

- 日ごろから広報かどま等で本市の発信する情報をチェックし、おもしろいと感じたものや役に立つと思ったものを SNS 等で発信します。
- 市役所の取組やサービスについて関心を持ちます。
- 事業所で広報かどまを回覧します。

▶▶ 関連計画：門真市広報発行規程、門真市シティプロモーション基本方針

▶▶ 関連条例：門真市情報公開条例

③ シティプロモーションによる定住促進

(1) めざすべき方向性

地域の魅力や暮らしやすさを広く共有し、選ばれるまちをつくります

本市の魅力やいいところを市役所と市民が共有し、連携して発信することにより、本市のイメージ向上を図り、このまちに住みたい、住み続けたいと思う人が増えるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

人口減少と少子高齢社会の進展により、まちの担い手となる人が不足することが懸念されています。そのため、自治体には、あらゆる取組を通じて、急激に進む人口減少を緩やかにしつつ、地域のために頑張ろうという人を増やすことが求められています。

昨今、多くの自治体が、住民に対する行政情報の発信にとどまらず、知名度やイメージの向上につながるシティプロモーションに取り組み、「交流人口」の創出・拡大、移住・定住の促進に努めています。

■本市の状況

本市の人口移動を見ると、転出数が転入数を上回る状態が続いていましたが、令和5(2023)年には転入超過へと転じました。

一方で、0～9歳、25～34歳の子どもと親世代の転出超過が続いています。本市では広報紙や本市ホームページなど従来の取組において改善を積み重ねているほか、様々な機会をとらえて本市の魅力が市内外へ発信されるよう努めてきました。

音楽家の広瀬香美さん、関西フィルハーモニー管弦楽団首席指揮者の藤岡幸夫さんに門真市ふるさと大使を委嘱し、高い情報発信力で本市をPRしています。

本市には、魅力的なものやいいところが多くありますが、これらの魅力の共有や編集、発信が十分に行われているとは言えず、改善の余地があります。

■将来の見通し

まちの活力を維持していくためには、20～30代の若い世代の転入を促進し、転出を抑制するとともに、地域の取組に参画する人、このまちを楽しむ人を増やしていく必要があります。

大規模商業施設の開業に伴い、本市に訪れる方が増え、本市に注目が集まる中、また、本市のまちづくりが目に見えて進むタイミングに合わせて、本市の魅力発信を積極的に行い、若い世代を呼び込み、定住を促進するためには、効果的、効率的な情報発信をする必要があります。

(2) 求められていること

地域の魅力を市内外の人へ効果的に伝えることが必要です

■市外在住者の門真市推奨意欲の向上

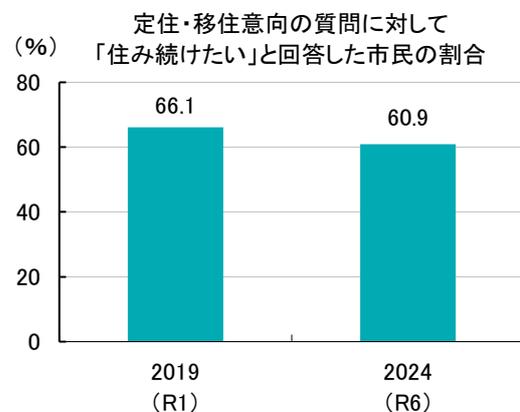
本市への転入者を増やすためには、市外在住者からの関心を高める必要があります。

そのためには、本市のいいところや注目される取組を効果的に発信し、本市をいいと思う人、おすすめしていただける人を増やすことが重要です。

■定住人口の増進と交流人口の増加

令和6(2024)年の調査では、このまちに住み続けたいと思う人が令和元(2019)年の調査に比べて減少しています。

定住人口の増進のためには、本市の魅力やいいところを共有し、発信していくことにより定住意向を高めるとともに本市を訪れる交流人口の増加を図ることが重要です。



(出典)門真市市民意識調査(令和6(2024)年度)

(3) 実施方針

① 積極的なプレスリリース

新聞やテレビ、ウェブニュース、雑誌、PRTIMES 等で本市に関わる取組が掲載される機会を増やすために、市内の公益団体や事業者と連携して、積極的にプレスリリースしていきます。これにより、市外の人からの本市への関心を高めるとともに、市民がこのまちをもっと好きになり、住んでいることに誇りを持つようなまちにしていきます。

② 戦略的なシティプロモーションの展開

市民や企業と連携して、市役所が一丸となって、市の魅力を PR する体制を整え、戦略的にプロモーションを展開します。

③ 門真市ふるさと大使によるプロモーション

市の出身者等で、文化・芸術等の分野で活躍されている方を「門真市ふるさと大使」として委嘱し、市のプロモーション活動や情報発信、市のイメージや知名度の向上の取組を推進します。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
20～30 代の転出超過数	73 人 (2023 年度)	△120 人
市民の地域推奨意欲	5.6% (2024 年度)	50.0%

▶▶ みんなが協力できること

- 暮らしの中で本市の魅力のひとつひとつを発見して、友人との会話や SNS 等で共有します。
- 地域団体は、団体の活動を積極的に発信するとともに、地域の課題解決に一層貢献いただけるよう、専門機関や市役所と連携を深めます。
- 事業所は、自社の紹介の際、本市のいいところを合わせて紹介します。
- 事業所は、積極的に市役所や市内の公益団体等と連携して、みんなが本市に関心をもってもらえるよう発信します。

▶▶ 関連計画：門真市シティプロモーション基本方針

④ 公共施設の適正管理

(1) めざすべき方向性

行ってみたい、使ってみたいと思える公共施設があるまちをつくります

市民ニーズのミスマッチを無くし、求められる公共施設を使って、市民がいきいきと活動できるまちをめざします。

■施策をとりまく社会状況

全国的に公共施設の老朽化が大きな課題となっており、人口減少等による今後の公共施設等の利用需要が変化していく中で、施設の有効活用も含めたあり方を考える時期にきています。

■本市の状況

本市の公共施設は、高度経済成長期の急激な人口増加に併せて建設された施設が多く、今後一斉に更新のタイミングを迎えます。

仮に現在の公共施設数を維持すると仮定した場合、インフラ施設、水道施設とあわせた今後の更新費用は、30年間で約2,288億円、年平均で約76.3億円かかる見込みになっています。

一方で、今後も生産年齢人口の減少が予測されていることから、歳入の大きな伸びを期待することは難しい見込みです。

また、本市の人口減少の傾向は今後も継続する見込みであり、市民ニーズの変化に対応しながら、施設総量の適正化が必要です。

■将来の見通し

本市全体としての施設のあり方や計画プロセスを再考する公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設総量の適正化に取り組む必要があります。

施設総量の適正化を計画的に進めるため、施設の複合化や統廃合等による施設再編のモデルと検討土台を示す「門真市公共施設再編計画」を策定し、施設配置の最適化を図るとともに、再編した施設における市民の利便性・利用率の向上をめざします。

(2) 求められていること

現状から将来を見据えた公共施設のあり方の検討が必要です

■市民ニーズへの柔軟な対応

新たな市民ニーズへ対応した公共施設を考えるために、施設毎の利用状況を分析し、施設の目的や活用方法等を見直し、使いやすい施設に再編することが必要です。

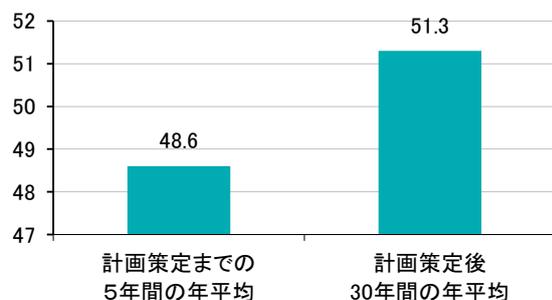
改修や建替えだけではなく管理や運営も含めて、行政サービス向上のために PFI やデザインビルド、指定管理者制度、施設包括管理委託等の民間活用を検討していくことが必要です。

■施設総量の適正化

人口減少や厳しい財政状況を勘案し、機能の複合化や統廃合等により、施設総量の適正化を図ることが必要です。

公共施設再編にあたっては、市広報紙やホームページにおいて情報発信し、市民の方々と情報共有します。

現状維持の場合の公共施設(建物系施設)
の更新等費用の1年平均



(出典)門真市

(3) 実施方針

① 施設総量の適正化

財政負担を考慮しつつ施設総量の適正化を図り、将来にわたり市民が必要とする行政サービスを提供します。

② 公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントの推進のため、民間活用を積極的に検討し、公共施設のあり方とともに、整備、管理、運営のプロセスを再構築します。

また、中長期的なスケジュール及び更新経費の見込みを示し、将来的な予算の縮減や平準化、さらには施設配置の最適化を図るとともに、再編した施設における市民の利便性・利用率の向上をめざします。

■■ 施策の成果を図る指標 ■■

指標	現状値	目標値
公共施設を利用する市民の満足度	67.3% (2024 年度)	80.0%
公共施設の延床面積の削減率	—	12.5%

▶▶ みんなが協力できること

- 市民は、公共施設を利用し、一步踏み込んで、運営に関わっていきます。
- 市民団体は、地域の公共施設の管理・運営に関わっていきます。
- 事業者は、行政と協働し、公共施設の有効活用を考えていきます。

▶▶ 関連計画：門真市公共施設等総合管理計画、門真市公共施設等個別施設計画、門真市公共施設再編計画

第4部

門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略

I. はじめに

急激な人口減少・少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国は、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号。以下「創生法」という。)を制定し、同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

創生法第10条において、市町村は、国の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた総合戦略の策定に努めるものとされていることから、本市においても、平成27(2015)年10月に「第1期門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。令和元(2019)年12月には、国が「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市においても、「門真市第6次総合計画」に包含する形で、令和2(2020)年3月に「第2期門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域経済は大きな打撃を受け、また地域コミュニティの弱体化等、地方は大きな影響を受けました。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が加速化し、時間と場所に捉われない生活や働き方が可能になりました。

国は、新たな地方創生の方針として、デジタルの力で「全国どこでも誰もが快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」を示し、令和4(2022)年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

このことを踏まえ、結婚、出産、子育て支援、少子化対策、移住・定住・関係人口創出・拡大、中小企業DX等の地域課題解決に向けた地方創生の取組をデジタルの力を活用して加速化・深化させていくために、「門真市第6次総合計画改訂版」(以下、「門真市総合計画」という。)に包含する形で、「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「門真市総合戦略」という。)を策定しました。

II. 基本方針

1. 門真市第6次総合計画改訂版との関係

門真市総合計画は、令和11（2029）年度までの将来を展望し、まちづくりの基本的な方向性と4つの基本目標を定めた「基本構想」、「基本構想」に定める4つの基本目標を、総合的かつ体系的に推進するため、12の行政各分野・41の基本施策を明らかにした「基本計画」、基本計画における諸施策の効果的な実施のための指針で、その基礎となる具体的な事業を定めた「実施計画」の3層で構成されています。

門真市総合戦略は、門真市総合計画に包含する形となり、創生法第10条で定めることとされている「目標」は、門真市総合計画の4つの「基本目標」とし、「基本的方向」は門真市総合計画の「基本計画」に記載の全ての「基本施策（12分野・41基本施策）」、「具体的施策」は門真市総合計画の「基本計画」基本施策毎（12分野・41基本施策）に記載している「実施方針」としております。

門真市第6次総合計画 施策体系
（下記は門真市第6次総合計画（令和2年3月策定版））



門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画の「基本目標」 = 総合戦略の「目標」

総合計画の「基本施策」 = 総合戦略の「基本的方向」

門真市第6次総合計画 基本施策
(下記は門真市第6次総合計画 (令和2年3月策定版))

門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画「基本計画」
基本施策「実施方針」 = 総合戦略の「具体的施策」

総合計画の「施策の成果を測る指標」 = 総合戦略の「KPI」

門真市総合計画において、全ての「基本目標」は全ての「基本施策 (12分野・41基本施策)」と関連があるという考えのもと、「基本目標」と「基本施策 (12分野・41基本施策)」の明確な紐づけはしておらず、総合的かつ体系的に「基本施策 (12分野・41基本施策)」を実施することで、全ての「基本目標」を達成することとしております。

門真市総合戦略においても同様の考え方のもと、「目標」と「基本的方向」の明確な紐づけはせず、全ての「基本的方向」に基づき「具体的施策」を総合的かつ体系的に実施することで全ての「目標」達成をめざします。

2. 計画期間

令和7 (2025) 年度から令和11 (2029) 年度までの5年間とします。

III. 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績評価指標(KPI)

1. 目標

門真市総合戦略の「目標」は、「門真市総合計画」の「基本目標」になります。

目標 1	出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現
目標 2	地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現
目標 3	安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現
目標 4	誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

2. 基本的方向

門真市総合戦略の「基本的方向」は、「門真市総合計画 基本計画」に記載の全ての「基本施策（12分野・41基本施策）」になります。

①子育て	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで支え合う子育て環境づくり 2 母子保健の充実 3 子育て世帯への支援 4 就学前教育・保育の充実 	⑦上下水道	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の基盤強化 2 下水道施設の基盤強化
②教育	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の推進 2 児童・生徒の健全育成 3 学校施設と教育環境の充実 	⑧地域振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の絆づくりとコミュニティの活性化 2 市民公益活動と協働・共創の推進 3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり 4 平和と人権の尊重 5 多文化共生社会の形成
③健康管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 2 健康保険制度の適正な運営 	⑨産業振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域産業の強化と発展 2 就労支援と雇用促進
④福祉	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の推進 2 高齢者への支援 3 障がい児（者）等への支援 4 生活保障と自立支援 	⑩地域教育振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域教育環境の充実 2 暮らしに息づく文化芸術の推進 3 文化資源の活用と保存・継承 4 市民スポーツの振興
⑤まちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちの顔づくり 2 快適な住まい環境の充実 3 憩いの場の充実 4 公共交通の充実 5 快適な道路環境の形成 	⑪危機管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理と災害時対策 2 市民の危機管理意識の向上 3 消防・救急医療体制の充実
⑥環境	<ol style="list-style-type: none"> 1 地球環境保全 2 生活環境保全 3 快適に暮らせる生活基盤の整備 	⑫行政管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 効率的・効果的な行政運営 2 広報・情報発信の充実 3 シティプロモーションによる定住促進 4 公共施設の適正管理

3. 具体的施策・重要業績評価指標（KPI）

門真市総合戦略の具体的施策は、「門真市総合計画 基本計画 基本施策（12分野・41基本施策）」に記載している「実施方針」に、重要業績評価指標（KPI）は、「門真市総合計画 基本計画 基本施策（12分野・41基本施策）」に記載している「施策の成果を測る指標」になります。

※ KPIの「現状」・「目標」について、年度の記載がないものは下記のとおり

「現状」：令和5（2023）年度、「目標」：令和11（2029）年度

(1) 子育て分野

1 みんなで支え合う子育て環境づくり	具体的施策		
	①子どもを真ん中においたネットワーク体制の推進		
	②地域子育て支援の充実		
	③育児負担・育児不安の軽減		
	重要業績評価指標（KPI）		
	指標名	現状	目標
	①放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
2 母子保健の充実	具体的施策		
	①相談・支援体制の充実		
	②乳幼児健康診査の受診率向上		
	重要業績評価指標（KPI）		
	指標名	現状	目標
	①4か月児健康診査対象者の受診率、1歳6か月児健康診査対象者の受診率、3歳6か月児健康診査対象者の受診率	4か月児 88.3% 1歳6か月児 90.0% 3歳6か月児 91.1%	4か月児 98.0% 1歳6か月児 97.0% 3歳6か月児 95.0%
	②妊娠11週以下での妊娠の届出率	95.8%	99.8%

3 子育て世帯への支援	具体的施策		
	①相談体制の充実		
	②子育て世帯の経済的負担の軽減		
	③保育サービスの提案による子育て負担の軽減		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていると思う人の割合	70.8% 令和6(2024)年度	90.0%
②要保護児童連絡調整会議による新規登録件数	369件	286件	
4 就学前教育・保育の充実	具体的施策		
	①子育て支援サービスの充実や教育・保育の質の向上		
	②教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①年度末時点の保育所等の待機児童数	4人	0人
	②門真市は安心して楽しく子育てができる環境だと思う人の割合	30.7% 令和6(2024)年度	70.0%

(2) 教育分野

1 学校教育の推進	具体的施策		
	①一人ひとりの課題に応じた教育の推進		
	②安心して学べる環境づくり		
	③教職員の指導力の向上		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①全国学力・学習状況調査の標準化得点 (全国を100とした時の相対的な比較数値)	小学校:96.8 中学校:96.7 令和6(2024)年度	小学校:105 中学校:105
②授業の中で、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童・生徒の割合 (全国学力・	小学校:79.7% 中学校:80.3% 令和6(2024)年度	小学校:85.0% 中学校:85.0%	

	学習状況調査)		
2 児童・生徒の健全育成	具体的施策		
	①地域等との連携の強化		
	②いじめ防止・不登校減少に向けた取組の推進		
	③小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見の割合（小6、中3の平均）	81.9% 令和6（2024）年度	90.0%
②子どもが健やかに成長していると感じている人の割合	74.4% 令和6（2024）年度	90.0%	
③小学5年生の体力合計点の国との比較 （本市平均点／全国平均点）	93.6%	105.0%	
3 学校施設と教育環境の充実	具体的施策		
	①多様なつながりを創る学校づくりと学校の適正配置		
	②ICT指導の能力向上		
	③学校施設の計画的な維持・整備		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①トイレの洋式化率	62.7%	70.0%
②「授業でパソコンを使って自分のペースで学ぶことができる」と思う児童・生徒の割合	—	100.0%	

(3) 健康管理分野

1 生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策	具体的施策		
	①病気の予防対策の推進		
	②各種がん検診の受診促進		
	③生活習慣の改善に向けた啓発等の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①健康寿命の大阪府平均との差	男：△1.44歳 女：△0.86歳 令和4（2022）年度	男女共に 0歳以上
②がん検診の受診率	肺がん検診： 10.4% 胃がん検診： 1.6% 大腸がん検診： 6.2% 子宮がん検診： 8.3% 乳がん検診： 6.0%	各種検診 50.0%	
③麻しんの予防接種率	第1期：81.5% 第2期：89.4%	第1期、第2期 95.0%	
2 健康保険制度の適正な運営	具体的施策		
	①ジェネリック医薬品普及率向上		
	②健康診査受診率の向上		
	③健康保険制度の周知啓発		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①特定健康診査受診率	29.4%	60.0%
②健康診査受診率【後期高齢者医療】	27.9%	40.0%	

(4) 福祉分野

1 地域福祉の推進	具体的施策		
	①地域福祉の担い手確保への支援		
	②住民相互の助け合いの推進		
	③包括的な支援体制の整備を推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①互いに助け合い、支えあう地域のつながりができていると思う割合	79.3% 令和6(2024)年度	90.0%
②小地域ネットワーク活動件数	個別援助活動： 9,143件 グループ 援助活動： 34,679件	個別援助活動： 12,000件 グループ 援助活動： 36,000件	
2 高齢者への支援	具体的施策		
	①高齢者等の孤立死防止、終末期の不安の軽減		
	②認知症高齢者等の見守り体制の強化・推進		
	③介護予防教室等の充実		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①認知症サポーター養成者数（累計）	8,186人	9,000人
②前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合	7.1%	4.5%	
3 障がい児（者）等への支援	具体的施策		
	①障がい児施策の充実		
	②社会参加の促進		
	③切れ目のない重層的な支援体制の構築		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていると思う人の割合	80.7% 令和6(2024)年度	90.0%
②障害者差別解消法を知っている市民の割合	20.6% 令和6(2024)年度	60.0%	

4 生活保障と自立支援	具体的施策		
	①自立に向けた就労支援		
	②日常生活の健康マネジメント		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①15～64歳における生活保護率（人口比）	2.8%	1.5%
②健康管理指導による改善率	53.0%	85.0%	

(5) まちづくり分野

1 まちの顔づくり	具体的施策		
	①第二京阪道路沿道まちづくりの推進		
	②駅周辺地区まちづくりの推進		
	③密集市街地整備事業の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	63ha	24ha
	②市街化区域の割合	97.5%	100.0%
2 快適な住まい環境の充実	具体的施策		
	①市営住宅の管理と改善整備		
	②空家等対策の推進		
	③安全・安心でゆとりある良好な住環境の確保		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①住宅の耐震化率	88.1% 令和2(2020)年度	95.0%
	②空き家率	17.0%	15.2%
③主要駅の周辺がまちの顔としてにぎわいのある魅力的な環境だと感じる人の割合	35.3% 令和6(2024)年度	70.0%	

3 憩いの場の充実	具体的施策		
	①水路の保全と親水空間の創出		
	②公園施設の長寿命化		
	③みどりと公園の整備		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①市民1人当たりの公園面積	1.21㎡	2.00㎡
	②市内緑化の年間増加面積	3,877㎡	4,000㎡
③長寿命化対策を実施した公園施設数	13箇所	20箇所	
4 公共交通の充実	具体的施策		
	①公共交通の結節点と周辺整備		
	②地域公共交通ネットワークの構築		
	③大和田駅前広場の整備		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①大和田駅前南側広場の整備	未整備	整備完了
	②バスや鉄道等の公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	68.4% 令和6(2024)年度	80.0%
5 快適な道路環境の形成	具体的施策		
	①道路施設の長寿命化		
	②交通安全施設の整備		
	③安全・安心な道路空間の整備の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①都市計画道路整備延長	25.25km	26.04km
	②年間歩道改良箇所数	3箇所	5箇所
③年間交通事故発生件数	370件	300件	

(6) 環境分野

1 地球環境保全	具体的施策		
	①環境学習の推進		
	②省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進		
	③ごみの減量化の推進		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①市民一人一日当たりのごみ排出量	919g	870g
②温室効果ガスの総排出量	22,300t-CO2	19,685t-CO2	
2 生活環境保全	具体的施策		
	①公害対策の実施		
	②環境美化意識の高揚		
	③美しいまちづくり活動の促進		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①清掃活動の参加者数	4,564人	6,000人
②公害が少ない環境の良いまちだと思える市民の割合	42.9% 令和6(2024)年度	70.0%	
3 快適に暮らせる生活基盤の整備	具体的施策		
	①ごみ出し困難者への支援		
	②ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理		
	③ごみ・し尿等の適正な処理		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①ふれあいサポート収集の利用世帯数	91世帯	200世帯

(7) 上下水道分野

1 上水道施設の基盤強化	具体的施策		
	①災害に強い水道施設の更新		
	②災害に強い水道管の更新		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①管路の耐震化率	25.4%	32.1%
	②配水池の耐震化率	56.3%	83.5%
③ポンプ所の耐震化率	70.3%	100.0%	

2 下水道施設の基盤強化	具体的施策		
	①下水道施設の老朽化対策		
	②下水道施設の総合的な地震対策		
	③下水道未整備地域の解消に向けた整備の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①下水道の処理人口普及率	97.9%	99.8%
②下水道による浸水対策達成率	90.8%	94.0%	

(8) 地域振興分野

1 地域の絆づくりとコミュニティの活性化	具体的施策		
	①地域コミュニティへの支援		
	②イベントを通じた地域の絆づくりの支援		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	79.3% 令和6(2024)年度	90.0%
②地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合	23.8% 令和6(2024)年度	70.0%	
2 市民公益活動と協働・共創の推進	具体的施策		
	①より効果的な市民の公益活動の促進		
	②市民の公益活動に対する支援の充実		
	③公民連携の推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
①大学・企業との包括連携事業実績数	48回	60回	
②NPO法人やボランティア活動に参加している人の割合	16.5% 令和6(2024)年度	60.0%	
3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり	具体的施策		
	①複雑化する消費者被害の予防・啓発と相談体制の充実		
	②市民からの多様な相談に対応できる相談体制の充実		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
①消費相談あつせん率	10.0%	20.0%	

	②無料法律相談の稼働率	80.4%	90.0%
4 平和と人権の尊重	具体的施策		
	①更生保護活動の促進		
	②男女共同参画の促進		
	③人権啓発活動の推進と人権相談の充実		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①人権講座の年間延べ参加人数	161人	500人
	②女性相談の利用者数	2,371人	5,000人
	③平和で人権が守られていると感じる人の割合	76.9% 令和6(2024)年度	90.0%
5 多文化共生社会の形成	具体的施策		
	①外国籍市民への生活支援		
	②多言語対応の推進		
	③互いの文化を理解しあう環境づくり		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①在住外国人と活発に交流できていると思う人の割合	81.0% 令和6(2024)年度	90.0%
	②国外の都市との交流が行われていると思う人の割合	81.3% 令和6(2024)年度	90.0%

(9) 産業振興分野

1 地域産業の強化と発展	具体的施策		
	①農業の保全と地産地消の促進		
	②企業の成長発展への支援		
	③経営基盤強化への支援		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①市内に事業所を有する全産業における付加価値額	3,299億円 令和3(2021)年度	3,391億円× (2020年-2030年 国内実質GDP伸び率)を上回ること。
②活発な工業活動ができるような環境になっていると感じる市民の割合	82.1% 令和6(2024)年度	90.0%	

2 就労支援と雇用促進	具体的施策		
	①労働環境の向上		
	②女性や高齢者等の活躍推進		
	③就労及び雇用の促進		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①市内常住の市内従業員の割合	32.0% 令和2(2020)年度	33.2%
②【女性】市内常住の市内従業員の割合	43.4% 令和2(2020)年度	45.0%	

(10) 地域教育振興分野

1 地域教育環境の充実	具体的施策		
	①行ってみたいくなる文化・学習の交流拠点の整備		
	②活動拠点の適正管理の推進		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①生涯学習活動をしたことがある人の割合	31.1% 令和6(2024)年度	70.0%
	②図書館を利用したことがある人の割合	32.9% 令和6(2024)年度	70.0%
2 暮らしに息づく文化芸術の推進	具体的施策		
	①市民の文化芸術活動の支援や文化に親しむ場・機会づくり		
	②文化芸術活動の活性化に向けた支援		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
	①ルミエールホールの稼働率	47.9%	60.0%
	②文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合	8.4% 令和6(2024)年度	60.0%
3 文化資源の活用と保存・継承	具体的施策		
	①文化資源の保存と継承		
	②本市の文化資源に愛着を持つことができる環境の醸成		
	重要業績評価指標 (K P I)		
	指標名	現状	目標
①歴史資料館の年間入館者数	749人 令和4(2022)年度	6,000人	

	②市民学芸員年間活動回数	2回	24回
4 市民スポーツの 振興	具体的施策		
	①スポーツ活動推進体制の充実		
	②スポーツ・レクリエーション活動への支援		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①スポーツ・レクリエーション事業への参加者数	6,923人	9,000人
	②スポーツ・レクリエーション事業参加者のうち、過去1年間に全くスポーツ・レクリエーション活動をしなかった人の割合	28.1%	15.0%

(11) 危機管理分野

1 危機管理と災害 時対策	具体的施策		
	①災害時の情報伝達の充実		
	②災害対応力の向上		
	③大規模災害に備えた防災体制の充実		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①災害協定締結数	52	60
②門真市は犯罪や事故、災害の心配が少ない安全・安心なまちだと思ふ人の割合	24.7% 令和6(2024)年度	60.0%	
2 市民の危機管理 意識の向上	具体的施策		
	①防犯体制の強化と市民の防犯意識の向上		
	②地域の防災意識の向上		
	③災害に対する日ごろの備えと心づもりの醸成		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「最寄りの避難場所を確認している」と回答した割合	53.4% 令和6(2024)年度	80.0%
②「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「非常用持出袋を用意して	32.9% 令和6(2024)年度	70.0%	

	いる」と回答した割合		
	③門真市の刑法犯認知件数	1,406件	700件
3 消防・救急医療体制の充実	具体的施策		
	①救急医療体制の充実		
	②地域消防の担い手と活動環境の確保		
	③消防力の充実強化と消防組合及び消防団との連携		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①建物火災発生件数	25件	10件
	②救急医療情報キット年間申請者数	43人	50人

(12) 行政管理分野

1 効率的・効果的な行政運営	具体的施策		
	①利用しやすい快適な行政サービスの推進		
	②デジタル技術を活用した行政事務の効率化・省力化		
	③効率的・効果的な窓口サービスの推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
①迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること	70.9% 令和6(2024)年度	90.0%	
②市役所職員の対応・行動が「良い」と感じている人の割合	67.4% 令和6(2024)年度	80.0%	
2 広報・情報発信の充実	具体的施策		
	①情報公開の推進		
	②広報紙の発行と紙面の充実		
	③インターネットを活用した情報発信の充実		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①広報かどまを「よく見る」と回答した市民の割合	43.0% 令和6(2024)年度	70.0%
②Xフォロワー数	6,100人	6,350人	

3 シティプロモーションによる定住促進	具体的施策		
	①積極的なプレスリリース		
	②戦略的なシティプロモーションの展開		
	③門真市ふるさと大使によるプロモーション		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①20～30代の転出超過数	73人	△120人
4 公共施設の適正管理	具体的施策		
	①施設総量の適正化		
	②公共施設マネジメントの推進		
	重要業績評価指標（K P I）		
	指標名	現状	目標
	①公共施設を利用する市民の満足度	67.3% 令和6(2024)年度	80.0%
	②公共施設の延床面積の削減率	—	12.5%